



神奈川県

KANAGAWA

平成31年度
国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

平成30年7月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

わが国の景気は、緩やかに回復しているものの、更に力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

しかしながら、超高齢社会の進行に伴う医療・介護需要の大きな伸びは、医療・介護施設や人材の不足を招くとともに、社会保障費の大幅な増加につながっており、地方自治体の財政に大きな影響を与えています。

そうした中で、本県は、「子どもみらいをスマイル100歳に」をテーマに掲げ、子どもたちの将来を見据え、それぞれのライフステージに応じた取組を行い、いつまでもずっと輝き続けられる持続可能な社会を作っていこうと、これまでの県の施策を発展的に展開しているところです。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤を確立するため、これまでも人件費の抑制や県債の発行抑制など財政健全化に取り組んできたところですが、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、本県では、「未病」を基軸とした健康・長寿社会の実現に向けた取組や、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を強力に推進していますが、これは、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題でもあります。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成31年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成30年7月

神奈川県知事 為末祐治

平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案

個別的提案事項一覧

I 地方分権

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 地方自治制度の抜本的な改革
- 3 住民投票制度の整備
- 4 三大都市圏における基礎自治体間の広域連携に対する支援策の充実
- 5 市町村の起債に対する公的資金の確保

II エネルギー・環境

- 6 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- 7 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 8 PCB廃棄物の期限内処理の徹底
- 9 建設発生土対策の確立
- 10 地球温暖化対策の推進
- 11 大気環境保全対策の推進
- 12 東京湾における貧酸素水塊対策の推進
- 13 自動車交通環境対策の推進
- 14 土壌・地下水汚染対策の推進
- 15 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法予算の拡充

III 安全・安心

- 16 建築物の耐震化の推進
- 17 治水対策の推進
- 18 土砂災害防止対策事業の推進
- 19 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり
- 20 津波災害警戒区域の指定に係る支援の充実強化
- 21 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 22 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進
- 23 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 24 防災行政無線のデジタル化に対する財政的な支援
- 25 消防の広域化に対する支援の強化等
- 26 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化
- 27 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配慮した取組
- 28 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援
- 29 災害救助法の救助内容に係る制度の見直し
- 30 災害時の医療対策等の充実
- 31 緊急自動車の規制範囲の拡充
- 32 大規模災害時の被災者支援におけるトレーラーハウス等の活用

- 33 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 34 被災地への任期付職員の派遣に対する支援
- 35 旧日本軍の危険物への適切な対応
- 36 各種災害に対する映像カメラ及び装備資機材等の整備
- 37 交通指導取締りの強化
- 38 交通事故事件捜査能力の強化
- 39 警察航空体制の充実強化
- 40 警察用船舶の更新
- 41 治安対策の強化
- 42 防犯カメラの整備・拡充
- 43 自動車ナンバー自動読取装置の拡充整備
- 44 地方消費者行政の充実強化

IV 産業・労働

- 45 小規模事業者持続化補助金の継続実施
- 46 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充
- 47 地域経済牽引事業計画に対する支援策の充実強化
- 48 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金における財源負担割合の変更
- 49 精神障がい者雇用の一層の促進
- 50 総合特区推進調整費の柔軟な運用の推進
- 51 都市畜産の振興
- 52 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤回
- 53 ニート等の若者に対する職業的自立支援施策の充実強化
- 54 公契約に関する研究の推進
- 55 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実

V 健康・福祉

- 56 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 57 軽度・中等度難聴児に対する支援
- 58 ホームレスの自立支援等の推進
- 59 漢方診療に係る診療報酬の充実
- 60 自殺対策の充実
- 61 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等
- 62 介護保険制度の円滑な運営
- 63 国民健康保険制度の安定化
- 64 高齢者保健福祉サービス等の充実
- 65 障害福祉施策の充実
- 66 自立支援給付費の国庫負担金の見直し
- 67 移植医療等の充実
- 68 救急医療体制の整備
- 69 県アレルギー疾患医療拠点病院に対する診療報酬評価の充実

- 70 原子力災害医療体制の充実
- 71 オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等
- 72 新たな専門医制度
- 73 精神科医療の充実
- 74 措置入院者等の退院後支援の充実
- 75 難病対策の推進
- 76 肝疾患対策の推進
- 77 脳脊髄液減少症対策の推進
- 78 WHO推奨ワクチンの定期接種化
- 79 全国がん登録における体制整備
- 80 原爆被爆者二世に対する支援
- 81 医療機関等の仕入れに係る消費税問題の抜本的解決

VI 教育・子育て

- 82 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 83 ひとり親世帯への支援の充実
- 84 児童虐待対策の拡充
- 85 義務教育費国庫負担金の拡充
- 86 教職員定数の充実
- 87 インクルーシブ教育の推進
- 88 特別支援学校における看護師等の配置
- 89 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実
- 90 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施
- 91 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実
- 92 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充
- 93 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充
- 94 青少年を取り巻く社会環境の健全化
- 95 公立学校の施設整備の充実
- 96 私立学校助成等の充実
- 97 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算
- 98 高等学校等就学支援金における判定基準の見直し
- 99 高校生等奨学給付金の拡充
- 100 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設
- 101 専門高校の施設設備の充実
- 102 国際文化交流促進費長期留学の再設
- 103 空調光熱費に係る国費助成制度の創設
- 104 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施
- 105 国際バカロレア認定校支援制度の創設
- 106 スーパーグローバルハイスクール指定校の拡充

Ⅶ 県民生活

- 107 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 108 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 109 ヘイトスピーチ対策の推進
- 110 外国人看護師・介護福祉士への支援
- 111 男女共同参画社会実現のための施策の推進
- 112 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進
- 113 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実
- 114 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充
- 115 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組
- 116 トップアスリート育成・支援制度の創設
- 117 体育・スポーツ施設の整備充実
- 118 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた銃砲刀剣類所持等取締法に関する規制緩和に向けた取組
- 119 マイナンバー制度の円滑な運営の推進
- 120 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策
- 121 情報セキュリティ対策の推進

Ⅷ 県土・まちづくり

- 122 社会資本整備予算の確保
- 123 計画的な地籍調査事業の促進
- 124 公共用地の取得に関する制度等の改善
- 125 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 126 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進
- 127 明治記念大磯邸園の整備と活用
- 128 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 129 地域公共交通の確保への支援
- 130 安全・安心に利用できるまちづくりの推進
- 131 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 132 地域の交流・連携を支える路線の整備推進
- 133 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 134 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
- 135 計画的な市街地整備の推進
- 136 公営住宅の適正な運営管理の推進
- 137 総合的な住宅政策の推進
- 138 社会基盤の維持修繕等に対する支援の拡充
- 139 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進
- 140 東京2020オリンピック競技大会とその先を見据えた湘南港の機能強化
- 141 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン推進に係る地方財政措置の拡充等

1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進

提出先 各府省

【提案項目】

これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

1 提案募集方式に基づく改革の推進

- (1) 地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (2) 過去の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、実現する方向で検討を進めること。
また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案団体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、情勢の変化を踏まえ再度の提案があった場合には積極的な対応を図ること。
- (3) 地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など、制度の見直しを行うこと。

2 国の主体的な取組の推進

地方からの提案に基づく取組とともに、国自らも、主体的に事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

【提案理由等】

人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するためには、地方がより自主的・自立的に行政サービスを提供できるようにする必要があることから、更なる事務・権限の移譲及び規制緩和を推進することが求められる。

- 1 平成29年度の提案募集方式では、全国の提案207件のうち186件について権限移譲等の実現・対応がされた。しかし、実現・対応となった提案の中には、検討するとされた提案や提案どおりの対応でないものも含まれる。また、提案を各検討区分に整理する時点で、対象外とされたものも多い。このため、地方分権改革を着実に進め、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むことが必要である。

また、提案募集方式は、「国・地方の税財源配分や税制改正」、「国が直接執行する事業の運用改善」等が提案の対象外とされていることなど、多くの課題があるため、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うことが必要である。

- 2 国自らも、国と地方の役割分担を適正化する観点も踏まえた事務・権限の移譲や、これまでの義務付け・枠付けの見直しの中で設定された「従うべき基準」の撤廃も含めた規制緩和を推進することが必要である。

(神奈川県担当課：政策局広域連携課)

2 地方自治制度の抜本的な改革

提出先 各府省

【提案項目】

地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。

【提案理由等】

現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとってわかりにくいものとなっている。

地方自治法を、大枠で分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直す必要がある。

3 住民投票制度の整備

提出先 総務省

【提案項目】

都道府県における住民投票を円滑に実施するため、当該事務における市町村選挙管理委員会との協力関係を規定するとともに、投票の対象や投票結果の効力等を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

【提案理由等】

都道府県が住民投票を実施するためには、投票資格者名簿の調製や投開票事務の執行など、公職選挙の仕組みを活用しなければ現実的に実施は不可能であり、市町村の協力を得ることが不可欠である。

地方自治法に規定された事務の委託等の方法により、現行法制度の下でも市町村の協力を得る方策はあるが、知事と市町村長とが協議の上で規約を定めることや、それぞれの議会の議決が必要など安定した手法とはいえ、都道府県の住民投票を円滑に実施するためには、関係法令の改正が必要である。

4 三大都市圏における基礎自治体間の広域連携に対する支援策の充実

提出先 総務省

【提案項目】

三大都市圏内の都市において、水平的、相互補完的に近隣市町村と連携して取組を進めることができるよう、その支援制度について充実させること。

【提案理由等】

人口減少・高齢化が進む中、基礎自治体間の連携について、地方圏を中心に連携中枢都市圏の形成が推進されているが、連携中枢都市圏は、主として三大都市圏を除く区域を対象としており、三大都市圏における連携の議論が十分に行われていない。

三大都市圏における高齢者人口の伸び率はその他の地域を大きく上回っており、高齢化への対応や社会資本老朽化に伴う歳出増が見込まれるなど、切実な課題となっている。本県内においても真鶴町が初の過疎指定を受け、小田原市と南足柄市の合併が見送られるなど、今後の県内各地域における行政サービスの持続可能な提供体制の構築が急務となっている。

今後の行政需要の大幅な増加が見込まれる中、行政サービスを安定的に提供していくために、三大都市圏内の市町村が水平的、相互補完的に連携できる仕組みを速やかに整備する必要がある。

5 市町村の起債に対する公的資金の確保

提出先 総務省

【提案項目】

市町村において、公共施設等の老朽化対策や防災・減災への取組等を推進するにあたり適切に地方債の起債を行えるよう、公的資金を十分に確保すること。

やむを得ず公的資金から民間資金へ調整を行う場合にあっては、市町村の発行規模等に応じた調整が図れるようにすること。

【提案理由等】

市町村においては、高度成長期に集中的に整備された公共施設等の老朽化対策としての更新需要や防災・減災への対策の必要性が急速に高まっており、公共施設等総合管理計画及び平成 32 年度までに策定することとされている個別施設計画に基づき、効率的な公共施設の維持・更新に努めている。

こうした公共施設の整備のため、地方債の低利かつ安定的な資金調達先として、公的資金への要望が強くなっているが、近年、公的資金から民間等資金への資金調整額が急増しており、今後の資金の安定的な調達に支障が生じることや、相対的に高い利払いが、依然として厳しい市町村財政を圧迫することが懸念される。

公的資金は民間資金の補完と位置付けられているものの、今後、さらに公共施設更新に伴う地方債の起債が増加することが見込まれる中、市町村の行政サービスの持続可能性を確保するため、市町村の要望に対して公的資金が十分に確保されることが必要である。

また、平成30年度は、償還期間により一律に公的資金から民間資金への調整となった。

地方債市場から長期・低利の資金調達に一定の限界がある小規模団体への円滑な資金供給を行っていく上でも、発行規模等に応じた振替の調整が図れるようにする必要がある。

6 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進

提出先 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

廃棄物の発生抑制及び資源化を図るため、次の措置を講じること。

1 3R対策の充実強化

資源の有効利用と廃棄物となった場合の適正処理については、国民、事業者、行政の連携・協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

- (1) 製造・流通・排出の各段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。
- (2) 多くの市町村が資源ごみの不正な持ち去りへの対応に苦慮していることから、市町村がこうした行為を防止することができるような法制度の整備を行うこと。

2 容器包装リサイクル法等の見直し

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、事業者が達成すべき発生抑制の目標を定めること。また、容器包装廃棄物の処理に関する役割分担は、市町村が分別収集、事業者が再商品化となっており、それぞれが費用負担しているが、分別収集の費用について、一部事業者負担とするよう法制度の見直しを行うこと。
- (2) 指定法人に対して、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導すること。
- (3) 再商品化合理化拠出金については、市町村による適正な分別が促進されるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- (4) 業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクルの区分が識別しやすいマークの表示について、より指導を強化するとともに、一定割合以上のリターナブル容器の使用を義務付け、それを回収する仕組の構築や、それ以外の容器包装廃棄物もデポジット制度の早期導入を働きかけるなど、事業者による回収ルートの確立を図ること。
- (5) 容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うこと。

3 家電リサイクル法の見直し

- (1) 対象機器の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。
- (2) 不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく事業者の負担とする制度を確立すること。

4 小型家電リサイクルの推進

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、有効に政策目的を達するためには、多くの市町村が、法の趣旨に則して分別収集を行い、再資源化事業者を引き渡す必要がある。

市町村がこうした取組を継続的に実施するためには多くの費用を要することから、財政的な支援を行うとともに、制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

5 建設リサイクルの推進

建設汚泥については、建設廃棄物の最終処分量において大きな割合を占めている。さらに、社会インフラの整備工事によって、発生量の増加が予測されることから、再生利用の一層の推進を図るため、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に追加すること。

6 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

(1) 食品ロス削減の意識の醸成に向けた国民への普及啓発を積極的に行うこと。また、取引慣行の改善等、業界団体に対する指導を徹底すること。

(2) 食品廃棄物の再生利用を促進するため、登録再生利用事業者が再生するたい肥等の需要拡大に向けたグリーン購入法に基づく特定調達品目の拡充を図るなど、所要の措置を講じること。

7 紙おむつの資源化に向けた措置

超高齢社会の到来に伴い、今後更に使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組づくりのための調査研究を行うなど、資源化の促進に向けた措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

7 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) カセット式ガスボンベや農薬・薬品類等のように、危険性、有害性が高く、市町村での処理が困難な一般廃棄物は、拡大生産者責任の観点から、業界による回収の仕組の構築を促すこと。

また、ボタン電池・小型充電式電池やスプリング式マットレス、さらに、近年利用者が増加している介護用品などについても、業界全体での回収の仕組の構築を促すこと。

- (2) アスベスト廃棄物の無害化処理認定が進んでいないことから、国の主導により、低コストの処理技術を確立するとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の設置を促進するよう助成等の措置を講じること。

- (3) 海岸漂着物等は、国外からの漂着や河川経由等による原因者不明ごみが含まれ、引き続き国が責任をもって継続的な対応を図る必要があることから、平成31年度以降も海岸漂着物地域対策推進事業を継続すること。また、継続に当たっては、本事業が、国民の健康増進や地域の活性化に果たす役割は大きいことから、国民の利用が多い海岸については、その重要性に鑑み、補助率を10割に還元すること。

さらに、海岸漂着物処理推進法第31条に基づき、海岸漂着物対策を推進するための財源措置、その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を速やかに行うこと。

- (4) 本県では、災害廃棄物対策について、神奈川県災害廃棄物処理計画を策定し、市町村の計画策定支援や、市町村や民間事業者団体と連携した机上演習を行うなど、災害廃棄物に対する対応力向上に取り組んでいるが、県域を越えた広域的な処理について、国の主導により、国・都道府県・民間事業者の連携・協力体制を明確にした、実効性のある仕組を構築すること。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保すること。

- (2) ごみの収集運搬の効率化に当たって重要な施設である中継施設（サテライトセンター）の整備については、CO₂削減に寄与することから、ごみ焼却施設の跡地に整備するもの以外も全て交付対象とすること。

また、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備についても、全て交付対象とすること。

さらに、災害時においても廃棄物処理施設の機能を維持するため、耐震化、耐浪化等の事業は、全て交付対象とすること。

- (3) 廃止した焼却施設の速やかな解体を促進するため、廃棄物焼却施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。

3 不法投棄の防止対策の推進

不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進センター基金を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進基金の拡充等を図っていく必要がある。

8 PCB廃棄物の期限内処理の徹底

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

PCB廃棄物の期限内処理の徹底を図るため、次の措置を講じること。

1 低濃度PCB廃棄物処理の推進

低濃度PCB廃棄物については、現在使用中の電気機器等が今後、使用停止・廃棄されることにより、処分量は増加することが予想されているため、これらを処分可能な無害化処理認定施設等の拡充を図ること。また、電気機器以外のPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準等を明確にすることにより、排出事業者の負担を軽減すること。

2 未届者の掘り起こし調査の推進

未届者の掘り起こし調査について、環境省から平成29年10月17日に「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版）」として示されたが、調査対象事業者のリスト作成方法が不十分であり、膨大な調査費用が想定される一方で、十分な効果が得られるか疑問が残る。モデル事業等を通して、効率的な調査手法について改めて示すこと。

3 使用中のPCB使用製品の処理を推進するための制度整備

使用中のPCB使用製品のうち、高濃度PCB使用電気工作物については電気事業法等により、電気主任技術者等に確認義務が課せられているが、蛍光灯安定器等の電気工作物以外の使用中の高濃度PCB使用製品については、確認義務が明確でない。さらに、使用中の低濃度PCB使用製品については、電気事業法、PCB特措法ともに具体的な廃棄、処分について規定がない。したがって、これらについて明確な法整備を行うこと。

4 行政代執行等に対する財政措置

今後、掘り起こし調査、報告徴収・立入調査権限の強化及び行政代執行等により、事務負担の増大や財政負担が想定されることから、その執行に必要な経費について、財源措置を講じること。

5 積極的な広報・啓発

PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

【提案理由等】

本県では、期限内にPCB廃棄物処理を確実にを行うため、県内事業所への周知、掘り起こし調査、県有PCBの処理に向けて取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)

9 建設発生土対策の確立

提出先 国土交通省、法務省

【提案項目】

建設発生土の適正処理は、県域を越える広域的な課題であり、多くの地方自治体に共通するものであるため、必要な規制や手続が全国一律に導入されるよう、次の内容を柱とする建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

1 搬出規制

建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出することを義務付ける仕組みを設けること。

さらに、当該届出の情報を地方自治体が共有できる仕組みを設けること。

2 搬入規制

建設発生土の搬入については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。

3 罰則規定

不適正な処理を行った者に対する十全な抑止力・感銘力を担保する罰則規定(法人重課を含む。)を定めること。

【提案理由等】

建設工事等に伴って発生する建設発生土は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により再利用すべき資源として位置付けられているが、建設発生土の運搬、埋立て等の処理について規定する法律がない。

首都圏では再利用の量を上回る建設発生土が発生する中で、一部の建設発生土は不適正に放置され、土砂の崩壊や流出等が生じるなどして、住民の生活に不安が生じていた。

そこで、本県では「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を平成11年10月から施行し、土砂埋立行為を許可制にするとともに、県内においては建設発生土の搬出について届出を要することとし、建設発生土が不適正に処理されないよう規制している。

しかしながら、条例での規制では、県外で発生した建設発生土が県域を越えて流入してくることを規制できないなど限界があるため、国レベルでの建設発生土の適正処理に関するルールづくりが必要である。

【提案項目】

地球温暖化対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 地方が実施する地球温暖化対策への財源措置

国の「地球温暖化対策計画」において、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」として示された「再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進」について、地方自治体に対応する際に必要な財源措置を講じること。また、当該対応は事業者が事業の用に供する設備へのBAT（経済的に利用可能な最善の技術）の導入促進、省エネルギー住宅に対する財政上の支援等、広範にわたることから、財源の使途についても広く認められるものとする。

2 地球温暖化対策に係る国民運動の強化

地球温暖化対策における国民運動を強化するとともに、地域における活動の重要性に鑑み、必要な財源を措置すること。また、これまで地域における普及啓発活動を推進してきた地域地球温暖化防止活動推進センターを積極的に活用すること。

3 地域における適応策の推進

気候変動適応法については、適応を法的に位置付け、推進するための措置を講じるものであるが、同法による地方に求められる対応への技術支援や、国及び地方の適応計画の推進に必要な財源措置を講じること。

4 フロン排出抑制法の周知の徹底等

オゾン層の保護や地球温暖化の防止を目的としたフロン排出抑制法は、規制対象となる機器の管理者の数が膨大である一方で、管理者側の法規制内容の認知は進んでおらず、機器の点検が実施されていない事例も見受けられる。このように、漏えい防止のための取組が十分に進んでいるとはいえないことから、事業者によるフロン類の漏えい抑制の取組が進むよう、法規制の周知の徹底を図ること。

【提案理由等】

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律を受け、国が策定している地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」の中で広範にわたる措置が求められている。これらに対応するためには、地域の実情に応じたきめ細やかな支援が必要であり、地方自治体に対応する際に必要な財源措置を講じることが必要である。
- 2 地球温暖化対策計画では、民間事業者をはじめとする様々な主体との連携が謳われているが、温室効果ガス削減に向け、国民運動や環境教育を推進していくためには、県域において広く活動を行う必要がある。また、今後、啓発イベントや環境教育事業のノウハウの蓄積があり、都道府県や市町村との連携が可能な地域地球温暖化防止活動推進センターが重要な役割を果たすため、同センターに対する財源措置を含め、積極的に活用していくことが不可欠である。

3 平成30年2月に閣議決定され、第196回国会で成立した気候変動適応法については、都道府県及び市町村は地域気候変動適応計画の策定や、地域気候変動適応センターとしての機能を担う体制の確保に努めること等が定められている。

地方において適応を推進し、これらを実行するためには、国からの技術支援や財政措置、情報提供が不可欠である。

4 平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）が全面施行されたが、業務用冷凍空調機器を使用する膨大な数の事業者等が対象である。

そのため、未だに全ての事業者に法規制の内容が十分に浸透しておらず、立入検査においても、管理者が使用する機器を把握していないため、機器の点検が実施されていないなど、簡易点検・定期点検の確実な実施が大きな課題となっている。

したがって、フロン類の排出を着実に抑制するためには、国においても、引き続きあらゆるチャンネルを通じ、法の周知の徹底を図ることが必要である。

【提案項目】

大気環境に関しては、二酸化窒素等の状況は改善した一方、光化学オキシダントの状況については依然として改善されていない。また、PM_{2.5}については、平成28年度に初めて県内全局で環境基準を達成したが、気象の影響などによる変動が激しく不安定な状況であることから、国民の安全安心を確保するため、次の措置を講じること。

1 光化学オキシダントに係る実効性のある対策の実施

光化学オキシダント対策については、法規制や事業者の自主的な取組により、原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めてきたが、本県の光化学オキシダント濃度や注意報の発令回数は依然として改善されていないことから、国において、早急に実効性のある対策を具体化し、実行すること。

2 PM_{2.5}に関する総合的な対策と注意喚起に係る予測精度の向上

PM_{2.5}の原因物質と排出源は多岐にわたることから、発生源の実態の把握や生成メカニズム等の解明を促進し、早急に、総合的かつ効果的な対策を講じること。

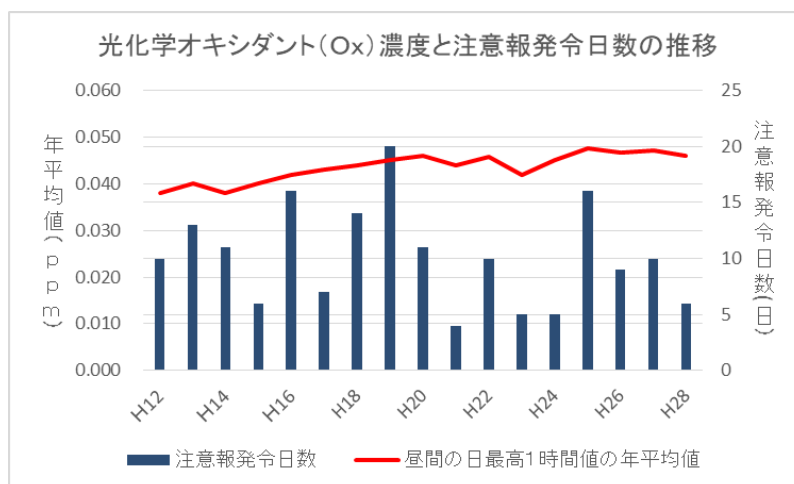
また、PM_{2.5}の濃度が高くなる場合に備え、県が発信している注意喚起情報などの判断基準となっている自動測定装置の1時間値の精度は十分ではないことから、1時間値の精度評価やメーカーへの技術支援などを通じて、精度向上を促進すること。

【提案理由等】

1 本県の光化学オキシダント濃度は、平成12年度以降、減少しておらず、注意報の発令回数は平成28年度6回、平成29年度も8回と横ばいとなっている。

平成27年3月、中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会において、PM_{2.5}の排出抑制策に関する中間取りまとめが行われ、国に対し光化学オキシダント対策と共通する課題であるNO_x及びVOCの排出抑制の検討が求められた。

そこで、この中間取りまとめに基づく検討について、早急に結論を出し、光化学オキシダント濃度の低減につながる実効性のある対策を具体化し、実行する必要がある。



2 「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について 中間とりまとめ」（平成 27 年 3 月）では、国内における排出抑制対策の着実な実施が必要とされている。PM_{2.5}の原因物質や発生源は多岐にわたり生成機構も複雑であることから、発生源の実態の把握や生成メカニズムの解明を促進し、総合的かつ効果的な施策を講じる必要がある。

また、国では「注意喚起のための暫定的な指針」等に基づき、地方公共団体においてPM_{2.5}の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起などの確な情報発信を行うことを求めている。しかし、「最近の微小粒子状物質による大気汚染への対応」（平成 25 年 2 月、微小粒子状物質に関する専門家会合）で指摘されているとおり、判断基準となる自動測定機の 1 時間値の精度は十分ではないことから、国は、測定機器の 1 時間値の精度評価やメーカーへの技術支援を通じて、測定機器の精度向上を促進させる必要がある。

12 東京湾における貧酸素水塊対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省、環境省

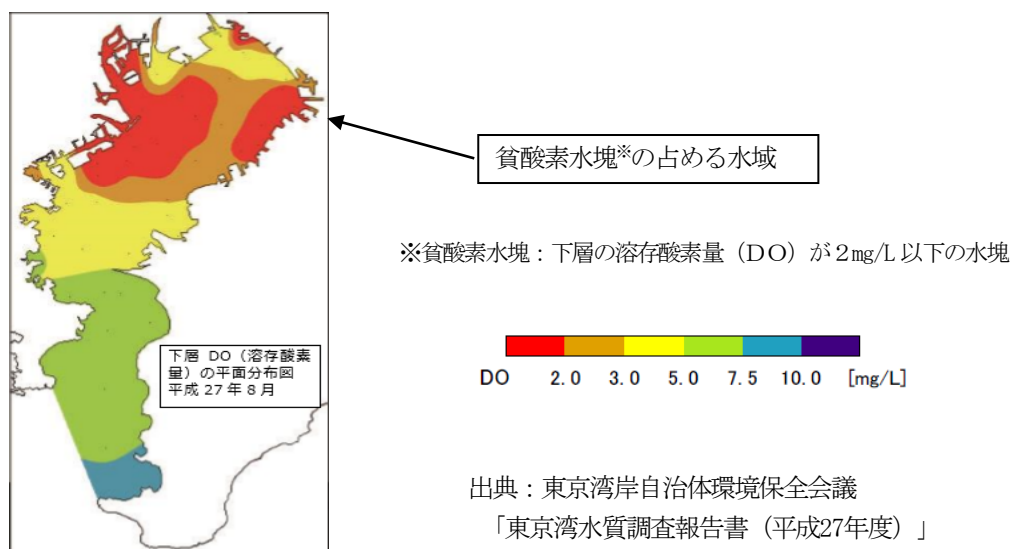
【提案項目】

- 1 貧酸素水塊の解消に向けた取組の強化
東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を進めること。
- 2 水産資源回復のための浅場造成等による漁場環境の改善
貧酸素水塊の影響等により減少した水産資源を回復するため、稚魚の生育場や産卵場となる浅場を造成するなど、国として漁場環境の改善を図ること。

【提案理由等】

- 1 東京湾では、これまで第1次から第7次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全リン並びに化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生している。
東京湾では、汚濁物質やそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などの有機物が蓄積することや、埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡で海水が滞留することにより、貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。
そこで、国として、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を検討の上、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況（平成27年8月）



- 2 貧酸素水塊の影響により、シャコやマコガレイなど、主要な水産資源が大きく減少しており、東京湾の漁業は危機的な状況にある。減少した水産資源を回復するためには、沿岸の埋め立てや底質環境の悪化により失われた稚魚の生育場や産卵場の創造・再生が不可欠である。

（神奈川県担当課：環境農政局大気水質課、水産課）

【提案項目】

自動車交通環境対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 NO_x・PMの排出量の少ない新型車への転換
 - (1) 旧式ディーゼル車の規制強化
粒子状物質（PM）を大量に排出する旧式ディーゼル車について、使用禁止などの規制強化を図ること。
 - (2) 新型車への更新を図るための支援措置の拡充強化
旧式ディーゼル車や自動車NO_x・PM法の規制水準が緩い車両総重量3.5 t超の重量車について、補助対象事業者の拡大など、新型車への更新のための支援措置を拡充強化すること。
- 2 交通量対策等の強化
 - (1) 交通量対策の推進
数多くの大型車が走る県道東京大師横浜線の沿道地域は、大気環境の改善が遅れているため、道路整備による交通流対策を一層促進すること。
 - (2) 交通量調査の強化
法に基づく総量削減計画の進行管理を着実にを行うためには、自動車からのNO_x・PM排出量の経年変化を的確に把握する必要があるとあり、国の交通量調査を用いて推計している。しかし、年々、調査内容が縮小される傾向にあり、計画の適切な進行管理に支障をきたしていることから、調査の充実強化を図ること。

【提案理由等】

- 1 大気環境への負荷が高い年式の古い車を新型車へと更新させ、自動車からの排出ガスによる大気汚染を着実に改善していくため、次の措置を講じる必要がある。
 - (1) 粒子状物質は広域で移流するため、それを多量に排出する旧式ディーゼル車(初年度登録平成8年以前)の使用を全国的に禁止するなどの規制強化を図ること。
 - (2) 旧式ディーゼル車の規制強化に対応して新型車へ更新するための支援措置を講じること。
また、自動車NO_x・PM法の規制水準が緩い車両総重量3.5 t超の重量車については、3.5 t以下の車の6倍以上のNO_xを排出するにもかかわらず、対策地域内での登録が許されている。そのため、重量車が数多く走る地域は、他の地域より大気環境の改善が遅れているので、新型車に更新を促す支援策を、補助対象事業者の拡充などにより強化すること。

- 2 総量削減計画の目標を確実に達成するため、次の措置を講じる必要がある。
- (1) 数多くの大型車が走行する東京大師横浜線沿道地域(川崎市)は、他地域に比べ大気環境の改善が進んでいない。地域全体で環境基準を確保するという計画の目標を確実に達成するため、東京大師横浜線の交通流対策として有効な東京湾岸道路の整備事業を一層促進すること。
 - (2) 計画の進行管理として、自動車からのNO_x・PM排出量を推計しており、その基礎資料として全国道路・街路交通情報調査及び自動車交通影響総合調査の結果を用いている。この排出量推計には、8車種別、平日・休日別の交通量が必要だが、現在の全国道路・街路交通情報調査では2車種、平日のみの交通量しか調査されていないため、10年以上前のデータ(平成9年度の8車種別のデータ、平成17年度の平日・休日別のデータ)を用いて推計している。また、自動車交通影響総合調査は、8車種別だが調査は平日のみで、調査地点数も削減されている。計画の進行管理をよりの確に実施するため、基礎となる調査を強化すること。

14 土壌・地下水汚染対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

重金属等の有害物質により汚染された土地について、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の実施、汚染土壌の処理や地下水の浄化を促進するため、土地所有者等に対する支援制度の要件緩和や拡充を図ること。

【提案理由等】

有機塩素化合物や重金属等の有害物質に汚染された土壌による人の健康被害を防止するためには、汚染範囲の調査やそれに基づく汚染土壌の処理、地下水の浄化が必要である。土壌汚染対策法では、土地所有者等が汚染原因者でない場合であっても土壌汚染状況調査、必要に応じ対策が義務付けられていることから、円滑な調査や適切な汚染土壌の処理、地下水の浄化が進まない状況にある。

現在、国の土地所有者等に対する財政的支援制度はあるが、適用要件が厳しく、活用されていないことから、要件の緩和や制度の拡充を図る必要がある。

15 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法予算の拡充

提出先 農林水産省、環境省

【提案項目】

野生鳥獣による農作物被害の深刻化に対応した、地域における被害対策の一層の推進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金について、次の措置を講じること。

1 侵入防止柵等の設置に係る予算額の確保

鳥獣被害対策として、地域が主体的に、捕獲、被害防護対策、集落環境整備に効果的に取り組めるよう、侵入防止柵等の設置を対象とする整備交付金について十分な予算を確保すること。

2 推進事業の補助対象経費の拡充

捕獲に必要なわなに係る給餌、追い払いに必要な煙火の購入等の経費についても、補助対象経費とすること。

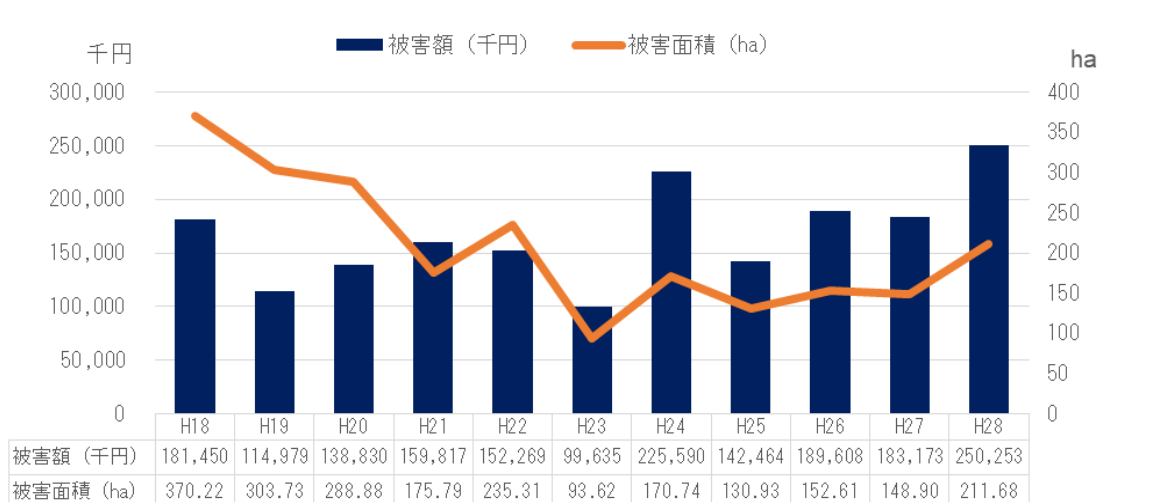
【提案理由等】

1 侵入防止柵等の設置に係る整備交付金について、平成30年度交付金の国からの割当内示額は、要望額に対し減額されている。

国は、中山間地域所得向上支援事業を創設し、鳥獣被害が深刻な中山間地域において、侵入防止柵を設置できるよう措置しているが、本県では中山間地域に指定されている地域は一部にとどまっているため、中山間地域以外でも必要な対策ができるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算の拡充を求める。

2 現行の制度では、捕獲、被害防護対策及び集落環境整備を組み合わせるために欠かせない煙火等の鳥獣被害対策用物品が補助対象外となっているが、鳥獣被害対策を促進するために、こうした物品に係る経費を補助対象経費として拡充することを求める。

県内の農作物被害額等の推移



(神奈川県担当課：環境農政局自然環境保全課)

16 建築物の耐震化の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化を着実に推進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助制度、地方財政措置の更なる充実を図るとともに、補助制度の時限を延長すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行され、不特定多数や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、これらの建築物の耐震化に取り組んでおり、また、緊急輸送道路の沿道建築物について、九都県市で連携して耐震化促進に向けた普及啓発等の取組を進める方向で調整を行っているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用と時間を要することから、建物所有者及び支援を行う地方自治体に多大な負担がかかり、思うように耐震化が進まない状況である。

そこで、これらの建築物の耐震化を更に促進するため、建物所有者及び支援を行う地方自治体の負担を軽減するよう、時限の延長や補助率の引上げなど、国の補助制度の更なる充実が必要である。

あわせて、地方負担額に係る特別交付税措置の対象建築物の拡大や、特別交付税措置以外の部分について耐震化補助に係る事業費を起債対象とするなど、地方財政措置の充実が必要である。

【提案項目】

ハード・ソフト一体となった治水対策の推進や、河川の適切な維持管理などのため、次の措置を講じること。

1 都市河川の整備推進

- (1) 本県の都市部には、多くの人口と資産が集積しているにもかかわらず、河川の整備水準が低いことから、河道や遊水地などの整備を強力に推進し、浸水被害の防止を図ることが喫緊の課題であるため、十分な予算措置を講じること。
- (2) 遊水地整備や鉄道橋架替えなどの大規模事業を計画的に推進できるよう、新たな補助制度を創設すること。

2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 雨量・水位等の観測体制の充実

迅速かつ円滑な避難や、よりの確な水防活動の実施に向けて、本県及び市町村における雨量・水位等の観測体制を充実するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を図ること。

4 河川の適切な維持管理の推進

樹林化対策による河道流下断面の確保や、堤防をはじめとする施設の機能維持など、本県及び市町村が河川を適切に維持管理するため、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 (1) 本県では、平成22年3月に都市河川重点整備計画を策定し、都市部の河川の重点的な整備に取り組んでいるが、河道整備はもとより、河道の拡幅が困難な場合が多い都市河川では、遊水地や地下調節池などの整備を一層推進する必要があることから、十分な予算措置が必要である。
また、特定都市河川等において総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が行きとむ雨水流出抑制対策等について、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。
- (2) 県内は交通網が発達していることから、河道整備に当たっては多くの鉄道橋や道路橋の架け替えが必要であり、遊水地や地下調節池などの整備も含め、これらの大規模事業を計画的に推進できるよう、新たな補助制度の創設が必要である。
- 2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口及び資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。
- 3 本県では、浸水被害を軽減するソフト対策を充実強化するため、雨量・水位観測施設や河川監視カメラの増設に取り組んでいるが、計画的な整備を進めるには、十分な予算措置が必要である。
また、準用河川など市町村管理河川でも、観測体制を充実させるため、交付対象範囲の拡充が必要である。

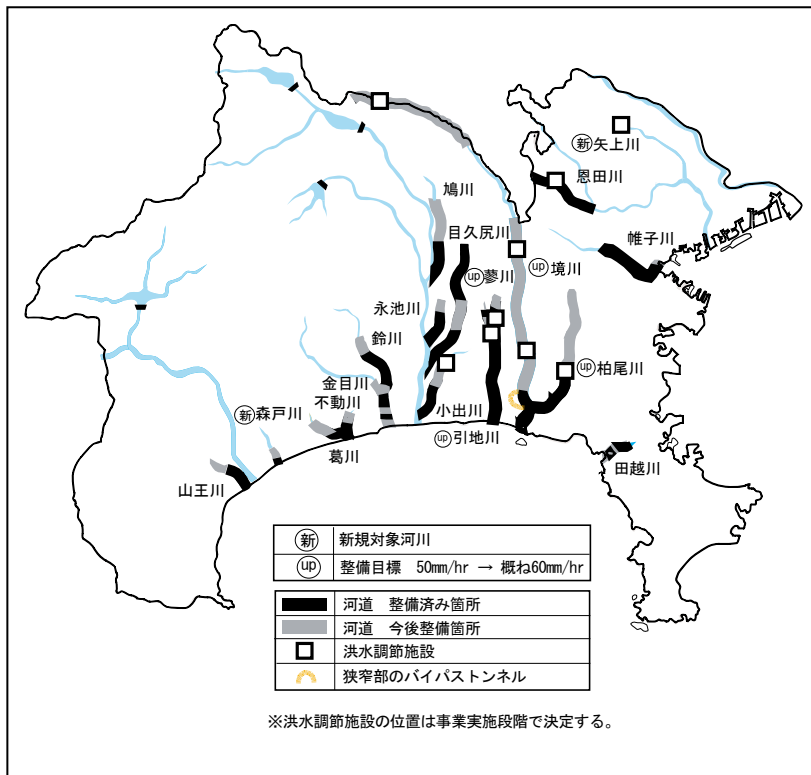
4 相模川及び酒匂川では、ダム貯水池内の堆砂の進行、河道内における滯筋の固定化と樹林化、海岸侵食など、土砂移動に関する様々な課題が顕在化していることから、流域全体の土砂管理に関する計画を策定し、関係機関が連携して対策に取り組んでいる。

また、現状の河川が有する治水機能を最大限に発揮させるためには、河床変動の状況に応じて、堆積土砂を適時的確に除去することなどにより、河道流下断面を確保することが不可欠である。

このような総合的な土砂管理や、堆積土砂の除去を推進するために、新たな交付金制度の創設等が必要である。

さらに、河川管理施設（ダム、堤防、堰、水門等）の計画的な維持管理を推進するためには、点検、修繕、更新等、継続的に多額の費用を要することから、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。

<都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等>



<近年の出水状況>



平成 26 年台風 18 号
柏尾川（横浜市栄区）



平成 19 年台風 9 号
相模川（平塚市）国直轄管理区間

（神奈川県担当課：県土整備局河川課）

【提案項目】

土石流、地すべり及びがけ崩れなどの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を確実にできるよう十分な財源措置を講じること。あわせて、地方負担を軽減するため、現行の国費率を引上げること。

2 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を推進するため、施設の新設整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための予算についても、十分な財源措置を講じること。

3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するため、事業の対象となるがけの高さの基準(10m以上)を緩和するなど、制度拡充を図ること。

【提案理由等】

近年は都市化の進展に伴い流域の土地利用が変化しており、土石流やがけ崩れなどによる災害の危険性が增大している。

1 土砂災害防止法の改正により、早期に基礎調査を完了させることが強く求められていることから、十分な予算措置が必要である。

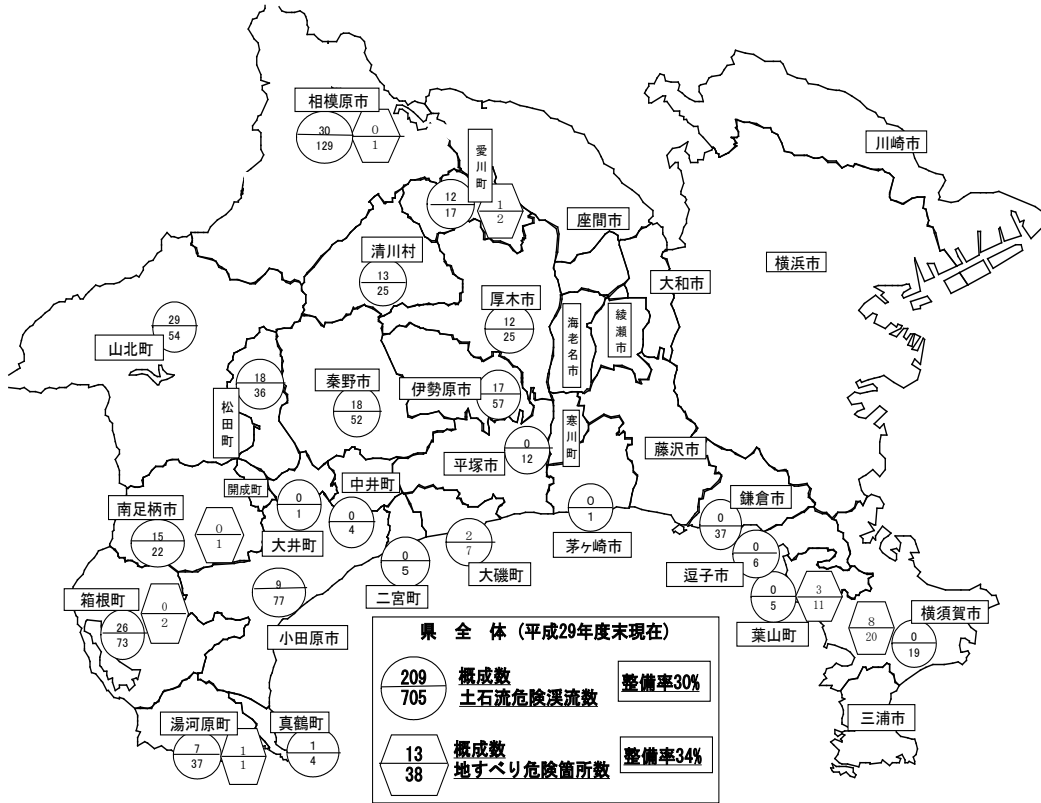
また、都道府県の財政状況も厳しい中、調査完了後も計画的な見直しが必要であることから、国費率を1/3から1/2とするなどの引上げが必要である。

2 砂防、地すべり及び急傾斜地における施設の整備水準は依然として低く、土砂災害からの安全度を高めるため、ハード対策の積極的な推進が必要である。

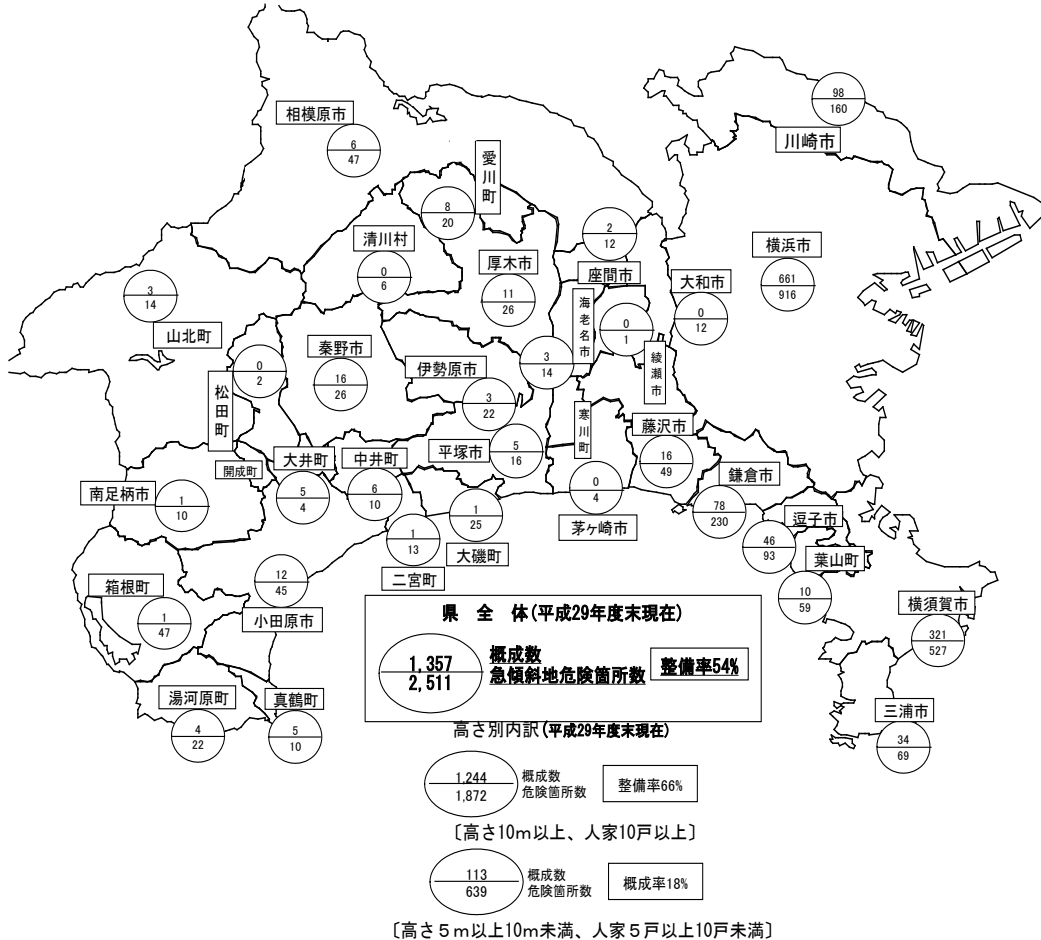
また、整備済み施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。

3 急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から県民の生命を保護するための、極めて重要かつ緊急な事業であることから、現在、交付金の対象とならず対応が遅れている高さ10m未満のがけのハード対策を推進するため、制度の拡充が必要である。

土石流危険渓流・地すべり危険箇所の整備率



急傾斜地崩壊危険箇所の整備率



【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波対策の推進

津波対策の推進に当たって、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な場所においても、津波防御のための施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発などの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の促進

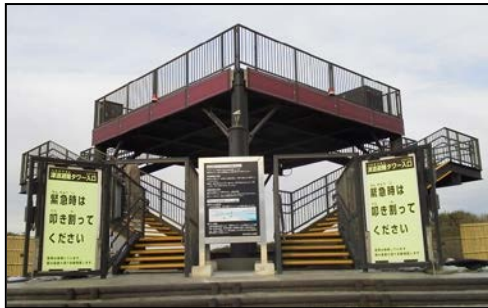
大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸において、高度な技術の導入などにより砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を推進すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、津波対策の推進に当たり、湘南地域を代表とする都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域において、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な状況にある。こうした中で、地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、津波防御のための施設整備を行う必要があることから、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。
- 2 本県では、平成23年3月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、平成25年3月には「酒匂川総合土砂管理プラン」、平成27年11月には「相模川流砂系総合土砂管理計画」を策定したところであり、これらの計画に沿って「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が必要不可欠である。
- 3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として、全国初となる岩盤型施設の構造検討を行うなど、高度な技術を導入した施設整備を進めているが、地元からも一刻も早い砂浜の回復が求められているため、事業を促進する必要がある。

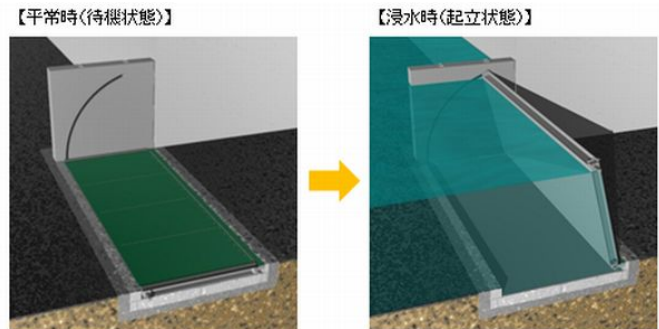
◇ 津波対策の推進

・津波避難タワーの設置（これまでの取り組み）



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となっている。沿岸市町への先導的モデルとして設置された。

・新技術事例



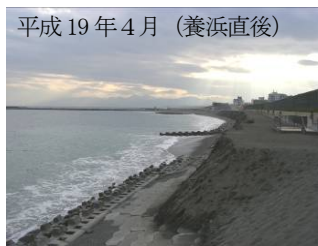
平常時は高い護岸や防潮堤がなくても、津波発生時には無動力で自動的に壁が立ち上がり、津波を防御する。

（例：国土交通省認定「陸上設置型フラップゲート式防潮堤」）

◇ 山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり



・茅ヶ崎海岸（中海岸地区）



平成19年4月（養浜直後）

養浜材（ダム浚渫土砂など）は海岸線に留まり、海岸線が前進



平成30年3月（養浜後）

養浜した砂により海岸線が前進

◇ 西湘海岸の保全対策の推進

事業箇所：小田原市、二宮町、大磯町

事業内容：海岸保全施設整備

潜水突堤 6基

養浜 約36万m³

洗掘防護施設 約2km

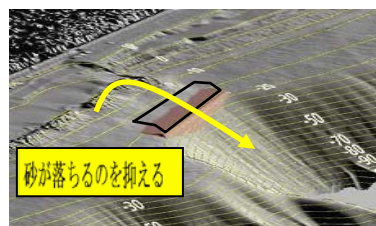
沿岸漂砂礫流失制御施設 約1km

全体事業費：約181億円

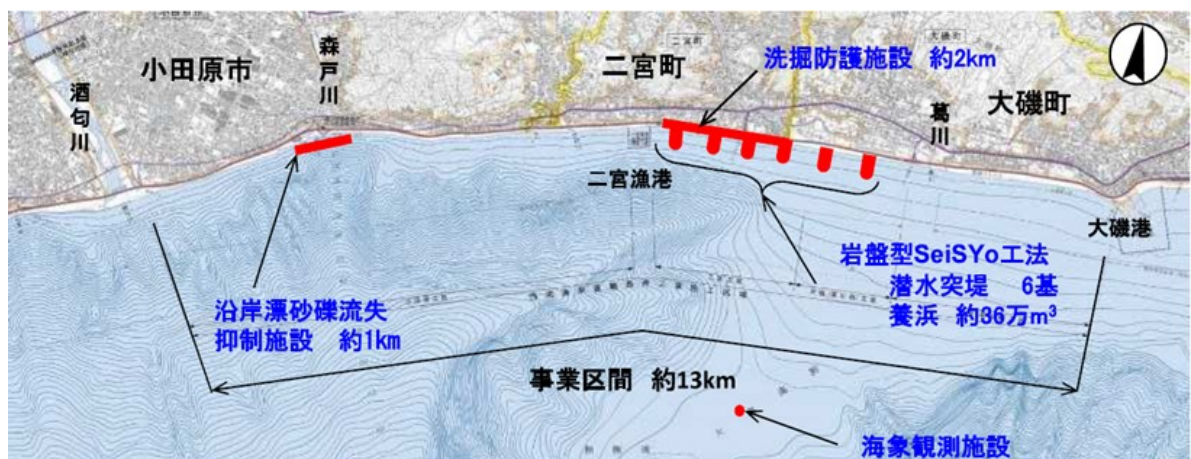
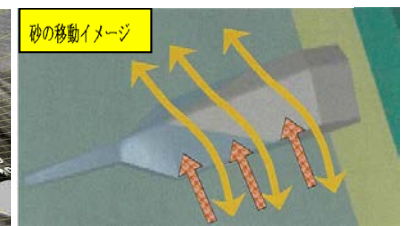
事業期間：H26～H43

平成30年度事業内容：工事用道路等

沿岸漂砂礫流失抑制施設イメージ



潜水突堤イメージ



（神奈川県担当課：県土整備局砂防海岸課）

20 津波災害警戒区域の指定に係る支援の充実強化

提出先 国土交通省

【提案項目】

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域の指定が進むよう、避難施設の整備等に係る財政支援や技術支援、津波防災に関する普及啓発など、警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

【提案理由等】

平成 23 年 3 月の東日本大震災における甚大な津波被害を教訓に同年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」が施行され、「津波浸水想定の設定」、「津波災害（特別）警戒区域の指定」や「推進計画の策定」などの取組みが規定された。

本県でも、平成 27 年 3 月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においては津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには津波災害警戒区域の指定が今後の課題となっている。

津波災害警戒区域の指定については、沿岸自治体からは、地価下落や風評被害といった懸念が示されるほか、津波災害警戒区域の指定によるメリットが感じられないとの指摘がある。

そのため、津波災害警戒区域の指定を進めるためには、津波災害警戒区域の指定に係る有効性などに関する普及啓発も含め、財政面、技術面など多様な観点からの、国による支援の充実が必要である。

21 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国においては総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進

良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な予算措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への十分な予算措置を講じること。

2 都市公園の整備の推進

都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して十分な予算措置を講じること。

3 橋りょう等の安全対策の推進

道路の防災・減災対策を推進し、地震などの大規模災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強、土砂崩落対策箇所の整備や無電柱化に係る事業について、本県及び市町村への十分な予算措置を講じること。

4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等の推進

地震などの大規模災害による水害やがけ崩れに対する安全性を高めるため、河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る予算措置を講じること。

5 海岸保全施設等の整備の推進

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して十分な予算措置を講じること。

6 下水道施設の地震・津波対策の推進

ライフラインの安全性を強化するため、下水道施設の地震・津波対策に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

首都直下地震などの地震から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

(神奈川県担当課：県土整備局総務室)

22 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

鉄道利用者の安全確保と利便性向上を促進するために、次の措置を講じること。

- 1 ホームドアの設置促進及び鉄道施設の老朽化対策等に関する予算措置
駅ホームにおける安全性向上のため、ハード・ソフト両面から鉄道事業者の積極的な取組を促進するとともに、ホームドア設置促進に向け、確実な予算措置を講じること。
また、鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国庫補助率の引上げなど、国による支援の拡大を図るとともに、確実な予算措置を講じること。
- 2 交通系 I Cカードの利用環境の改善に向けた支援
鉄道の利便性向上のため、交通系 I Cカードについて、利用エリアをまたいだ使用が可能となるよう、国としても積極的な支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 国においては、鉄道事業者とともに「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、ハード・ソフト両面から取り組んでいるところであるが、駅ホームにおける安全性の向上のためには、引き続き、こうした検討会を通じて鉄道事業者の積極的な取組を促進する必要がある。
駅ホームの安全対策に最も有効であるホームドアの設置促進のためには、国において技術面やコスト面の課題に対応した新たなホームドアの研究開発や、鉄道事業者が行うホームドア整備事業について、確実な予算措置を講じる必要がある。
また、地方自治体等の財政負担の軽減を図りつつ、鉄道施設の計画的な老朽化対策や耐震対策を推進するため、鉄道事業者に対する補助事業について、国の補助率引上げなどとともに、確実な予算措置を講じる必要がある。
- 2 本県内の J R 御殿場線は、未だ交通系 I Cカードが利用できない状況であるが、平成31年春から T O I C A の利用サービスが開始されることが、平成29年7月に、J R 東海から発表された。
しかし、T O I C A エリアとなる J R 御殿場線の駅と、首都圏 S u i c a エリアの駅とのまたがった使用ができず、利用者に不便を強いることから、交通系 I Cカードについて、利用エリアをまたいだ使用が可能となるよう、国としても検討を進めるなど積極的な支援が必要である。

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 旗など視覚を利用した伝達手段の強化
海浜利用者等へ大津波警報、津波警報、注意報の迅速・的確な伝達を図るため、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう、気象業務法の関連規定を整備すること。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信の充実
津波警報の携帯電話機への一斉配信について、携帯電話事業者と連携し、伝達内容の充実を図ること。
- 3 気象情報等の住民への伝達手段の強化
竜巻やゲリラ豪雨等の局地的な災害に対応できるよう、気象予報の精度の向上を図るとともに、これらの情報が住民に確実に行き渡るよう、伝達手段を拡充すること。

【提案理由等】

- 1 津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや音声を中心となるが、マリンスポーツをしている人等、海上や海岸にいる人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難いため、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。
しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められていることから、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう関係法令の整備が必要である。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信については、携帯電話事業者による第一報の配信が行われているが、より適切な避難行動を促すため、一斉配信による伝達内容を充実する必要がある。
- 3 近年、竜巻やゲリラ豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。特に、竜巻については、竜巻注意情報を発表して、竜巻への注意喚起を図っているが、被害の軽減を図るため、更に気象予報の精度を向上させる必要がある。
また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、携帯電話機等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

24 防災行政無線のデジタル化に対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

国から早期にアナログ方式からデジタル方式へ移行するよう求められている市町村の防災行政無線について、設備更新には多額の費用が必要なことから、市町村の財政負担を軽減するため、財政支援制度の充実を図ること。

【提案理由等】

アナログ方式からデジタル方式へ移行する防災行政無線の設備更新には、現在、緊急防災・減災事業債による財政支援措置が図られており、平成32年度まで継続することとされているが、今後、多数の市町村が設備更新の必要に迫られ、費用負担が各市町村共通の課題となることが想定されるため、補助制度の創設や拡充による直接的な財政支援が必要である。

25 消防の広域化に対する支援の強化等

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、市町村の消防広域化に係る施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、施設・設備等の維持管理経費の負担を軽減するため、財政支援制度の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、市町村消防の広域化の期限を平成36年4月1日とし、有利な起債を中心とした財政支援を示している。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものではない。

広域化に伴う施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、更新・維持管理経費の負担が広域化を妨げている。初期投資経費については、現行の起債と交付税措置中心の支援に加え、不交付団体にもインセンティブが働くよう、国庫補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大が必要である。また、広域化後も、地方自治体間の給与格差を埋めるための人件費や、負担が大きい消防常備化あるいは管轄区域拡大による施設・設備等の更新・維持管理経費及び人件費に対する財政支援措置が必要である。

26 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化

提出先 消防庁、国土交通省

【提案項目】

新東名高速自動車国道及びさがみ縦貫道路等の自動車専用道路における、トンネル災害等の特殊な災害活動及び救急業務に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 救急隊の増隊、新たな消防車両・資機材等の配備及び庁舎整備に関する財政支援を行うこと。
- 2 担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う救急件数の増加を考慮した「自主救急」の実施を検討すること。
- 3 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」及び特別交付税措置の見直しにより、財政措置の改善を行うこと。

【提案理由等】

平成27年3月に全線開通したさがみ縦貫道路（自動車専用道路）や、平成29年度に本県内で供用開始がされた新東名高速道路（高速自動車国道）では、トンネルや橋梁が多数あることなどから、消防活動における装備等の充実強化が求められる。

また、高速道路という特殊な環境の下での救急出動では、交通渋滞により事故現場への到着が遅れたり、管轄区域外での活動を余儀なくされるなど総活動時間は長時間化し、その間における担当消防本部の救急業務に多大な影響を及ぼしている。

- 1 人命救護に万全を期すためには、救急隊の増隊、トンネル災害に対応した化学消防ポンプ自動車、泡消火剤、消火活動資機材・耐熱服等の配備、それらに対応するための庁舎整備などの消防力の強化を図る必要があるが、厳しい財政事情の中、消防本部には特別な財政負担が生じる。
- 2 道路管理者においても、担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う新たな救急需要を勘案し、実態に即した「自主救急」の充実強化を図る必要がある。
- 3 国及び各高速道路株式会社においては、高速自動車国道における支弁金制度や特別交付税措置を講じているが、トンネル事故等の特殊災害等による消防・救急需要に対応するための財政措置として十分ではなく、また、自動車専用道路については適用されないため、財政措置の改善を行う必要がある。

27 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配慮した取組

提出先 消防庁

【提案項目】

色覚異常者であっても支障なく消防業務に従事できるよう、消防資機材について、カラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示すこと。

【提案理由等】

平成 13 年の労働安全衛生規則の改正により、雇入れ時の健康診断における色覚検査の義務付けが廃止された趣旨を踏まえ、消防本部においては、色覚異常者であっても、消防業務に支障なく従事できるよう、識別が可能な消防資機材の導入を進めていくことが求められる。

大規模災害時等に、複数の消防本部が同じ災害現場で活動することを考慮すると、すべての消防本部が同じ方針による取組が望ましいことから、国においてカラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示す必要がある。

※ カラーユニバーサルデザイン

人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方

(「NPO法人カラーユニバーサルデザイン推進機構」HPより)

28 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先 消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援
市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等
消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置などを実施すること。

【提案理由等】

平成25年12月13日に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が公布・施行され、国及び地方自治体は、消防団の装備の改善や消防団への加入の促進等の措置を講じることが規定された。

- 1 市町村においては、同法の施行を受け改正された「消防団の装備の基準」により、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、普通交付税算定基準の増額措置等を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できるものとはなっていないことから、市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者インセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の実施、入札の優遇措置など、国の施策として取り組む必要がある。

29 災害救助法の救助内容に係る制度の見直し

提出先 内閣府

【提案項目】

被災都道府県の負担軽減と被災者支援の充実の観点から、災害救助法に基づき実施する救助内容について、地方自治体が、災害の規模や態様に応じた救助を実施するに当たり、被災者に対する現金による給付を認めるなど、弾力的な運用による給付方法の充実強化を図ること。

【提案理由等】

大規模災害発災時には、被災者に対する救助も多岐にわたり、災害救助法が想定する救助では十分な対応ができなくなることも想定される。

国においては、東日本大震災で一定の制度の弾力的運用が図られているが、今後、大規模災害が発災した際には、より現地の実態に即した救助が行えるよう、地方自治体から被災者に対する現金の給付による救助も認めるなど、弾力的な運用を認めることが必要である。

【提案項目】

今後起こりうる大震災等に備えて地方自治体が行う災害時医療対策等を充実するため、早急に次の措置を講じること。

- 1 非常用自家発電設備の拡充
災害拠点病院以外の医療機関における非常用自家発電設備に対する支援ができるよう、国において財源措置を講じること。
- 2 水道施設耐震化の推進
緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 東日本大震災による計画停電では、自家発電設備を持たない医療機関において、人工呼吸器、人工透析及びたんの吸引などの医療機器の電源の確保が課題となったことから、本県においては、地域医療再生臨時特例基金を活用して設備整備を進めてきた。
この基金による当該事業は平成26年度に終了したが、引き続き、災害拠点病院以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充を支援できるよう、国において財源措置を講じる必要がある。

- 2 緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁及び耐震管の整備は、水道事業者にとって緊要な課題となっている。

地震などの災害対策のための耐震化等交付金制度（緊急時給水拠点確保等事業及び水道管路耐震化等推進事業）の採択基準に、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であること、家庭用水道料金が全国平均以上であることなどが設定されている。県内の多くの水道事業者は、この採択基準を満たさず、自己財源のみによる対応となるため、必要な耐震化が進んでいない。

水道施設及び管路の耐震化を行うすべての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるためには、資本単価要件、家庭用水道料金の要件を撤廃するとともに、国庫補助等に係る必要な財源を確保する必要がある。

31 緊急自動車の規制範囲の拡充

提出先 警察庁、消防庁

【提案項目】

緊急自動車の指定について、災害時の傷病者搬送を充実・強化するため、次の措置を講じること。

- 1 道路交通法施行令等の見直し
 - (1) 道路交通法第39条の「緊急自動車」に、災害時の傷病者搬送について地方自治体と協定を締結した民間の患者搬送サービス事業者の車両を加えること。
 - (2) あわせて、患者等搬送事業指導基準について所要の改正を行うこと。

【提案理由等】

本県では、災害時の傷病者搬送の充実・強化のため、平成30年3月に、民間の患者搬送サービス事業者と災害時の傷病者搬送に関する協定を締結したところである。

しかしながら、当該事業者の車両は、道路交通法第39条の「緊急自動車」に該当しないため、道路の優先走行等が認められていない。

大規模災害発生時には救急車の大幅な不足が見込まれており、災害時の傷病者搬送を充実・強化するためには、当該事業者の車両を救急車と同じように活用することが必要である。

そこで、次の措置を講じる必要がある。

- (1) 地方自治体と災害時の傷病者搬送に関する協定を締結している民間の患者搬送サービス事業者の車両については、その協定の範囲内で利用する場合に限り、道路交通法施行令第13条第1項第1号の2に規定する「緊急自動車」として指定できるようにすること。
- (2) 「患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象とすること」とされている消防庁所管の「患者等搬送事業指導基準」について、地方自治体と当該協定を締結している患者搬送サービス事業者にあっては、緊急性のある者も搬送対象にできるようにするなど、災害時の傷病者搬送の強化に向けて、必要な制度改正を行うこと。

【提案項目】

避難生活における被災者の多様なニーズに応えるため、トレーラーハウス等が、避難所や応急仮設住宅として、幅広い活用が可能となるよう、平時の利活用も含めた全国的な仕組みづくりや、災害時の活用のための統一的な指針策定など、国が主導的な役割を担い整備を推進すること。

【提案理由等】

平成 28 年の熊本地震では、地震への恐怖のため屋内を避けたり、プライバシーの確保などを理由に避難所に入らず、いわゆる車中泊やテント泊など、避難所以外で避難生活を送る方が多く、一部の地方自治体では、こうした避難者の受け皿として、ユニットハウスやバルーンシェルターなどが避難所として活用されたほか、トレーラーハウスが障がい者や高齢者等の配慮を要する方の避難所として活用された。

トレーラーハウスやユニットハウス、バルーンシェルターなどの、避難所や応急仮設住宅としての活用については、設置に必要な要件や費用負担などが明確になっていないため、避難施設等として活用する場合の統一的な指針などが必要である。また、災害時に一定量を確保するためには、平時の活用方法や関係団体との調整も含め、国が全国的な観点から、調達の仕組みを整備する必要がある。

なお、平成 28 年 12 月に国から公表された報告書「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」では、「トレーラーハウス等については、災害時の幅広い活用に加え、民間事業者と連携した平常時における宿泊施設としての利用等、平常時と災害時の双方の利活用を推進できるシステムを関係団体とも協力しつつ、全国的に構築していくことが望ましい。」とされている。

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 支援金の拡大
被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の額のかさ上げを行うこと。
- 2 共済制度の創設
住宅再建に関する共済制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 2 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

自助・・・住宅のローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。
(平成18年度から制度化)

共助・・・共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。

公助・・・被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化)

34 被災地への任期付職員の派遣に対する支援

提出先 復興庁、総務省

【提案項目】

東日本大震災の被災地に任期付職員を派遣するに当たり、次の措置を講じること。

- 1 被災地のニーズの取りまとめや募集を実施する地方自治体への割当てなど、国において、所要の調整を被災地との間で行うこと。
- 2 広報や派遣後のフォローアップ等の必要な事務費等について、国において必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災の被災地では、復興に従事する行政職員が大幅に不足しており、本県でも任期付職員を募集し、被災地に派遣している。

募集を行うに当たっては、被災県と具体的な分野や人数を調整しているが、本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が把握しにくい状況である。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災地と派遣内容等の調整を行うことにより、被災県の負担も大きくなる。

こうしたことから、国が窓口となり、被災地のニーズを取りまとめ、募集を行う地方自治体に割り振るなど、所要の調整を行う必要がある。

また、任期付職員の募集に当たっての広報や派遣職員の労務管理に必要な事務費は、派遣を行う地方自治体の持ち出しとなっており、国において必要な財政措置を講じる必要がある。

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関係する主なもの）



平塚市には、相模海軍工廠平塚化学実験部が存在した。工廠跡地では、毒ガス弾等の発見事案が複数あり、平成15年4月には平塚第2合同庁舎建設現場で球形の瓶が発見されたとともに、作業員が頭重感を訴え入院した。

36 各種災害に対する映像カメラ及び装備資機材等の整備

提出先 総務省、財務省

【提案項目】

大規模災害の発生に備え、災害応急体制の強化のため、次の措置を講じること。

- 1 各種災害に対応する映像カメラ及び装備資機材等の整備
 - (1) 災害発生時等に現場及び被害状況の迅速な把握を実施し、正確な情報収集及び的確な救助部隊の運用を図るために、映像カメラを整備すること。
 - (2) 現有装備資機材の充実、整備

【提案理由等】

全国の自然災害(気象、地震、火山)等は、広範囲なものから局地的なものまで被害規模を問わず年々増加しており、被害想定を越えた突発的災害が発生し、県内外を問わず人命救助等を伴う被災地域への派遣が相次いでいる。

また、被災地域の被害情報を早期に収集し、被災状況に応じた的確な判断をするため、現場において人的、物的な装備資機材等を有効に活用した警察部隊の救助活動等に支障が生ずることにならないよう有事に備えた所要の整備が必要である。

- 1 映像カメラは、災害発生時等において瞬時に正確な状況把握が可能となり、派遣する救助部隊等の編成規模や運用、必要とする装備資機材の決定等を迅速にかつ的確に判断できる。また、現場における二次災害等の防止措置等の判断にも有効に活用することが可能であり、映像カメラの整備は必要不可欠である。
- 2 現有する装備資機材の種類及び数量は限られており、県機動隊、管区機動隊及び県下各所属への装備資機材の整備状況は、未だ不十分である。突発災害等に備えこれから未整備所属について危機要員に応じた優先的な装備資機材の配備を早期に実施する必要がある。

【提案項目】

交通秩序を維持し、事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、交通指導取締りの強化に関する次の措置を講じること。

1 白バイの増強

東京オリンピック等に向け、本県を訪れる観光客等に安全と安心を提供するため、機動力等に長けた白バイを増強するための財源措置を講じること。

2 速度違反自動取締装置の新設

速度違反自動取締装置により、重大交通事故の要因の一つである速度違反車両を、安全かつ効果的に検挙し、秩序ある交通流を確保するため、同装置を新設するための財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県では、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、横浜市や藤沢市が競技会場に指定されていることから、国内外から多くの観光客が本県を訪れることで、通行量の増加や、事故の危険性が高まることが予想される。また、外国人は、日本の交通ルールを熟知していないことから、交通秩序の乱れによる事故を未然に防ぐためには、警察官を現場に多く配置し、警戒に当たらせることが必要であり、県警察の限られた人員の中で、これらの事案に対処することが求められている。そこで、国内外から訪れる観光客の安全・安心を守るため、広いエリアを機動力でカバーでき、かつ見せる警戒としても大きな力を発揮する白バイを増強配備し、今後、開催される世界的ビッグイベントに対応する必要があるため財源措置を提案するものである。

2 著しい高速度で走行する悪質違反者の検挙や交通事故を抑止するため、パトカーの機動力による交通取締りに加え、速度違反自動取締装置を使用した交通取締りを実施している。県下の高速道路における過去5年間の交通死亡事故死者数は、平成29年は減少したものの、平成25年から平成28年まで増加傾向である。

また、今後、新たに新東名高速道路や横浜環状北西線の共用が開始し、高速道路の利便性が高まることにより、速度超過を起因とする交通事故の増加が懸念される所であり、交通死亡事故等を防ぐためにも、速度抑制効果に威力を発揮する速度違反自動取締装置を新たに設置する必要があることから財源措置を提案するものである。

高速道路における死亡者数の推移（H25～H29まで）

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
9人	8人	15人	13人	7人

【提案項目】

事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、次の措置を講じること。

交通事故処理車を適正配備すること

交通事故現場の捜査活動及び、より綿密な鑑識活動を円滑に実施するため、交通事故処理者の適正配備を図ること。

【提案理由等】

本県における交通事故は、発生件数、死傷者数とも減少傾向にあるが、高齢化社会の伸張に伴う高齢運転者の増加を受け、不測の事故原因や重傷化に至る交通事故の増加が見られる。

そのため、捜査活動は、より綿密な鑑識活動によって事故概要を明らかにしなければならず、再臨場等で出動する事案が増加している現状である。

このような交通事故事件捜査に活用する交通事故処理車は、道路利用者に交通事故の発生を認識させ、交通事故防止に対する注意喚起や、事故関係者の安全を確保、規制範囲を最小限に留めることなど、円滑な現場捜査活動を効率よく進めるために必要な車両である。しかし、現在保有する交通事故処理車は、15年以上継続使用しているものもあり、車両のみならず、部品の保管期間も終了しているため、修理ができず、業務に支障が出る恐れがあることから、交通事故処理車を適正配備する必要がある。

【提案項目】

警察用航空機は、上空からの警戒をはじめ、災害等発生時の情報収集及び捜索・救助活動等や、活動範囲は多様である。さらに、ニーズも増加傾向にあることから県外への派遣要請などに的確に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 警察用航空機を増機すること。
- 2 ヘリコプターテレビ地上受信設備を更新すること。

【提案理由等】

本県警察の航空機の体制は、平成23年7月に4機体制に縮減されたことから、実質2機運航を強いられている。また、ヘリコプターテレビ地上受信設備の老朽化も進行しており、警察業務の遂行に支障をきたすおそれがある。

このような現状の中、日々発生する警察事象への対応のほか、大規模災害等発生時における情報収集及び救難・救助活動、並びに目前に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の警戒警備に的確に対応するためには、警察航空体制や関連設備を充実させ、有事の際における危機管理体制を構築しておく必要がある。

1 警察用航空機の増機

警察用航空機4機（中型機1機、小型機3機）の稼働率は、過去3年間の平均値（平成27年から平成29年）で2機体制が45.39%となっており、年間の概ね半分の期間（120日から209日間）が2機体制である。

耐空証明更新の法定点検と自隊での点検整備の重複を避けた計画をしているが、不具合箇所の発見による点検時期の延長、予期せぬ故障の発生等が原因で1機体制となる期間が過去3年間の平均で13.15%（37日から59日間）が発生している。

また、本県は、全国2位の人口を有し、110番受理件数全国3位、山岳事故発生件数全国8位水難事故発生件数全国2位（平成29年警察白書などの統計）という状況にあるため、警察への国有機の増機を行い、県民の安全・安心を確保することが必要である。

なお、増機に際しては、操縦士及び整備士の資格の限定変更試験の必要性、機体の取扱いや熟知の観点から、機体導入後の円滑な運航を確保するため、本県警察保有機と同型機とすることが望ましい。

2 ヘリコプターテレビ地上受信設備の更新

地上受信設備は、機上からの映像を受信し、本県内及び国に対して映像を配信するヘリコプターテレビの要となるものである。

しかし、平成22年に県費により整備された受信設備は、7、8年で構成部品が製造中止となり、故障時においては、修理不能となるおそれがある。

そのため、映像配信機能が損なわれることにより、リアルタイムな情報収集や指揮等、警察業務の遂行に大きな支障をきたすリスクを回避するために国費による整備を求めるものである。

【提案項目】

警察用船舶は、海上における警戒や、災害等発生時における捜索・救助及び情報収集活動等、その活動範囲は多様である。さらに、近年は、河川域における警察力のニーズも増加傾向にあるため、次の措置を講じること。

1 警察用船舶「ちどり」の更新整備

【提案理由等】

本県では、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることに加え、2020年には、みなとみらい地区に新たな国内最大級の多目的ホールの開業を迎えるに当たり、海上における警戒力強化がさらに求められているところである。

また、河川域においてはレジャーの多様化に伴い、水上バイクの暴走行為が問題となっており、警戒体制の充実化についても喫緊の課題となっている。

1 警察用船舶「ちどり」の更新整備

現在、県警察は横浜港と川崎港と活動拠点とする警察用船舶「ちどり」及び「やまゆり」を保有している。そのうちの「ちどり」にあっては平成5年に国費整備され、必要に応じて双方の海域等の警戒力を補完し、港湾部及び河川における警察活動を行っている。

しかし、整備後24年が経過し、計画に基づく修繕や定期検査等を行っているが、予期せぬ故障や不具合の発生に伴い、運航停止が重複した場合は、警戒力を大きく損なう事態に陥ることとなる。

また、平成29年7月には、県議会防災警察常任委員会において、警察用船舶「ちどり」の老朽化が指摘されている。

このように、老朽化により、不具合修繕や不慮の機関故障が多発し警察力の低下が懸念されるため更新を希望する。

41 治安対策の強化

提出先 総務省、警察庁

【提案項目】

治安対策を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察活動の根幹をなす人的基盤を整備するとともに、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

平成29年中における県内の治安情勢をみると、刑法犯認知件数は53,628件と減少傾向で推移している一方、交通事故による死亡者数や人身交通事故の発生件数は増加に転じ、中でも特殊詐欺事件の被害総額は53億円を超え過去最悪を更新するなど、県民の身近で発生する事件や事故は後を絶たない。

さらに、県内では社会的反響の大きい連続殺傷事件や、東名高速道路上において発生したあおり運転に端を発した交通事故が発生するなど、県民の体感治安に大きな影響を与えている。

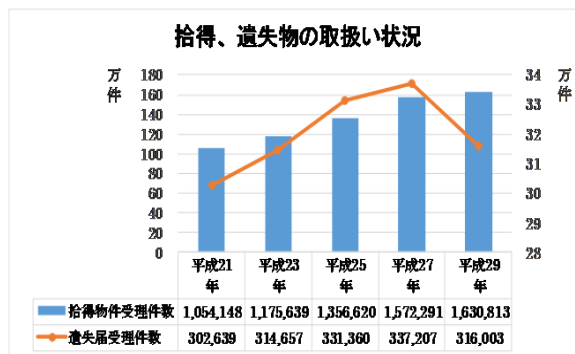
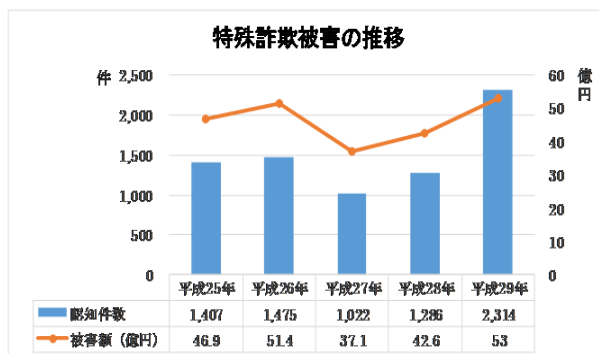
平成29年度に行われた県民ニーズ調査では、県行政で力を入れて取り組んで欲しい分野として前年度に引き続き治安対策が第1位（9年連続）となり、県警察に対する県民の期待と治安対策に対する強い要望が窺われる。

このような中、本県においてはラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が控えており、テロ対策など多角的な警備に万全を期さなければならない。

加えて、高齢運転者に義務付けられた認知機能検査に関する業務や、従来にも増して客観証拠による的確な立証が求められているDNA型鑑定業務、増加の一途をたどる遺失物業務等においても、時代の変化に的確に対応しながら円滑に推進していく必要があり、これら業務を担う一般職員の増員は、特に必要性、緊急性が高い状態である。

本県は、東京都に次ぐ全国第2位の人口を有しているものの、警察官一人当たりの負担人口は583人であり、東京都の311人、大阪府の413人と比較して、負担の高い状況にあり、県民のニーズに応えた治安活動を推進していくためには、警察職員の増員は欠かせない。

今後も社会情勢の変化に対応した組織づくりを行い、組織の総力を挙げて県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現していくためには、警察官のみならず、職員全体の増員が必要不可欠である。



(神奈川県担当課：警察本部警務課)

42 防犯カメラの整備・拡充

提出先 内閣官房、総務省、警察庁

【提案項目】

- 1 犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる指針（ガイドライン等）を整備すること。
- 2 自主防犯活動団体等による設置を促進するため、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度の創設を行うこと。

【提案理由等】

- 1 「世界一安全な日本創造戦略」の目指す「世界一安全な国、日本」の実現を図るためには、今後、防犯カメラの設置をより一層促進させる必要があり、国民の防犯カメラに対する理解を促進するとともに、防犯カメラの適正な設置及び管理が行われるよう、国による指針（ガイドライン等）の作成と普及啓発を実施する必要がある。
- 2 本県では、治安の確保に欠かすことができないツールとなっている防犯カメラの設置を促進するため、自主防犯活動団体等が防犯カメラを設置する費用の補助を行っており、県内市町村においても、防犯カメラを直接設置する取組や、県と同様に自主防犯活動団体等への補助を行う例が増加している。
防犯カメラの設置に対する補助は、地方自治体の厳しい財政状況の中で賄われており、これ以上の事業の拡大は困難な状況となっていることなどから、地方自治体の防犯カメラ設置促進事業を対象とした補助制度の創設が必要である。

43 自動車ナンバー自動読取装置の拡充整備

提出先 警察庁

【提案項目】

初動捜査の高度化、犯罪追跡可能性の拡充を図るため、自動車ナンバー自動読取装置を増設すること。

【提案理由等】

本県は首都圏道路網の南側に位置し、国道や市町村道、高速道路が隣接都県を結ぶように整備されており、これらの道路網が県民の生活基盤を支えている。

一方、重要犯罪や組織的犯罪等の犯罪者は、この首都圏の道路網を利用して、自動車ですぐに高速で移動して、広域にわたり犯罪を敢行している。

そこで、近年、自動車ナンバー自動読取装置を導入し、初動捜査の高度化、犯罪追跡可能性の拡充を図っている。この装置は、通過する自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するもので、車両利用犯罪の早期検挙や行方不明者・自殺企図者等の捜索、ひき逃げ車両の追跡等ナンバー把握済み車両の追跡に効果的なシステムである。

また、従来捜査では、ナンバー未把握車両の割り出しには相当の時間を要し、割り出しも困難であったが、近年では防犯カメラの普及により、システムと効果的に連動して未把握車両の割り出しが可能となってきた。

しかし、本県におけるこの装置の整備状況は、首都圏の他の都県と比較すると遅れており、国において整備することとなっている高速道路、県境主要道路、国際海空港周辺道路についても未だ十分に整備されておらず、新たに開通した圏央道（さがみ縦貫道路）についても未整備であり、今後、新東名高速道路の開通も控えていることから、国において自動車ナンバー自動読取装置を早急に増設する必要がある。

【提案項目】

地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 「地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という。）」が創設されたところであるが、これまでの取組をより確実に消費者に根付かせるために、推進事業分については安定的に継続し、交付額を十分に確保する等、引き続き有効に活用できるようにすること。
- 2 交付金の強化事業分については、地方に1／2の負担が生じることから補助対象メニューを早期に決定するとともに、地方自治体の意見を取り入れて補助対象メニューを拡大すること。
- 3 交付金の措置状況について、都道府県へ早期に情報提供を行うこと。

【提案理由等】

地方消費者行政推進交付金等により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、未だその途上にあることから、更なる充実強化に向けた措置を講じる必要がある。

- 1 現在の本県及び市町村の財政状況、高齢化の加速に伴う高齢者の相談件数の増加、消費者被害の多様化・複雑化といった社会状況を踏まえ、これまでの取組をより確実に消費者に根付かせ、更に推進していくことが必要である。そのためには、平成31年度以降も地方自治体が消費者行政を安定的に、積極的に実施できるよう、地方消費者行政の充実強化に必要な交付金（推進事業分）の財源が継続的かつ十分に確保されること等の改善が必要である。
- 2 地方消費者行政の取組を更に進展させるためには、時節にあった取組が活発に事業化されていく環境が整うことが必要である。そのためには、円滑な予算編成及び現場のニーズを踏まえた多様な施策の検討ができるよう、交付金（強化事業分）の補助対象メニューを早期に決定すること、補助対象メニューについて地方自治体の意見を取り入れた上で拡大することが必要である。
- 3 交付金の措置状況については、現況では国の予算案の閣議決定後まで交付額等の通知がなく、県及び市町村予算への適切な反映が困難な状況である。「地方消費者行政の推進」の主旨に則り、交付金を有効に活用していくためには、概算要求段階から都道府県への早期の情報提供が必要である。

45 小規模事業者持続化補助金の継続実施

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業の持続的発展の支援のため、小規模事業者持続化補助金の制度の継続を図ること。

【提案理由等】

本県の経済が発展していくためには、事業所の約 99%を占める中小企業、小規模企業の事業活動の活性化が不可欠である。本県では、平成 28 年度から、商工会、商工会議所と連携して、国や県の支援施策を周知することで、小規模企業に対して、小規模事業者持続化補助金の活用促進を図っている。

小規模事業者持続化補助金は、販路開拓等に取り組む小規模企業にとって、補助限度額が小額であるものの補助対象事業が広く、申請しやすい補助金であることから小規模企業者から非常に高いニーズがある補助制度である。

また、小規模企業と商工会・商工会議所が一体となって経営計画を作成して経営改善への取組を進められることから、これまで経営計画を作成する機会の少なかった小規模企業の経営改善に有効であると商工会・商工会議所からも高く評価されている。

こうしたことから、小規模企業への販路開拓の促進には、小規模事業者持続化補助金の継続が必要である。

神奈川県の小規模事業者持続化補助金の申請・採択状況（平成 28 年度補正分※）

申請数	採択数	採択率
1,440件	632件	43.9%

※二次補正分含む

46 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充

提出先 中小企業庁

【提案項目】

商工会及び商工会議所が、小規模企業に対する経営状況の分析や事業計画の策定、実施等への支援を引き続き推進するため、「伴走型小規模事業者支援推進事業」を継続・拡充すること。

【提案理由等】

国は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」を改正し、商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模企業を応援していくための経営発達支援事業を新たに規定した。商工会及び商工会議所は国から認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者に対する支援を行い、国はこれに係る経費に対する補助を実施している。

本県内ではこれまでに9商工会、14商工会議所が認定されており、また現在認定されていない商工会も認定を目指している。

しかし、現在の補助対象はセミナー、相談会等の事業のみとなっており、経営発達支援計画に基づく小規模企業の事業計画策定や実施に係る人員に要する経費はその対象となっていない。

そこで、計画の認定を受けた商工会・商工会議所が計画に基づいた小規模企業支援を確実に実施するために、「伴走型小規模事業者支援推進事業」の継続及び予算の増額、補助対象経費の拡大が必要である。

神奈川県経営発達支援計画申請・認定状況（平成30年3月16日現在）

区分	申請	認定
商工会	18	9
商工会議所	14	14
合計	32	23

47 地域経済牽引事業計画に対する支援策の充実強化

提出先 経済産業省

【提案項目】

地域未来投資促進法による地域経済活性化の実効性を高めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域未来投資促進税制の適用期限を延長すること。
- 2 その他、地域経済牽引事業計画を策定する事業者限定の支援策を創設し、その際、活用を妨げる複雑な要件を設けないこと。

【提案理由等】

地域未来投資促進法に基づき、都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に対しては、税制・金融等の支援措置が示されているが、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置（地域未来投資促進税制）は、適用期限が平成30年度末とされていること、当初予定されていたファンドの創設が実現していないことなど、地域経済牽引事業計画を策定する事業者に対する十分なメリットがあるとは言えない状況である。

地域未来投資促進法による地域経済活性化の実効性を高めるためには、地域経済牽引事業計画を策定する事業者限定で、活用しやすい支援策を充実強化することが必要である。

48 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金における財源負担割合の変更

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業者等への設備導入の推進を支援していくため、小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金における（独）中小企業基盤整備機構の負担割合を増やし、全都道府県が取り組みやすい事業にすること。

【提案理由等】

独立行政法人中小企業基盤整備機構法を根拠として、平成27年度に小規模企業者等設備貸与事業（以下、「貸与事業」という。）が開始された後、本県と（独）中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）とが、財源を折半し、（公財）神奈川産業振興センター（貸与機関）に対して、貸与事業資金貸付を実施している。

貸与事業は、資金調達力が比較的弱い小規模企業者等の創業及び経営の革新に必要な設備導入の促進を図ることを目的に、本県では過去3年間に合計で21億7,400万円を貸し付け、貸与機関では延べ87件の設備貸与を行ってきた。

さらに、老朽化設備の更新、円滑な世代交代実現、人手不足への対応等のため、設備導入が小規模企業者等の急務となっている背景から、小規模企業者等の設備投資意欲は年々増しており、今後も貸与事業の需要は増していくものと思われる。

また、小規模企業者等の生産性向上や事業承継などの経営課題に対し、経営状況が下降する前に企業自らが必要な対策（本県では企業経営の「未病改善」と呼んでいる）を講じていくために積極的に設備投資を支援する必要がある。

しかしながら、全国で貸与事業を利用している自治体は、平成29年度において16道府県にとどまり、貸与事業の普及は進んでおらず、全国に広く浸透させ定着させる必要がある。

そこで、小規模企業者等の設備導入の推進を支援し、本県のみならず全都道府県が貸与事業に取り組みやすくするため現在の貸付財源負担割合（※ 都道府県：機構＝1：1）を見直し、機構の負担割合を増やすことが必要である。

（※ 同じ法律を根拠とした高度化事業において、事業の利用促進を図るために貸付財源負担割合を都道府県：機構＝1：4へ変更し、機構の負担割合を増やした前例がある。）

49 精神障がい者雇用の一層の促進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

精神障がい者の法定雇用率の算定基礎化に併せ、本年4月から精神障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）に関する雇用率の算定方法が見直されたところであるが、1週間の所定労働時間が20時間未満の精神障がい者に配慮した制度についても検討すること。

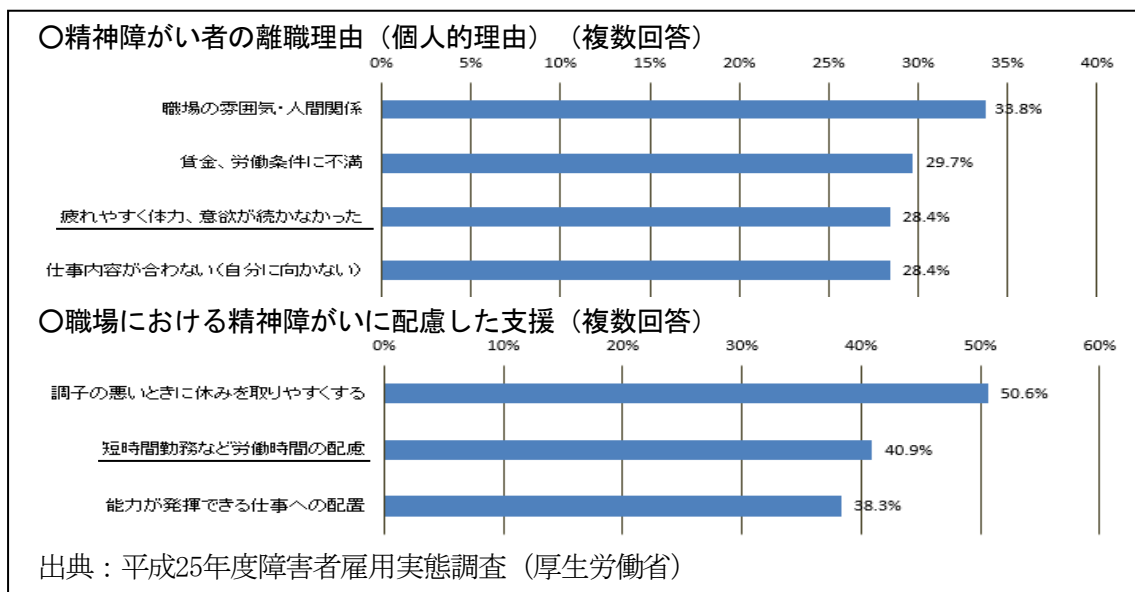
【提案理由等】

本県における民間企業の障害者雇用率は、平成29年6月1日現在、1.92%と法定雇用率（2.2%）を下回っている中、本年4月、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わったところであるが、精神障がい者については職場定着が大きな課題となっている。

国の調査結果では、精神障がい者の離職理由（個人的理由）として「疲れやすく体力、意欲が続かなかった」が、また、職場における精神障がい者に配慮した支援として「短時間勤務など労働時間の配慮」が、それぞれ上位に挙げられている。

一方、現行の国の取組としては、法定雇用率の対象となる1週間20時間以上での勤務が難しい精神障がい者を雇用する場合、週10～20時間の試行雇用から開始し、職場への適応状況や体調などに応じて、雇用期間中に週20時間以上の勤務を目指す「障害者短時間トライアル雇用」への助成が行われているところである。しかしながら、共生社会の実現に向けては、週20時間未満でなければ勤務が難しい精神障がい者についても、個々の働く力に応じて、就労の場を提供することが重要である。

そこで、障がい者雇用の一層の促進を図るため、1週間の所定労働時間が20時間未満でなければ就労困難な精神障がい者に配慮した制度についても検討が必要である。



（神奈川県担当課：産業労働局雇用対策課）

50 総合特区推進調整費の柔軟な運用の推進

提出先 内閣府

【提案項目】

総合特区の事業を推進させるため、総合特区推進調整費について、次の措置を講じること。

- 1 指定地域に直接交付する制度の創設
関係府省予算における対応が困難な場合に、指定地域に直接交付する制度を創設すること。
- 2 対象事業の拡大
独立行政法人が執行する補助事業も対象とすること。

【提案理由等】

総合特区推進調整費については、関係府省が直接執行する予算を機動的に補完するという制度設立当初の趣旨が堅持されているため、関係府省予算における対応が困難な場合や、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の独立行政法人の補助事業については、対象外となっている。

関係府省予算における対応が困難な場合に、指定された特区への直接交付制度の創設や、独立行政法人が執行している補助事業を対象とすることで、効果的な財政支援を行うことが可能となり、ライフノベーションの取組及び生活支援ロボットの実用化・普及が加速する。

京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区

【目標】

個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

さがみロボット産業特区

【目標】

生活支援ロボットの実用化や普及を通じた地域の安全・安心の実現

【提案項目】

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)について、都市畜産の振興に資するため、次の措置を講じること。

- 1 継続的な事業として平成31年度以降も予算措置すること。
- 2 一定規模以上の整備については、複数年度の事業が担保される制度にすること。
- 3 地域の平均飼養規模以下であっても、後継者のいる意欲ある経営体については補助対象とすること。

【提案理由等】

畜産クラスター事業（施設整備事業）は、生産基盤の強化に貢献する事業で、地域からの要望もあり、本県としても計画の作成支援とその認定を通じて、本事業の積極的な推進を図っている。

- 1 本事業については、畜産農家からの期待も大きく、今後も活用を検討している地域が存在していることから、引き続き予算措置が必要である。
- 2 都市近郊においては、限られた敷地において経営を継続しながら施設整備を行う場合、順次施設の整備を行う複数年の計画が必要になる。そのため、複数年度の担保がなければ長期的な事業実施の見通しが立たず、地域から要望ができない場合があるため、複数年度の計画認定等が必要である。
- 3 畜産クラスター事業の補助対象は、地域の平均的な飼養規模以上となる経営体とされているが、大規模経営の多い地域においては、意欲的な後継者がいる経営体であっても、当該規模の要件を満たさないために事業の対象外となっている場合があり、補助対象の見直しが必要である。

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、日本の水産物に対する諸外国の輸入規制について、関係国に次の措置を求めること。

- 1 安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、輸入規制を撤廃すること。
- 2 全面的な輸入禁止を行っていない国においても、実質的に過剰な規制となる放射能検査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定することを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃すること。

【提案理由等】

中国や韓国等は、それぞれの国が定めた放射能検査の安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止している。また、他にも多くの国が放射能検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制が行われており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国からは、原発事故以降、輸出に際し、例えば、次のような過剰な規制を受けている。

- ・ 検査に当たって検出限界値を0.7Bq/kg以下の高い精度で行うことを要求される（日本は厚生労働省通知に基づき、基準値の1/5以下となる20Bq/kg以下を検出限界値としている）。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムやプルトニウムの検査を要求される。

このため、国においては、こうした外国の過剰な規制の撤回に向けて早期解決を図るため引き続き強く働きかけていく必要がある。

なお、本県においては、漁獲される水産物の放射性物質の検査を計画的に実施し、その結果を公表することにより県民に県産水産物を安心して利用してもらうよう努めている。

【提案項目】

地域若者サポートステーション事業の実施における、「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラム等について、全国の地域若者サポートステーションで必要な支援に取り組めるよう、国が所要経費を措置し、ニート等の若者に対する職業的自立支援を充実強化すること。また、在学中の生徒に対する個別支援についても実施できるよう、柔軟な制度への見直しを行うこと。

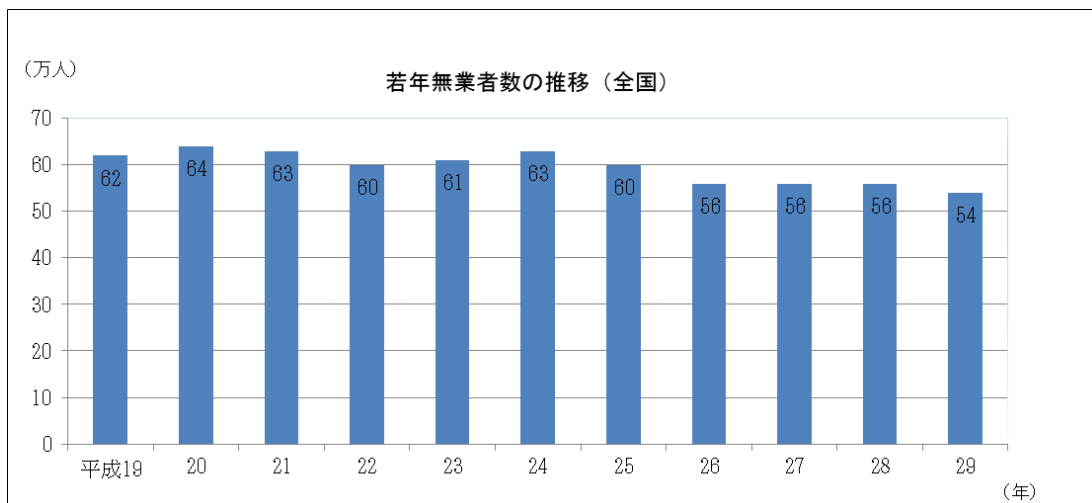
【提案理由等】

地域若者サポートステーション事業は、ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立に向け、一人ひとりの状態に応じた相談支援や支援プログラム等を提供し、多くの若者を進路決定に結びつけ、着実に成果を出している。

ニート等の若者の数は、景気が回復傾向にある中でも高い水準で推移しており、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援することは、依然として重要である。

地域若者サポートステーション事業の「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置等については、地方自治体が地域の実情に応じて予算措置をしているが、全国の地域若者サポートステーションで必要な支援に取り組めるよう、国において所要経費の全てを措置する必要がある。

また、高校中退者や進路未決定卒業生のニート化を防ぐため、国が予算措置をする「高校中退者等アウトリーチプログラム」において、在学中の生徒に対する個別支援についても実施できるようにするなど、柔軟な制度への見直しをする必要がある。



（出典）総務省「労働力調査」

- （注）1 ここでの若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。
 2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

54 公契約に関する研究の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

国において、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を地方自治体に公表すること。

【提案理由等】

本県においては、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないよう、労働団体等から公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。こうした要望等を受け、学識者、事業者団体及び労働者団体からなる「公契約に関する協議会」を設置し、検討を行ったが、条例の対象となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定などが課題となっている。

こうした課題は全国的なものであるため、国においても、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を具体的に進め、その経過や結果を広く自治体に公表することが求められる。

55 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する補助について、人口が少ない町村も対象となるよう、補助対象要件を見直すこと。

【提案の理由等】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する国庫補助の基準には、一般社団法人または一般財団法人であることのほか、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人日以上が見込める団体という要件があり、この補助対象要件が人口に比べ過大なものとなっている町村が存在している。

高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることは、人口が少ない町村についても重要である。そこで、一律の人数要件を見直すことなどにより、すべての市町村のシルバー人材センターが補助を受けられるようにすることが必要である。

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置

成年後見制度の利用促進に当たり、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対して支援する必要があることから、利用負担に係る財源措置の充実を図ること。

2 日常生活自立支援事業に係る財源措置

認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、日常生活自立支援事業による支援を受けられない事態が生じないよう、財源措置の充実を図ること。

3 福祉サービス第三者評価における支援

福祉サービス第三者評価の普及・定着を図るため、広域的な啓発を行うとともに、事業者に対する効果的な受審誘導策を新たに導入し、事業者が利用しやすい制度とすること。

4 級地区分の見直し

生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

5 生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する自立支援

(1) 生活困窮者自立支援法の施行によって明らかになり始めてきた生活保護に至る前の生活困窮者の実態について、国において、より詳細に把握し、自立支援の観点から、医療、介護、年金等の各社会保障制度を検証すること。

(2) 生活保護受給者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。

(3) 生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。とりわけ生活困窮世帯の子どもに対する学習支援は、貧困の連鎖を断ち切る取組として重要であることから、国庫補助の事業費の上限額の撤廃や国庫補助率の引上げを図ること。

(4) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援の際、各市町村教育委員会や学校等と協力、連携が促進されるよう、文部科学省等関係府省と個人情報の取扱いや学習支援の実施について、あらかじめ申し合わせを行うこと。

(5) 認定就労訓練事業については、事業の実施拡大に向けた必要な措置を講じること。

6 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けた人材養成

生活困窮者自立支援法に基づく施策の円滑な実施に当たっては、各地方自治体

が実施する事業に従事する人材の養成が急務となっている。国が実施する人材養成研修については、一定程度の拡充がなされたが、受講を希望する自治体が確実に参加できるよう受講定員の確保とともに、単元別の柔軟な受講を認めるなど必要な措置を講じること。

また、都道府県が実施する研修の修了者についても、自立相談支援事業への従事を可能とすること。

7 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善

(1) 生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務や就労支援、不正受給対策、医療扶助の適正化対策などが、より強化されているため、その対応に必要なケースワーカーや経理事務担当者等の増員が図られる仕組みを構築すること。

(2) ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援を行えるよう、国で一元的かつ効率的なシステムを開発するなど、業務改善に向けた具体的な検討を行うこと。

8 学校給食費の公会計化を踏まえた代理納付の制度改正

生活保護制度での学校給食費等教育扶助については、学校給食費が公会計化されても代理納付できるよう、代理納付先に地方自治体の長等を加える制度改正を行うこと。

9 生活保護決定等に関する審査請求に係る裁決権限の県から政令市への移譲

生活保護決定等に関する審査請求については、被保護者の権利利益の迅速な救済等が必要なため、裁決権限を県から政令市へ移譲すること。

10 生活福祉資金貸付制度の安定した事業運営

生活福祉資金貸付制度について、今後も安定した事業運営が図られるよう、償還事務や相談員の配置に要する経費について、引き続き十分な財源措置を講じること。

11 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に代えて貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

12 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設定

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。

13 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進

民生委員・児童委員の活動量と負担感の増加に伴い、担い手不足が恒常化しているため、活動実態に見合った活動費の充実を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進めること。

14 地域生活定着促進事業の円滑な実施

地域生活定着促進事業については、地域生活定着支援センターの設置経緯や趣

旨、国と地方の役割分担を踏まえ、地方に負担を求めることなく事業の円滑な実施に支障をきたさない補助制度とすること。

【提案理由等】

- 1 介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者総合支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が成年後見制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬が支障となって、申立てを行うことができないケースが認められる。また、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、各市町村において市町村長申立て以外の案件や保佐・補助類型も助成対象とされるよう検討することが望ましいとされた。こうしたことから、成年後見制度の利用促進のためには、類型を問わず後見人報酬などの負担が経済的に困難な人を支援する必要があり、財源措置の更なる充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業については、一人ひとりの利用者に応じたきめ細かな対応を図るため、全市町村の社会福祉協議会に専門員を配置しているが、平成27年度に補助基準額が改正され、さらに、平成29年度には激変緩和措置が廃止された。こうしたことにより、市町村社会福祉協議会においては、委託料を上回る負担を強いられ、その活動に支障が出ている。
認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、本事業によるサービスを利用できない事態が生じないよう、国においては、財源措置の充実が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県で推進組織を設置し、普及に取り組んでいるが、本制度の一層の普及・定着には、利用者及び事業者における制度の理解と重要性の認識が不可欠である。国においても利用者に対しては、分かりやすい制度となるよう広域的な啓発を進めるとともに、事業者に対しては、メリットとなる効果的な受審誘導策を導入し、利用しやすい制度となるよう、制度設計を見直す必要がある。
- 4 生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど、地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。
- 5 (1) 国が取りまとめた生活困窮者自立支援の支援実績によると、相談者の年齢層や抱えている課題は幅広く、求職に向けた意向も様々である。
そこで、国は、生活困窮者の実態をより詳細に把握し、自立支援の観点から、医療、介護、年金等の各社会保障制度を検証する必要がある。
(2) 生活保護制度は、支援を必要とする人に確実に保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援については、各地方自治体においても、様々な事業に取り組んできたところであるが、財源確保は各地方自治体の重要な課題となっており、十分な財源措置を講じる必要がある。
(3) 生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る取組として重要であることから、地方自治体の人口規模等に応じた上限（基準額）を撤廃するとともに、補助率の引上げを検討する必要がある。
(4) 子どもの支援には、教育機関との連携が不可欠であり、支援の実施がよりスムーズに行われるよう関係省庁間での申し合わせが必要である。
(5) 認定就労訓練事業については、認定取得を社会福祉法人や民間企業に働きかけているものの、事業所ごとの申請が煩雑であるなどの理由から取得が広がらない状況にあり、認定申請手続の簡素化や一般市への認定権限の拡大、認定事業所へのメリット付与などの措置を講じる必要がある。

- 6 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な支援を行うためには、相談支援等に関する十分な専門性を有する人材を養成することが重要なため、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者は、国が行う養成研修を受講することが必要であるとされている。

平成28年度から、相談支援員養成研修の定員増がなされたが、小規模な地方自治体では、相談員が生活保護業務を兼ねているなどの事情により、相談員の長期間の不在を懸念し、研修参加を見送る地方自治体もある。

本制度の円滑な実施に当たっては、早急に人材を養成することが重要であることに鑑み、国は必要な措置を講じる必要がある。

- 7 (1) 生活保護受給世帯数が依然高水準で推移している中で、福祉事務所に配属され生活保護の現場を担うケースワーカーの負担が増大している。各種調査や決定事務などに追われ、本来のケースワーク業務を行えず、また、査察指導員によるチェック機能も限界を超える状況になりつつある中、生活保護費の支給等事務の適正な実施が求められている。

さらに、生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策がより強化されていることを踏まえ、ケースワーカーや経理事務担当者等の増員について、国が財源措置を講じる必要があるほか、標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要がある。また、医療扶助の適正化等を効果的に実施できるよう、財源措置を講じる必要がある。

- (2) ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、これまで、各地方自治体において個別にシステム開発等が重ねられてきているが、システム改修に係る時間や労力といった負担が過大となっているため、国は業務改善に向けた具体的な検討を行う必要がある。

- 8 現在、学校給食費の未納や、その徴収に係る学校の負担及び金銭管理等の課題を解決するため、学校給食費の公会計化を実施、又は実施の検討をしている地方自治体が増えている。

生活保護法による学校給食等教育扶助費は、保護費の適正な使用等を目的として、被保護者に代わり学校長に対して代理納付ができることとされている。しかし、学校給食費の公会計化により徴収権限を有する、地方自治体の長やその長から委任された教育委員会等に対しては代理納付ができないため、制度改正が必要である。

- 9 生活保護決定等に関する審査請求は、迅速な被保護者の権利利益の救済等が必要な状況にあるにもかかわらず、域内の審査庁が1か所（知事）であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。

審査請求の半数以上が政令市に係るものであることから、裁決権限を委譲し分散することにより、事案処理の加速化を図る必要がある。

また、行政不服審査制度が、「行政処分に対し国民の権利利益の救済を図る」目的とともに「行政の適正な運営を確保する」目的もあり、監査等を実施する政令市本庁において審査請求事務を行うことが合理的と考える。

- 10 生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進のために重要な役割を果たしている制度であり、平成21年10月には、厳しい雇用経済情勢の下、急増する失業者、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとして、貸付制度の抜本の見直しが図られ、貸付条件の緩和等が行われたところである。

今後も当該事業による失業者や低所得者層に対する自立支援は重要な取組であり、貸付終

了後の自立支援も含めた相談支援体制の充実や償還対策の強化は、安定した事業実施に不可欠であることから、平成31年度以降も国が責任を持って十分な財源措置を講じる必要がある。

- 11 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度においては、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、不動産の処分、その他契約費用等は、都道府県社協が負担（事務費として、国が2分の1、都道府県が2分の1を負担）するものとされている。
また、その償還については、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することとなるが、競売による債権回収等において、費用が高額になる場合がある。
本制度は、要保護者世帯を対象としていることに鑑み、当制度の実施による効果に応じた費用負担とすることが適当であることから、貸付や償還等に要する事務経費についても、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の負担（国4分の3負担）とすべきである。
- 12 社会福祉施設の設置認可、検査等の権限については、以前から、政令指定都市及び中核市に移譲されているにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、未だに都道府県のみが補助主体とされており、権限と財源の不均衡が生じている。こうしたことは、負担の公平性の観点から妥当性に欠けているため、同制度について、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、権限と財源の整合を図ることが必要である。
- 13 民生委員・児童委員の担い手不足が恒常化している一方で、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴い活動量は増えており、また対応すべき課題も複雑化しているため委員個人の負担感も増している。民生委員・児童委員の活動環境の整備を促進するためには、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。
- 14 地域生活定着促進事業については、平成21年度の事業創設当初から、全額国庫補助の事業として、国が全国一律に実施を進めた経緯があるが、平成27年度から、地方における財政負担の考え方が示された。その中では、地方の財政負担は必須とならなかったものの、補助基準額の4分の3相当を基本とした定額補助となったことから事業規模を縮小せざるを得ず、事業の円滑な実施に支障をきたす状況となっている。本事業は、都道府県が行うべき法定事業ではなく、その内容から国が行うべき事業であることから、国において必要な財源を全額措置する必要がある。

57 軽度・中等度難聴児に対する支援

提出先 厚生労働省

【提案項目】

軽度・中等度難聴児に対する学びの機会等の確保を図るため、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度を全国統一の制度として実施すること。

【提案理由等】

軽度・中等度難聴児の補聴器の装用は発達の支援に有効とされているが高価であるため生活困窮世帯では購入できないことがある。こうした生活困窮世帯の軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、本県では、平成 29 年度に県単独事業として助成制度を創設した。

現在、全都道府県が同様の制度を設けており、こうした状況からも生活困窮世帯の学習機会等の確保のため、全国統一の制度として実施することが必要である。

軽度・中等度難聴児への補聴器交付状況（平成29年度）

補助対象人数	品目					
	軽度・中等度難聴用		高度難聴用		修理	その他
	ポケット型	耳掛け型	ポケット型	耳掛け型		
44人	0件	70件	0件	6件	4件	0件

- <対象>
- 18歳未満の者
 - 平均聴力レベルが両耳とも原則として30デシベル以上で、15条指定医が必要と認めた者
 - 所得制限あり（補装具費支給制度と同様）

【提案項目】

本県及び市町村におけるホームレスの自立支援等の施策を効果的に推進できるよう、次の措置を講じること。

未だ数多くのホームレスが存在しており、路上生活の長期化や再路上化、高齢化といった状況が見られることから、国において、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を更に推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策については、引き続き、十分な財源措置を講じること。

【提案理由等】

居所のないホームレスの問題は、国の責任の下で解決すべき課題であり、地域における取組が後退することがないよう、国は、路上生活の長期化や高齢化が進むホームレスに対する総合的な支援施策を、より一層推進するとともに、引き続き、十分な財源措置を講じる必要がある。

【提案項目】

患者の症状に応じた治療の選択肢の多様化を図るため、漢方診療に係る診療報酬の充実を図ること。

【提案理由等】

本県においては、県立がんセンターに「漢方サポートセンター」を開設して、がん治療に伴う副作用の軽減や、療養生活の質の向上を図るための漢方診療を行い、患者一人ひとりの症状に応じた治療の選択肢の多様化に取り組んでいる。

しかしながら、200床以上の病院では、漢方診療の診療報酬が200床未満の病院のように、特定疾患療養管理料や外来管理加算が算定できないことから、医療機関の経済的負担が大きいため、漢方診療に係る診療報酬の充実が必要である。

【提案項目】

平成 27 年度から地域自殺対策強化交付金事業の財源措置が講じられたが、31 年度以降も、地方自治体が事業を継続して実施できるよう、国の補助率を拡大することを含め、必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な問題が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自殺対策事業は、問題を抱える人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見・治療など中長期的な視点に立って総合的かつ継続的に実施する必要がある。

また、自殺対策基本法第 9 条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされているほか、今後、平成 30 年度末までに都道府県及び市町村において策定される「自殺対策計画」の適切な施策展開が必要となることから、地域自殺対策強化交付金事業においても、引き続き、地域の実情に応じてきめ細かく事業を実施するために、補助率を拡大するなどの財源措置が必要である。

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の患者が安心して検査や治療が受けられるよう、次の措置を講じること。

1 特定不妊治療への保険適用拡大

不妊治療を必要とする患者が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用となっていない特定不妊治療についても対象とすること。

2 不育症の研究及び人材育成の推進

不育症については、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において不育症の研究や人材育成について推進していくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、少子化社会対策基本法において、「不妊治療を望む者に対して良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずること」としており、少子化対策の重要な柱となっている。

また、不妊治療のうち、体外受精、顕微授精については、医療保険が適用されておらず、全額患者負担となっており、1回の平均的な治療費は、それぞれ30万円、40万円と高額であり、患者の経済的負担は大変大きい。

そこで、都道府県、政令指定都市、中核市では、特定不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、厳しい財政状況の中、治療に要する費用の助成を行っているが、予算確保に苦慮しているところである。

一方、国においては、平成25年8月の「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、助成対象に年齢制限を設けるなどの見直しが行われたが、医療保険の適用については検討が行われなかった。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、特定不妊治療を医療保険の適用対象とする必要がある。

2 不育症については、厚生労働省研究班の研究成果に基づき不育症管理に関する提言がなされ、平成24年度から、不育症に対する支援について国庫補助対象となるなど、充実が図られたところである。しかしながら、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、国において更に、不育症の研究や人材育成に取り組んでいく必要がある。

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し
介護給付費財政調整交付金については、すべての市町村で5%を確実に措置すること。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減
高齢者の増加等により、市町村が行う保険料の賦課徴収、保険給付などの事務負担が増大していることから、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
また、市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防に向けた取組の評価については、都道府県及び市町村に過大な事務負担が生じないようにするとともに、都道府県が行う市町村の評価の取りまとめに当たっては、必要な事務費等を財源措置すること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し
地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とするなど見直しを行うこと。
- 4 介護保険サービスの見直し
国において、次の措置を講じること。
 - (1) 利用者が必要とする介護保険サービスを適切に提供できるよう、特に次のサービスを保険給付の対象とするなど、介護保険制度を見直すこと。
 - ア 柔道整復師が行う訪問及び通所機能訓練
 - イ 一定条件の範囲での訪問介護における代筆・代読
 - (2) 通所介護事業所における送迎時の重度者に対する加算の見直しを行うこと。
 - (3) 介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 5 介護ロボットの介護保険適用
介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、効果検証の結果を踏まえつつ、介護報酬での評価や人員配置基準の見直し等をさらに進めるとともに、福祉用具として介護給付の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、これを解消する必要がある。
- 2 高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大していることから、事務の負担軽減や費用負担についての措置を講じる必要がある。また、市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防に向けた取組の評価については、国から指標が示されたところであるが、都道府県が行う市町村の評価の取りまとめが過大な事務負担とならないようにするとともに、必要な事務費を確保する必要がある。
- 3 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、中核的な役割を果たすことが期待されているが、現状では、介護予防支援業務（ケアマネジメント）に係る報酬は、業務実態を十分反映していないことから、見直しが必要である。
- 4 (1) ア 通所介護の一環として行われる柔道整復師の行う機能訓練については、介護給付の対象とされているが、それ以外についても介護保険サービスの供給拡大の観点から、保険給付の対象とすることが適当である。
イ 視覚障害者に限らず、視力が低下している高齢者についても、日常生活上必要と考えられる範囲に限定するなど、一定の条件の下、「代筆・代読」について介護保険における訪問介護サービスの対象とすることが適当である。
(2) 通所介護を利用する在宅高齢者のうち、多くの重度介護者や認知症の方は、送迎においても安全面等に留意した乗降介助等が必要なため、適切な基準を定めるほか、重度者など一定の基準による報酬加算を導入する必要がある。
(3) 介護保険施設において、透析が必要な入所者・入院患者にあっては、多くの場合、透析ができる医療機関への移送等が必要であるため、施設内で透析ができるように、報酬体系を見直す必要がある。
- 5 介護ロボットについては、サービスの質の向上や従事者の負担軽減につながることを期待される。特別養護老人ホームにおいては、介護ロボットの一部の機器について人員基準を緩和することが認められたが、他の介護サービスも含めて、介護報酬での評価や人員基準の緩和をさらに進めるとともに、福祉用具として介護保険を適用することも進めていく必要がある。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 減免措置に対する特別調整交付金による財政支援の拡充
市町村が低所得者に対し行っている、一部負担金や保険料（税）の減免措置は「自治体の責めによらない要因」による財政負担であり、市町村の実情を踏まえ、特別調整交付金の交付基準を見直し、補助対象範囲の拡大を図ること。
- 2 市町村の保険者機能の強化にインセンティブを与える仕組みの構築
新たな国保制度において見直し拡充された公費の配分に当たっては、収納率向上や医療費適正化等といった市町村の保険者機能の強化にインセンティブを与え、制度の安定的な運営と住民の利便性に資する仕組みに見直すこと。
- 3 特定健康診査・特定保健指導の単価等の見直し
市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに、必要な財源措置を行うこと。
また、特定健康診査等の国民健康保険組合補助において、国として必要な予算を確保し、国民健康保険組合の事業実施を支援すること。

【提案理由等】

- 1 今回の国保制度改革における「財政上の構造的な問題」の解決策として実施される財政基盤強化策では、特別調整交付金財源が拡充され、「自治体の責めによらない要因」による財政負担への財政支援強化が行われることになった。低所得者への一部負担金や保険料の減免も「自治体の責めによらない要因」によるものであり、財源拡充にあわせ交付対象の拡大を図るべきである。
県内市町村の多く（減免基準を設定している33団体の内21団体）は、低所得者層に対し生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても19団体が減免基準を設定し実施している。
しかし、現在の一部負担金減免に係る特別調整交付金の交付対象は、生活保護基準所得以下であり、保険料（税）減免については対象となっていない。国保の「財政上の構造的な問題」には低所得者層の存在があり、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るためにも、特別調整交付金の交付対象の拡大を行うことが必要である。
- 2 財政基盤強化策として行われた、財政調整交付金の拡充と、保険者努力支援制度の実施に当たっては、増大を続ける医療費に対する医療費適正化や保険料収納率向上に向けた市町村の保険者機能を強化していくことが重要である。
現在の都道府県間の財政調整の仕組みは、医療費水準が低く、かつ所得の二極化により平均所得が比較的高い都道府県には交付額が少なく、医療費適正化と収納率向上に向けた市町村努力を妨げるものとなっている。

普通調整交付金における都道府県間の財政調整について、実績の医療費水準による影響を排除し、所得上位者の限度額を超える所得を適正に控除した所得水準による調整とすることが必要である。

また、保険者努力支援制度交付金の都道府県分の医療費水準評価について、実績医療費水準の高い地域を中心に、努力に関係なく医療費水準が大きく変化することが多いことから、保険者努力支援制度の都道府県分における医療費水準改善評価の割合を見直し、実績医療費水準評価を重視したものとすること。

さらに、保険者努力支援制度の市町村分評価について、大都市部では、被保険者の転出入が多いことや昼間不在者が多いことなどにより、保険者の努力が、特定健診受診率や保険料収納率に結び付きづらい実態があることを踏まえ、被保険者の移動率や就労年齢単身世帯割合を考慮した評価基準・評価方法とすること。

- 3 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。さらに、国庫負担の割合（3分の1）を保険給付費に対する国庫負担割合の水準（41%）まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。

また、国として特定健康診査等の実施率向上を図る一方で、平成26年度から平成29年度において、国民健康保険組合に対する国庫補助を最大約30%減額していることは、特定健康診査等の実施率向上の妨げとなっている。国民健康保険組合の特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施のためには、実績に応じた補助を可能とする予算の確保が必要である。

【提案項目】

高齢者保健福祉サービス等の充実を期するため、早期に次の措置を講じること。

- 1 喀痰吸引等研修制度の円滑な実施
介護職員等が喀痰吸引等に係る研修を受講する際の費用について十分な支援を行うこと。
- 2 特別養護老人ホームへの入所に係る低所得者対策の強化
低所得者であってもユニットケア個室に入居できるよう必要な対策を講じること。
- 3 「お泊まりデイサービス」の法整備
「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全が確保できるよう、国において十分な法整備を行うこと。
- 4 地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの研修実施
国立保健医療科学院において、地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの全体マネジメント等、中核となる職員の養成に必要な、体系的な短期研修を実施すること。

【提案理由等】

- 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施する際には、一定の研修を受講する必要があるが、在宅介護に携わる介護職員等については、指導看護料や医師指示料の負担から実地研修に係る指導看護師の確保や医師指示書の取り付けなどが困難となっている。そのため、介護職員等の受講が妨げられることのないよう、指導看護料の補填や研修時医師指示料について保険適用とするなど研修に係る費用について十分な支援を行うことが必要である。
- 2 国は、特別養護老人ホームの居室について、プライバシーが確保され、できる限り在宅に近い居住環境の下で生活することで、一人ひとりの個性や生活のリズムに合わせたケアを提供することができる個室ユニット化を推進している。また、本県においても、特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型個室を原則としているが、従来型の多床室と比べ利用者の費用負担が大きく、補足給付等の現在の制度では不十分であり、低所得者には利用しにくいことが大きな課題となっている。特別養護老人ホームの居室については、入所者の尊厳の観点からも個室ユニット化が望ましいことから、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう補足給付等の対策を強化する必要がある。

3 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は法令により保険給付の対象とされているが、宿泊サービスは法令に基づかないサービスである。しかし、宿泊サービスについても高齢者へのサービスは適切に行われる必要がある。

国は、利用者保護の観点から、宿泊サービスについて届出制や事故報告の仕組みを構築することとし、省令基準の改正や人員・設備等の指針の策定を行ったが、法的な拘束力を伴うものではないため、仕組みとして十分とはいえない。そのため、利用者の安全性の確保に向けた指導・監督ができるよう法整備を行うことが必要である。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、システムの中の個々の取組をテーマとする研修は行われているものの、全体のマネジメントも含めた体系的な研修は実施されていない。

地域包括ケアシステムを担当する職員を養成するため、国立保健医療科学院において、地域包括ケアシステムについて体系化した研修を実施する必要がある。

【提案項目】

障害福祉施策の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 障がい者に対する所得保障に係る措置の実施
障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条に基づく、障がい者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を進め、速やかに所得保障に係る措置を講じること。
- 2 発達障がい児者への支援の充実
発達障がい児者への支援を充実させるため、児童期だけでなく成人期の発達障がいにも対応できる児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。

【提案理由等】

- 1 障がい者の所得保障については、障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条第3項において、障がい者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を行うよう規定している。国においては、改正障害者基本法に基づき、平成24年に設置された障害者政策委員会において、所得保障（年金や諸手当）について議論されており、新「障害者基本計画」に盛り込むべき事項として、現行の年金や諸手当等の所得保障制度全般について、総合的な検証を行うこと等の意見が、同年12月に提出されたところである。これらの意見に示された考え方等を踏まえて策定された障害者基本計画（第3次）の計画期間が満了し、平成30年3月に障害者基本計画（第4次）が策定されたが、所得保障について具体的な措置は示されておらず抜本的な解決策を講じる必要がある。
- 2 発達障がいに関する診断等のニーズは高いが、発達障がいを的確に診断できる専門医は不足している。平成28年度から「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」が実施され、また、平成30年度からは、「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」が実施されるが、発達障がいの専門的な診断や指導を行える児童精神科医等の不足を解消するには至らないため。

66 自立支援給付費の国庫負担金の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

居宅介護や重度訪問介護など訪問系サービスには国庫負担基準が設けられている。また、基準額を超過した市町村に対し補助を行う都道府県に対する補助制度を設けているが、都道府県や市町村に過大な負担が生じることのないよう、義務的経費としての国庫負担の在り方を見直すこと。

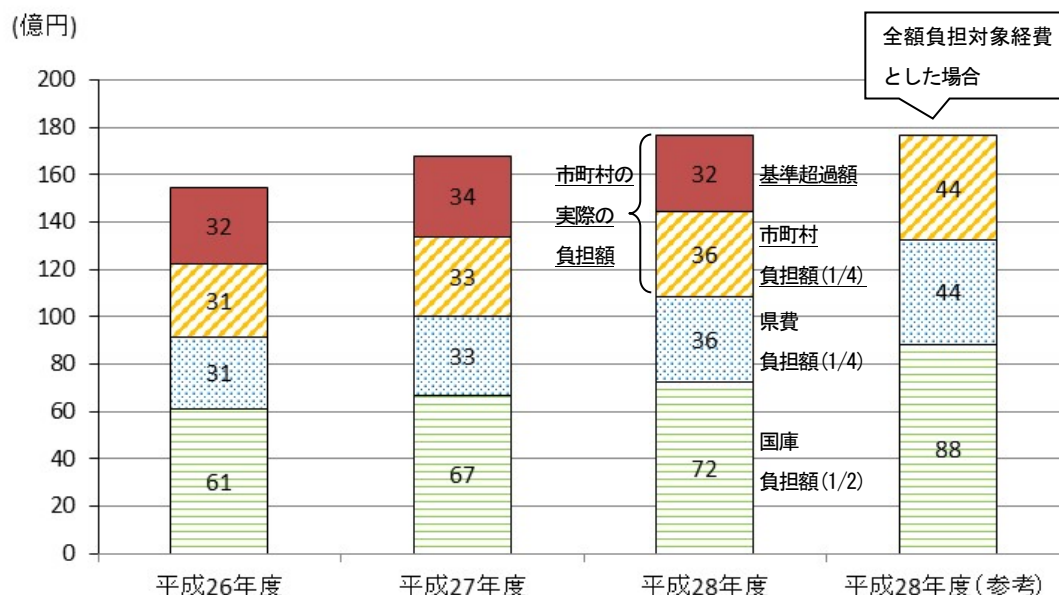
【提案理由等】

自立支援給付費負担金については、サービス量の増大と共に増加し続けているため、県及び市町村の財政を圧迫している。

特に訪問系サービスについて国庫補助基準が設けられており、超過分に関しては、別途補助を行う仕組みはあるものの、財政規模等に応じた支給要件があるため補助対象から除外される市町村もあり、結果として超過額を市町村が負担している。

共生社会の実現や地域生活移行の促進など、在宅系サービスの充実は今後も重要であることを踏まえると、法定負担率どおり市町村が支弁する費用の100分の50を国が全額負担するよう、義務的経費としての国庫負担の在り方について見直しを要望したい。

本県の訪問系サービスの実績額の推移



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

【提案項目】

移植医療等の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 臓器移植対策

(1) 臓器移植医療のための体制整備

臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。

(2) 臓器搬送に係る体制整備

民間ヘリコプターによる搬送体制を構築するなど、国の責任において体制整備を図ること。

2 骨髄移植対策

(1) 骨髄ドナー登録推進事業の財源措置

患者が移植を受ける機会が十分に確保できるよう、地方自治体が行う骨髄ドナー登録事業の推進に必要な財源措置を行うこと。

(2) 骨髄ドナー休暇制度導入への支援等

骨髄ドナー休暇制度の導入を企業や団体等に直接働きかけるとともに、企業等が制度を導入するに当たり、経営環境の整備に向けた税制上の優遇措置や休業補償などのインセンティブが働く支援を行うこと。また、非正規雇用者や自営業者に対しても同様に支援を行うこと。

【提案理由等】

1 (1) 都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施している。そこで、都道府県臓器移植コーディネーターが行う臓器あっせん業務の一層の強化を図るため、更なる財源措置の充実を図ること。また、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの臓器移植コーディネーターの増員や臓器提供施設への診療報酬の充実等、国の責任において、臓器提供が増える仕組み作りを進めていく必要がある。

(2) 臓器移植において、阻血時間が短い臓器は、摘出後、ヘリコプター等による早急な搬送が必要とされている。本来は、あっせん事業者である公益社団法人日本臓器移植ネットワークがその搬送体制を構築する必要があるが、未だ民間ヘリコプターによる搬送が実現していないなど、極めて脆弱な状況にある。そこで、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任において、臓器搬送体制を整備する必要がある。

2 (1) 骨髄バンクのドナー登録者数は、年齢超過による抹消が増加する一方で、ドナー登録の推進に当たっては、ボランティアの力に頼らざるを得ない現状がある。また、平成26年1月1日に施行された「造血幹細胞移植推進法」において、地方自治体には国との適切な役割分担を踏まえた施策の策定・実施の責務が規定されている。このような状況から、今後の骨髄ドナー登録事業推進のため、地方自治体が安定的に普及啓発等の施策を実施できるよう、国による十分な財源措置が必要である。

(2) 骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に概ね8日間程度要することから、ドナーに提供意思はあっても仕事を休めず、骨髄の提供に結びつかないことがある。そのため、企業等に骨髄ドナー休暇制度の導入を働きかけると同時に、制度導入に当たりインセンティブが働くような実効性のある支援を行うことが有効である。また、休業により直接的に収入に影響が生じる非正規雇用者や自営業者に対しても実効性のある支援を行うことが望まれる。

本県では、平成30年度から骨髄提供を行ったドナーや事業所に対し支援を行う助成制度の導入を行うこととしたが、骨髄移植は全国的な制度であり、国として助成制度を導入することが必要である。

【提案項目】

救急医療体制の整備と充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

1 救急医療体制の充実

周産期救急・小児救急・ドクターヘリなどの救急医療体制について、支援策の充実や、救命救急センター、周産期・小児医療施設等の整備への支援に対する財源措置を行うこと。

2 アレルギー疾患対策におけるプレホスピタルケア（病院前救護）の充実

食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症時において、本人に「自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペンという。）」が処方されていない場合でも、救急救命士によるエピペンの使用やエピペンの救急車への搭載を可能とするなど、プレホスピタルケアの充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 周産期及び小児救急医療は、次世代育成推進の観点からも極めて重要な課題であり、その更なる充実・強化を図るためには、地域の状況に柔軟に対応した支援策の充実が不可欠である。また、ドクターヘリについては、救命率が向上している状況や、県境を越えて実施している実態を踏まえ、安定的な運用のためには、財政的基盤の確保が必要である。

さらに、高度・専門的・特殊な医療を担う救命救急センター及び周産期・小児医療施設等の整備は、地域医療を確保する観点から積極的に進める必要があり、医療機関の施設整備を促進することは、良質かつ適切な医療を提供する点から重要である。

しかし、これらを補助する医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）については、毎年過大な調整率により減額され、十分な財源措置がなされていないため、その拡充を要望する。

- 2 平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっているが、現在、国の通知（平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知）により、救急救命士によるエピペンの使用について、あらかじめ本人に処方されている場合に限り使用することができることとなっている。

アナフィラキシーショックを発症し生命が危険な状態にある場合、適切なタイミングで迅速にエピペンを使用することが救命率の向上につながっている。

さらに、エピペンは体重に合わせ2種類の規格があるのみで、生命にかかわる副作用もないと考えられることから、医師の指示の下、救急救命士によるエピペン使用範囲の拡大等を行うことが非常に重要である。

【提案項目】

アレルギー疾患医療の均てん化の促進等に向け、県アレルギー疾患医療拠点病院における診療について、診療報酬の加算措置などを行うこと。

【提案理由等】

近年、患者数が増加しているアレルギー疾患は、急激な症状の悪化を繰り返すものや、中には、重症化により死に至るケースもあるなど、日常生活のあらゆる場面で大きな影響を及ぼす疾患である。

そこで、国は、都道府県に対してアレルギー疾患医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図り、アレルギー疾患患者の居住する地域に関わらず、等しくアレルギーの状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を選定することを求めている。

都道府県アレルギー疾患拠点病院には、アレルギー疾患に関係する複数の診療科が連携した治療や管理を行うほか、患者やその家族、地域住民に対する情報提供や啓発活動を行っている。また、医療従事者等に対する人材育成、併せて県におけるアレルギー疾患の実情を把握するための調査・分析、加えて学校や施設等が抱える問題に対する助言、支援等の役割が求められている。

しかしながら、こうした取組に対する国からの助成が限定的であることから、県アレルギー疾患医療拠点病院が既存の仕組みの中で役割を担っていくには人的、財源的にも限界がある。

県アレルギー疾患医療拠点病院が、地域におけるアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を十分に果たしていくためにも、診療報酬の加算措置を設けるなどの対応が不可欠である。

【提案項目】

原子力災害医療体制の強化に向け、原子力災害拠点病院としての機能を維持するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

原子力災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じるものであり、特殊な災害である。そのため、原子力災害医療については、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが求められる。

そこで、国は、平成27年に原子力災害対策指針を改正し、原子炉施設等の立地道府県等において、原子力災害拠点病院を指定するなど、地域における原子力災害医療体制の再整備を進めるよう見直しを行った。

具体的には、これまでの二次被ばく医療機関が行っていた被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施に加え、地域内の関係者に対する研修、原子力災害医療派遣チームの整備など、原子力災害医療体制における地域の拠点としての役割が一層求められることとなった。

さらに、この6月には、原子力災害対策指針の改正（案）が示され、原子力災害拠点病院の役割として、立地道府県等が実施する研修に協力するという項目が追加されるなど、原子力災害医療体制の一層の強化が図られているところである。

このように原子力災害拠点病院として果たすべき役割が増加しているにもかかわらず、一部の施設整備等の助成を除き、こうした取組に対する国からの助成がないため、原子力災害拠点病院としての役割を維持していくには、人的、財源的にも限界がある。

原子力災害拠点病院の指定は、原子力災害医療体制の強化に当たり、不可欠なものであり、原子力災害拠点病院を早期に指定するためにも、財源措置が必要である。

71 オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等

提出先 厚生労働省

【提案項目】

口腔機能の低下は、初期の段階において、口腔機能のささいな衰え（オーラルフレイル）を放置せずに対応することで、介護予防の視点においてより一層の改善効果が期待できることから、次の措置を講じること。

- 1 オーラルフレイル該当者への保険適用拡大
著しく口腔機能が低下した者だけではなく、軽度・中度の症状の者についても対象とすること。
- 2 国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加
口腔機能の低下は、予防及び早期の発見とともに、初期段階での対応が必要なことから、市町村が実施するオーラルフレイル対策に係る事業を評価項目に追加すること。

【提案理由等】

- 1 平成30年度の診療報酬改定では、新たに、著しく口腔機能が低下した者（「口腔機能低下症」患者）を対象とした診断や保健指導（口腔機能管理加算）について、保険が適用されることとなったが、口腔機能の低下が軽度・中度の者（「オーラルフレイル」該当者）は対象となっていない。

しかしながら、平成28年度神奈川県口腔ケアによる健康寿命延伸事業における実態調査によれば、本県の65歳以上の高齢者の約4割がオーラルフレイル該当者であり、その割合が高いことが示された。

また、最近の研究において、オーラルフレイル該当者の追跡調査（約4年間）を行ったところ、新規要介護認定者及び死亡者は、オーラルフレイル非該当者に比べて約2倍高いことが明らかとなっている。

このことから、オーラルフレイル対策は重要であり、オーラルフレイル該当者への適切な対応により、要介護及び運動・栄養障害等の予防効果が期待され、将来的には、医療・介護費の適正化にもつながることが考えられる。

そこで、口腔機能低下症よりも、更に前段階での対応を行えるよう、オーラルフレイル該当者についても医療保険の対象とし、国全体の要介護対策の充実を図る必要がある。

- 2 国保の保険者努力支援制度の評価項目として、歯科分野では市町村における歯周疾患健診の実施が対象となっており、歯周病予防については評価がされているところである。

また、歯周病予防と同様に、全身の健康の保持増進に重要なオーラルフレイルを含む口腔機能の低下予防は、自分の口でいつまでも食べ、栄養障害等を防ぎ、将来的には医療・介護費の適正化にもつながることが考えられる。

このことから、オーラルフレイル対策に係る取組の実施を評価項目に追加し、オーラルフレイルの予防及び早期発見など、初期段階での対応に取り組んでいく必要がある。

【提案項目】

新たな専門医制度の推進に当たり、次の措置を講じること。

1 都道府県協議会からの意見について

新たな専門医制度について、都道府県が適切に関与できるよう、日本専門医機構から適時、適切に情報提供させるとともに、都道府県の意見に対して、国と日本専門医機構において誠実に対応し、必要な対策を講じること。

2 専攻医、指導医の確保

新たな専門医制度において、基幹施設や連携施設が確実な運営を行えるよう、専攻医や指導医の採用に当たり必要となる人件費等に対して財政支援する仕組みを構築すること。

【提案理由等】

1 新たな専門医制度について、地域医療への影響が出ないよう都道府県が関与し、日本専門医機構に意見を提出する枠組みができたが、都道府県が権限を発揮するのに必要な時間も情報も十分に与えられていない。また、提出した意見に対する誠実な対応もなされず、現時点で特定の診療科や地域による医師の偏在を解消し、必要な医師を配置する仕組みの構築について具体的な措置が講じられていないため、国による対策が必要である。

2 初期臨床研修の受入施設に対しては、人件費等の国庫補助制度があるが、新たな専門医制度については、十分な補助制度がない中、基幹施設に専攻医や指導医が集中しており、人件費負担が課題となっている。このため、初期臨床研修と同様の制度を創設する必要がある。

【提案項目】

精神科医療の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 精神科救急医療体制の整備等

精神疾患の人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。

2 診療報酬による評価の充実

平成30年4月に診療報酬の改定が行われたが、精神科救急医療を担う医療機関の確保のため、診療報酬による評価の更なる充実を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって、精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指しているところである。

そのような中、平成28年度については、本県の精神科救急医療体制を維持する上で不可欠な財源である精神保健費等国庫負担（補助）金のうち、常時対応型医療施設の補助単価が減額となっている。

このように、精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる措置が必要である。

- 2 平成30年4月の診療報酬改定により、看護職員夜間配置加算の新設等、一定の改善がなされたが、精神科救急医療体制の整備・充実に向けては、精神科に関連する身体科救急及び精神科救急に係る医療機関に対して、更なる評価が必要である。

また、認知行動療法等の有効な精神療法がより普及するためにも、診療報酬による評価において、要件の緩和が必要である。

【提案項目】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案は廃案となり、現時点において、改正法案の内容や成立、施行時期は不明である。

現在は、平成 30 年 3 月 27 日に発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、支援が必要な精神障がい者についての相談支援業務の一環として、地方自治体を中心となって医療機関や地域の関係機関と連携して退院後支援計画を作成し、精神障がい者の退院後の継続した包括的支援を推進している。

そこで、退院後の精神障がい者に対し、必要な医療等包括的な支援が継続的かつ確実に行えるよう、地方自治体が人員確保等体制整備するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

国は、精神疾患の患者に対する医療の充実を図るために、平成 29 年 2 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定し、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう地方自治体が退院後の支援を整備することとして、国会に提出していたが、廃案となり、現時点において、改正法案の内容や成立、施行時期は不明である。

一方で、平成 30 年 3 月 27 日に、現行法（法第 47 条）に基づく相談支援業務の一環として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出され、地方自治体を中心となって、患者の入院中から、医療機関や地域の関係機関と連携し、退院後支援計画を作成することとしている。

そのため、退院後も継続的に医療等の支援を確実に受けられるよう体制整備をするためには、人員確保等財源措置が必要である。

【提案項目】

難病対策等のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 難病制度における患者の利便性の向上及び地方自治体の負担軽減
平成28年12月27日付けで「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応が示されているが、患者の利便性の向上及び地方自治体の事務負担の軽減の観点から実状を踏まえた必要な措置を講じること。
- 2 地方自治体の財政的負担の解消
難病法に基づく特定医療費の支給認定に係る都道府県の費用負担を軽減するとともに、特定疾患治療研究事業に係る医療費について、都道府県の超過負担を解消すること。

【提案理由等】

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな難病制度の運営状況を踏まえ、患者の立場に立ったよりよい環境整備や支援策を講じるため、次のとおり提案する。

- 1 新たな難病医療費助成制度では、特定医療費の支給認定に係る申請時の患者負担や地方自治体の事務負担が課題となっている。

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」については、平成28年12月27日付けで最終方針が示されたところであるが、特に医療保険の所得区分等の記載については、繰り返し課題等を示し、廃止を求めてきた。医療保険の所得区分を記載することは、事務を担う地方自治体のみならず、患者や保険者にも負担が大きく、関係機関への協力依頼や周知によって解消されるものではないため、国においてもこの点を認識した上で、他の類似制度との均衡を含め、更なる検討が必要である。

また、上記の検討事項のほか、認定申請の際に必要な、指定医の診断書に要する費用等についても患者の大きな負担となっていることから、医療機関が定める費用に対する国の基準（上限）の提示など、患者の負担軽減に向けた措置を講じる必要がある。

- 2 難病法の施行に伴い、指定難病に係る特定医療費については、国が2分の1を負担することになっているが、特定医療費支給の前提となる支給認定の事務に関する経費については、都道府県が負担することとなっている。また、特定疾患治療研究事業に係る医療費については、難病法の施行に伴う対象疾患の減少により大幅に減少したものの、全都道府県において超過負担が解消されているものではない。

本来、難病患者の経済的負担の軽減は国の責任において実施されるべきものであることから、都道府県の財政的負担の解消を行うべきである。

【提案項目】

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度については、全額国負担にするなど、国の責任において確実な財政措置を講じること。

【提案理由等】

我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は300万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成として、平成30年12月より重篤化した場合の肝硬変・肝がんの入院費等について新たに助成対象となる予定だが、十分な事前の協議もなく一方的に都道府県へ2分の1の負担を強いる状況となっている。

肝炎対策基本法の前文において、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責任を明記した上で、肝炎対策を総合的に策定し、実施することを定めていることから、本事業の実施に当たっては、全額国負担とするなど国の責任において確実な財源措置を講じる必要がある。

77 脳脊髄液減少症対策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

脳脊髄液減少症患者に対する診療体制を整備すること。

【提案理由等】

脳脊髄液減少症の治療として、平成 28 年 4 月からブラッドパッチ療法が保険適用されたが、患者やその家族、医療関係者の脳脊髄液減少症に対する認知度が低く、専門医も少ないため、早期発見・早期治療が難しい状況にある。

については、専門医の育成や医療者への研修、相談窓口の設置など、全国的な診療体制の整備が必要である。

78 WHO推奨ワクチンの定期接種化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、未だ定期接種化されていないムンプス及びロタについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期接種化を図ること。

【提案理由等】

平成26年10月から、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが、平成28年10月からは、B型肝炎ワクチンが定期接種化されることになった。WHOが推奨するワクチンのうち、ムンプス及びロタについては、現在、専門部会において副反応等に係る検討が行われているが、VPD（ワクチンで防げる病気）の予防を更に促進するためには、早急に定期接種化する必要がある。

〔WHO推奨予防接種における日本の定期接種実施状況〕

WHO推奨予防接種	日本における定期接種実施状況
BCG（結核）	○
ポリオ	○
DTP（D：ジフテリア、T：破傷風、P：百日せき）	○
麻しん	○
風しん	○
ムンプス（おたふくかぜ）	×
B型肝炎	○
HI b（インフルエンザ菌b型）	○
肺炎球菌（小児）	○
HPV（子宮頸がん予防）	○
ロタ	×

79 全国がん登録における体制整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

全国がん登録を円滑に実施し、得られたデータを都道府県独自の施策に活用できるよう、全国がん登録システムの更なる改善を図るとともに、専門人材の確保について支援を行うこと。

【提案理由等】

全国がん登録は、全国一律の制度だが、本県は全国2位の人口であり、り患情報が膨大なことから、効率的かつ迅速な事務処理のためには、専門知識を持った人材配置が必要である。さらに、登録データを本県のがん対策に十分活用するには、例えば、他の健康関連データと組み合わせるための専門人材も必要である。

また、がん登録推進法では、県審議会の承認を得れば、登録項目を追加できることになっている。例えば本県では、がん対策の有用なデータとして、TNM分類を独自に収集していることから、登録項目を追加したいところではあるが、国立がん研究センターが作成した全国がん登録システムでは、登録項目を追加する機能がないため、従来の地域がん登録の継続という形での対応に留まっている。

そこで、都道府県が全国がん登録として、独自の項目を収集できるように全国がん登録システムを改善する必要がある。

【提案項目】

原爆被爆者二世に対して、医療費助成などの援護施策の充実を図ること。

【提案理由等】

現在、原爆被爆者二世の援護施策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」には規定されておらず、健康診断については国庫補助により全国的に実施されているものの、被爆者に対して行われているようながん検診費用や医療費の助成などは行われていない。

しかしながら、原爆被爆者二世は、被爆者と同様に、健康面で大きな不安を抱えながら生活しており、国による統一的な健康管理事業の実施や医療費の助成などの援護施策について、法律に規定し、がん検診費用や医療費の助成などについても国が財源措置を行い、原爆被爆者二世が安心して生活できるよう支援する必要がある。

81 医療機関等の仕入れに係る消費税問題の抜本的解決

提出先 財務省、厚生労働省

【提案項目】

医療機関等が設備や医薬品等の仕入れの際負担する消費税について、抜本的な解決が図られるよう検討を進めること。

【提案理由等】

医療機関等で設備や医薬品等を仕入れる際に負担する消費税は、社会保険診療が非課税のため仕入控除ができず、医療機関が負担しているため、実質的な負担とならないよう、診療報酬に点数を上乗せすることで対応している。

このような医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省の「中央社会保険医療協議会」などで検討が行われているところであるが、実態を十分に把握した上で対応を図る必要がある。

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付について当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられていることから、速やかにこの経過措置を廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担する原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられているが、原則どおり、国が責任を持って財源負担するべきである。

【提案項目】

未婚のひとり親を含む、ひとり親世帯に対する支援の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 未婚のひとり親世帯に対する、結婚歴のあるひとり親と同等の経済的支援
未婚のひとり親世帯が、結婚歴のあるひとり親世帯と同等の税控除を受けられるよう、所得税法を見直し、未婚のひとり親世帯に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
- 2 ひとり親世帯に対する自立支援施策の充実
ひとり親世帯が、安定的で自立した生活が営めるよう、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の見直しや給付型支援策の創設を行うこと。

【提案理由等】

「全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省平成28年度調査）によると、母子世帯数は123.2万世帯（前回23年度調査比：0.6万世帯減、0.5%減）、そのうち未婚の母子世帯は8.7%で、前回調査の7.8%を上回り、増加している。

また、「平成28年国民生活基礎調査」（厚生労働省調査）では、母子世帯の平均所得は270万円、全世帯の546万円、児童のいる世帯の708万円と比較して、非常に低い水準となっている。

このような状況において、平成30年度から保育所徴収金基準額など、所得を基に算定される25の利用者負担等について、寡婦（夫）控除のみなし適用が実施されることとなった。

しかし、未婚のひとり親については、配偶者と死別または離別したひとり親に適用される税法上の寡婦（夫）控除の対象外とされていることから、結婚歴のあるひとり親世帯と比較して経済状態は非常に厳しい。

このように、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、健やかに育成される環境を整備することが重要であり、さらに、結婚歴の有無により経済的支援に差が発生することについて合理的な理由は存在しないと考えられることから、寡婦（夫）控除の対象を、未婚のひとり親へ拡充する必要がある。

また、ひとり親への支援として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度があるが、ひとり親世帯の償還の負担を鑑み、制度見直しや給付型支援策の創設のほか、就業支援施策の充実などにより、自立の促進を図る必要がある。

【提案項目】

急増・深刻化する児童虐待相談や困難事例に適切かつ迅速に対応するため、次の措置を講じること。

1 児童相談所における専門相談体制の拡充

子どもの心のケアや健康面のアセスメントを充実するため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司及び保健師等、専門職員の配置に対する財政措置をさらに充実すること。また、児童福祉司と同様に児童心理司及び保健師についても配置基準の法定化を行うこと。

2 所在不明児童の情報共有の仕組みづくり

自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるよう、国が情報を一元化する仕組みを創設し、個人情報の提供を含む情報提供のルールを定めること。

3 市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援

相談窓口の整備や要保護児童対策のためのネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うこと。

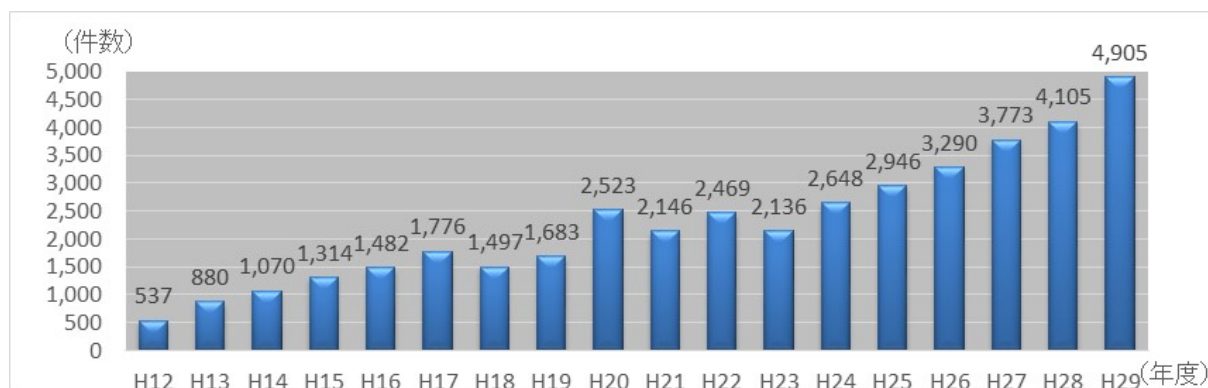
【提案理由等】

児童福祉法の改正により児童福祉司の配置基準については法定化され、財源措置も充実したが、未だ法定の配置基準には至っておらず、児童相談所の相談・援助体制は、現状では十分とはいえない。そのため、専門職員の配置を円滑に実現できるよう適切な財源措置を行い、児童心理司及び保健師の配置基準についても法定化し、児童相談所の体制強化を図る必要がある。

また、居所不明児童に関しては、個人情報保護やDV被害者への配慮などから、地方自治体が収集できる情報は限られているため、全国統一の仕組みとルールが必要である。

さらに、児童相談所の体制強化だけでなく、児童虐待防止のための地域連携の仕組みである要保護児童対策地域連携協議会など市町村の役割の更なる充実も必要である。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

- 1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。
- 2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財源措置
今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 不登校などの教育課題に対応するため、本県が独自に配置している教育支援センター（適応指導教室）担当教員の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は本県の負担となっている。また、本県にとって大きな課題となっている児童・生徒支援分野（いじめ、暴力行為対策と不登校への対応）を専ら担当する充て指導主事については、国から配分される定数が充分でないため、一部を県単独で追加配置している。しかし、これらの教員等は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とし、拡充を図る必要がある。
また、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、公立学校職員の給与実態が反映されていないため、地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財源措置をする必要がある。
- 2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財源措置を講じることが重要である。

【提案項目】

義務標準法及び高校標準法について、次の措置を講じること。

1 教職員定数の改善及び学級編制等の弾力化

学校における働き方改革の実現のため、教職員定数の改善を行うこと。

また、義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう標準法を改正するとともに、特別支援学校においても、児童・生徒の障がいの種別や状況に応じた学級編制が可能となるよう、標準法を改正すること。

2 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要がある。そこで、標準法において定数として算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう標準法を改正すること。

【提案理由等】

1 本県の教員の平均勤務時間は、全ての校種で1日当たり10時間を超える深刻な状況となっているが、長時間労働の改善のためには自治体による取組みや学校現場における業務改善の努力だけでは限界があることから、教職員定数の改善が不可欠である。

また、義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的な定数配置を行えるよう、加配定数の基礎定数化をはじめとする改善を進め、全国一律の学級編制の標準についても、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるよう、義務標準法を改正する必要がある。

さらに、高等学校の学級編制についても、全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように高校標準法を改正するとともに、特別支援学校についても、在籍する児童・生徒の障がいの状況や障がい種別、地域の実情に応じた学級編制が可能となるよう、義務標準法及び高校標準法を改正する必要がある。

2 本県では、大型実習船による長期航海を実施するなど、将来の水産を担う中堅技術者の養成を行っている。さらに、実習船という性格上、任用する技術職員は技術面だけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。そのため、実践的技術や知識を持つ指導者として高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要なものであり、標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改正する必要がある。

(神奈川県担当課：教育委員会教職員人事課)

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 就学先決定に係る就学手続きの変更
市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。
- 2 特別支援教室構想の早期実現
小・中学校等に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。
- 3 特別支援教育コーディネーターの定数改善
小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障がいを含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。
- 4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大
後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障がいのある生徒の高等学校進学を促進するため、高等学校も就学奨励費の支給対象とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 すべての児童・生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、就学先の決定に当たっては、保護者や専門家から意見を聴取し、総合的に判断することに加え、都道府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携するしくみを制度化する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援を進める必要がある。また、教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要である。現在実施されているモデル事業の結果等を踏まえながら早期に特別支援教室構想を実現し、必要な時間に、特別な指導を受けられる教育環境の整備が急務である。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県では、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。その結果、小・中学校等においては、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れているが、学級担任及び養護教諭としての業務に加えて、コーディネーターとしての役割を担う必要があり負担が大きい。インクルーシブ教育の推進に向け、多様な学びの場を整備することや、校内支援体制を充実させるため、

教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

- 4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障がいのある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけではなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の金銭的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障がいのある生徒を就学奨励費の対象とする必要がある。

【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 看護師等の配置基準の新設

看護師、作業療法士、理学療法士等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設すること。

2 医療職等の配置

標準法において算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等、教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにすること。

【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケアの対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっているとともに、就労支援の充実が求められている。

- 1 本県では、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士に、特別免許状等を授与し、教員として任用している。今後は、インクルーシブ教育システム構築に向け、特別支援学校以外の多様な学び場においても、医療的ケアや地域のセンター的機能による支援の一層の充実・強化が必要であり、看護師、作業療法士、理学療法士等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設する必要がある。
- 2 医療的ケアや地域のセンター的機能の充実・強化に加え、就労支援を促進するため、標準法で算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等の教員以外の職員を非常勤職員として配置し、より柔軟な支援ができるようにする必要がある。

89 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒をスクールバス乗車対象者としている。そのため、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加については、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

また、知的障害教育部門の高等部生徒については、乗車スペースに余裕がある場合に学校長の判断により乗車可能としているが、保護者の送迎に頼らざるを得ない場合が多い。障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加を促進するためには、スクールバスの増車という取組に加え、公共の交通機関を利用した学校までの移動や、バス停までの移動についても支援の充実が必要である。

障がいのある児童・生徒の卒業後の自立と社会参加を進めるためには、在学中から移動支援などの福祉サービスを利用することで通学支援を充実し保護者の負担を軽減する必要がある。このことから、福祉サービスとしての移動支援を充実させることが急務である。しかし、移動支援は市町村地域生活支援事業に位置付けられているものの、国の補助率は法定の補助率の上限を下回る状況が続いており、市町村における通学支援の充実を図る上で支障となっている。

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。その後、平成25年度からは、対象学年の全児童生徒を対象とした悉皆調査が実施されている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

1 悉皆調査の継続的な実施

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

2 抽出調査を実施する場合の設置者等への負担の軽減

抽出調査を実施する場合は、調査への参加を希望する抽出対象外の学校の設置者が、費用や採点、集計・分析等の負担を強いられないように、また、学校及び教職員に業務上の負担が生じないように、国が責任をもって配慮すること。

【提案の理由等】

平成19年度から3年間、悉皆調査で実施された全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

しかしながら、平成22年度から抽出調査に変更されたことにより、本県の状況についてはおおむね把握できるが、詳細な状況把握及び分析等には生かしくくなっている。平成30年度は対象学年の全児童生徒を対象とした調査が実施されたが、今後、悉皆調査が継続的に実施されるかについては示されていない。

なお、抽出調査を実施する場合、抽出対象外の学校は、希望利用方式により国から同一問題の提供を受け調査を実施することができるが、その採点・集計等は設置者が自らの責任と費用の負担で行うこととされていることから、地方自治体や学校に大きな負担が強えられることとなる。

そこで、悉皆調査での成果を踏まえ、平成19年度からの3年間と同様に悉皆調査の実施を望む意見もあることから、関係者の意見を広く聴き、地方自治体へ負担転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、継続的に悉皆調査を実施することを強く提案する。

91 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

問題を抱える児童・生徒等に対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置
不登校児童・生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）に配置される専任教員について標準法において算定すること。
- 2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
 - (1) 児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校職員として位置付け、標準法において算定すること。
 - (2) 当面の措置として、標記の両事業の国庫補助率を3分の1から2分の1に復元すること。
 - (3) 安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会等の意向を踏まえ国庫補助額を決定するとともに、内示時期を早めること。

【提案の理由等】

不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センター（適応指導教室）に配置することが有効である。

また、不登校等の児童・生徒は学校以外にも様々なストレスや悩みを抱えており、それらを相談・支援できる体制を整備することが重要である。「心の問題」の早期発見・早期対応や児童・生徒が置かれた環境を把握し、働きかけることで、「心の問題」の早期発見・対応を支援する役割を担うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの継続した配置が不可欠である。

神奈川県公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校児童数	発生率	全生徒数	不登校生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校児童・生徒数	発生率
22年度	474,156	2,246	0.47%	203,132	7,556	3.72%	677,288	9,802	1.45%
23年度	469,542	2,149	0.46%	207,684	7,132	3.43%	677,226	9,281	1.37%
24年度	463,403	1,908	0.41%	209,568	6,646	3.17%	672,971	8,554	1.27%
25年度	459,278	2,179	0.47%	210,880	6,819	3.23%	670,158	8,998	1.34%
26年度	456,741	2,443	0.53%	210,296	6,920	3.29%	667,037	9,363	1.40%
27年度	454,730	2,319	0.51%	209,696	6,617	3.16%	664,426	8,936	1.34%
28年度	451,751	2,765	0.61%	208,032	7,652	3.68%	659,783	10,417	1.58%

(神奈川県担当課：教育局子ども教育支援課)

92 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

放課後子ども教室に係る補助制度について、地域の実情に応じたより柔軟な対応ができるようにするため、現在の補助金の時間枠（上限1日4時間）を拡充すること。

【提案理由等】

共働き世帯などでは、早朝に子どもが家庭で一人きりになる不安を抱えている。そうした不安を解消するため、朝の時間帯においても、小学校の施設等を利用し、支援員やサポーター等、地域のボランティア等による子どもの安全・安心な居場所づくりを行うことが求められている。

本県の放課後子ども教室推進事業では、こうした事業についても補助対象とし、現在、1町2箇所を実施しているところである。

こうした朝の時間帯における事業の実施については、これまでに複数の市町村が関心を寄せているが、現在の国庫補助の時間枠（上限1日4時間）では、朝と放課後の両時間帯において子どもの居場所づくり事業を実施しようとする場合、時間数が上限を超えてしまうため、実施が困難となっている。

そこで、朝の時間帯における活動等、地域の実情に応じた柔軟な事業実施が可能となるよう、時間枠の拡充をする必要がある。

【提案項目】

中学校給食の普及のため、現在の給食施設に係る交付金制度について、施設の基準面積や建築単価などの拡充を図ること。

【提案理由等】

給食は、心身の成長期にある生徒の栄養摂取はもちろん、食育の推進という、教育面での効果も重視されている。このため、小学校はもちろん、中学校においても給食を実施し、生徒の健全な成長と食に関する知識の習得を図ることが必要である。

しかし、神奈川県の中学校給食の実施率は、44.5%と低い水準にあり、今後、中学校給食を普及するためには、各市町村の給食施設の整備に要する経費負担が課題となっている。

本県の市町村給食施設への環境改善交付金の実績では、実工事費に対する交付金割合は、この3年間の合計で26%を下回っている。

そこで、多額の経費を要する給食施設について、学校設置者の財政負担を軽減するため、学校施設環境改善交付金のうち、給食施設整備に係る制度について、交付対象となる施設の基準面積、建築単価の引き上げを行うとともに、対象地方自治体の財政力面での条件の緩和を行うなど、十分な財源措置を講じられたい。

提出先 内閣府、警察庁、総務省、財務省、経済産業省

【提案項目】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に社会全体で取り組むため、次の措置を講じること。

1 青少年の健全育成の取組に対する支援

青少年の健全育成のため、地方自治体や地域の青少年育成関係団体の取組に対し、より具体的な支援を行うこと。

2 たばこ・酒類の販売時における年齢確認の徹底

未成年者の飲酒及び喫煙の防止については、販売時の取組が最も重要であることから、関係業界に対し、法令遵守はもちろんのこと、証明書による年齢確認の徹底を強く指導すること。

また、法整備により、年齢確認の方法を具体的に規定し、実効性を確保すること。

さらに、保護者や国民の意識啓発を図るため、全国的な広報活動を展開すること。

3 出版物販売時における青少年への配慮

性や暴力を内容とする出版物は広く流通し、一般出版物と区別なく販売されている現状が見受けられる。これらが青少年に与える影響を踏まえ、関係業界に対し、有害図書類販売時の区分陳列を徹底する取組を強く指導すること。

4 青少年のインターネット利用に関する総合的な取組の推進

コミュニティサイトを介して青少年が犯罪被害に巻き込まれる事件が多数発生している状況や、インターネット接続環境の変化などを踏まえ、青少年の適切なインターネット利用に関し、保護者に対するフィルタリングの普及啓発の支援、生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を引き続き進めること。

5 青少年に有害な営業への適切な対策

都市部において女子高校生を商品化したいいわゆる「JKビジネス」が出現していることから、本県では青少年保護育成条例を改正し対応するが、今後も青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業形態の出現も懸念されることから、国において適切な対策を講じること。

6 児童ポルノ事犯の規制強化

中高生等が、インターネットで知り合った相手からだまされたり、脅されたりして裸の画像をメール等で送る「自撮り被害」が深刻化しているため、法改正により対策を強化すること。

【提案理由等】

1 青少年の健全育成に向けた国としての理念や施策体系の整備は一定程度進んできているが、地方自治体や青少年育成関係団体により各地域で実践されている青少年の健全育成に向けた取組に対する支援策が明らかにされていない。

地域活動をより活性化するためには、地域において青少年の健全育成に取り組む人々が活動しやすい環境整備や人材確保等に対する国による具体的な支援が必要である。

2 たばこ自動販売機への成人識別装置の導入など関係事業者の取組が一定程度進んできているが、依然として喫煙・飲酒による補導件数は多数に及んでおり、販売時の取組を法整備により、一層強化する必要がある。

また、販売時の年齢確認に係るトラブルや、未成年者の喫煙・飲酒を容認する保護者の存在が指摘されているため、保護者や国民に対する意識啓発を全国的規模で実施する必要がある。

3 依然として性や暴力を内容とする出版物は多く出版されており、これらの出版物は店頭において一般出版物と区別なく販売されている現状が見受けられ、青少年に与える影響について十分に配慮する必要がある。

したがって、店舗等での販売時における区分陳列を徹底することについて、国が出版・流通業界に対して強い指導力を発揮する必要がある。

4 コミュニティサイトを介して犯罪被害に巻き込まれた青少年は、全国的に増加傾向にあり、被害にあった青少年の9割以上がフィルタリングを設定していない。

フィルタリングの重要性や青少年が適切にインターネットを利用するため、保護者に対する普及啓発の支援やインターネットの過度な利用などによる青少年の生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を進める必要がある。

5 いわゆるJKビジネスなどの青少年の健全育成を阻害する新たな業態が、都市部を中心に出現しており、本県では、このような営業に対し条例を改正し規制するが、これらの中には、店舗を持たずインターネットを介し県域を越えて従業員を派遣するものなどもあり、実態把握が難しく、地方自治体レベルでの規制には限界がある。

このため、JKビジネスの実態を的確に把握し、地方自治体の取組に対し適切な支援を行うなど、国において早期に広域的な制を行う必要がある。

6 現行の児童買春・児童ポルノ禁止法では、画像を入手した段階でしか摘発の対象とならないため、摘発時は既に画像が流出・拡散し、完全に消し去ることは難しい。

被害の未然防止を図るには、画像の送付を求めるなど要求した段階で取り締まることが効果的であるが、画像の要求行為はインターネットを介して行われることから、条例による規制の効果は限定的であり、何人も青少年の裸の画像の提供を要求してはならない旨、国において規制する必要がある。

【提案項目】

幼児・児童・生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

1 施設整備事業に係る財政措置及び補助制度の拡充

幼稚園、小・中学校、特別支援学校等に係る新增改築、大規模改修、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置及び全ての事業採択を年度当初から講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。

2 高等学校の耐震対策への財政支援

耐震化が遅れている高等学校の施設整備事業について、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とすること。

【提案理由等】

1 幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や教育環境整備などが緊急かつ重要な課題となっているが、設置者の計画事業について「学校施設環境改善交付金」の採択が見送られているものがある。年度当初から早急かつ計画的に事業を実施できるようにするためには、国による十分な財政措置が必要である。また、学校施設の老朽化に伴う中小規模の改修は国庫補助の対象ではないことや、実際に工事に要する経費と国の予算単価に基づき算定する経費に乖離があることに加え、今後発生が懸念される大規模災害に対応し、ブロック塀等を即時に撤去・改修ができるようにすることなど、補助制度の拡充が必要である。

2 高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げ、また、施設整備等に伴うアスベスト対策費等補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等
高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援
東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。

10 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、年収約590万円未満世帯を対象とした無償化を早期に実現する必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、円滑にマイナンバーを導入するなど対策を講じていくことが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転していないため、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」等による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 10 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、調査の促進の妨げとなっている。
また、ブロック塀等の安全点検の結果を踏まえ、必要な安全対策を速やかに実施することも必要である。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)

97 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立高校授業料無償制の見直しにより、支給されることとなった高等学校等就学支援金について、多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校に対しては、支給限度額を加算すること。

【提案理由等】

本県では、通信教育の特性を生かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の1単位当たりの授業料（700円）は、生徒の享受するサービス及び学校の負担の観点から、標準的な通信制高校の1単位当たりの授業料（350円）より高く設定している。

しかしながら、国の公立高校授業料無償化制度においては、従来から、こうした本県の実情が考慮されておらず、平成25年12月の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正（平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行）においても、通信制高校の就学支援金については、依然として、標準的な通信制高校の授業料を基準として支給限度額（336円/単位）が設定されている。

この授業料（700円/単位）と支給限度額（336円/単位）の差額相当額（364円/単位）を就学支援金受給権者である生徒から徴収することは制度の趣旨に反することから、新しいタイプの通信制高校については、差額相当額を本県が負担している。

本来、「低所得世帯の生徒に対する一層の支援を図る」という法律の趣旨を実現することは国の責務であるので、通信制高校については、授業料の実情に応じたきめ細かな支給限度額の設定が必要である。

県授業料と支給限度額との比較

	神奈川県授業料	就学支援金の支給限度額
標準的な通信制高校	350円/単位	336円/単位
新しいタイプの通信制高校	700円/単位	336円/単位
(参考)		
全日制	9,900円/月	9,900円/月
定時制	2,700円/月	2,700円/月

県立通信制高校の「平日登校講座」履修の状況（平成30年5月1日現在）

履修登録生徒数	単位数（単位）	
	平日登校講座履修	平日登校講座履修以外
2,779人	17,614単位	41,942単位

（神奈川県担当課：教育局財務課）

【提案項目】

高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、受給資格の判定を現在の都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額を基準とする方法から、課税標準など他の指標を基準とする方法に改善すること。

【提案理由等】

高等学校等就学支援金は、支給の前提となる所得を判定するため、親権者の都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額を基準とする方法を用いているが、この方法では、次の理由により、同一の所得の世帯であっても、支給されない、又は支給額に差が生じるという問題がある。

- ・ 標準税率（都道府県民税4%、市町村民税6%）によらず、超過課税・独自減税をしている地方自治体が存在するため。
- ・ 住宅ローン控除、ふるさと納税等の寄付金控除等を行っているため。

以上を踏まえ、高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、受給資格の判定を現在の都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額を基準とする方法から、課税標準など他の指標を基準とする方法に改善することが必要である。

【提案項目】

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減すること。

【提案理由等】

高校生等奨学給付金事業は、平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が施行されることに併せて、平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給単価が拡充されている。

しかし、支給対象は、生活保護受給世帯又は都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯とされていることから、課税世帯であっても非課税世帯に近い経済的困窮世帯層に対する支援は実施されていない。

そのため、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが必要である。

【提案項目】

連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金で実施している機関保証制度を、都道府県の奨学金を受ける高等学校等の生徒も利用できるよう公益財団法人日本国際教育支援協会に対し、働きかけること。

【提案理由等】

近年、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金など給付型の就学支援制度が充実してきているが、貸付型の都道府県における高等学校奨学金制度が重要な就学支援策であることに変わりはない。

また、奨学金の貸付時における人的保証要件は不可欠であるが、経済的困窮度の高い人ほど、連帯保証人を選定することが困難な傾向があることから、連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するための「機関保証制度」が必要である。しかし、その機関保証制度の実施主体には、低い保証料で継続的に安定して業務を実施することが求められ、都道府県単位で個別に調整することは困難である。

大学生等への支援事業を総合的に実施するため、平成16年4月に独立行政法人日本学生支援機構が設立され、併せて保証機関として公益財団法人日本国際教育支援協会が創設された。

この機構が実施する機関保証制度を日本育英会から事業を引き継いだ都道府県の奨学金を受ける者も利用できるように拡大する必要がある、そのためには、文部科学省から協会への働きかけが不可欠である。

【提案項目】

新しい学習指導要領を踏まえて、専門高校における、将来のスペシャリスト、地域産業を担う人材や、人間性豊かな職業人を育成するため、専門高校の施設設備の充実・改善を図る必要があることから、学校施設環境改善交付金について、十分な額を確保するとともに、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている施設設備は老朽化が激しいため、故障等で使用できず、十分な教育活動が展開されていない。また、産業界における技術の進展と高度化は著しく、地方創生の観点からや新しい学習指導要領を踏まえて、地域産業を担う専門高校の生徒が各専門分野においての技術・技能に対応できるよう新規施設設備も導入していく必要がある。

なお、LEDを活用した水耕栽培施設やソーラー発電実験装置など、最先端の技術を活用した施設について、学習指導要領の改訂を機に学校施設環境改善交付金を活用できるよう国による十分な予算措置が必要である。また、整備の際、県は3分の2の財政負担を求められることから、現行の交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げが必要である。

【提案項目】

グローバル化が加速する社会にあつて、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を有し、我が国や国際社会において活躍できる「グローバル人材」を育成するため、高校生の長期海外留学に係る支援制度を構築すること。

【提案理由等】

世界に通じる国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けるためには、長期の海外留学等により体験を重ねることが効果的であり、都道府県を対象とした「高校生の留学促進」事業を文部科学省が平成24年度予算で創設して以来、本県でも毎年同事業を活用してきた。

しかし、留学期間について、平成28年度以降長期と短期の区別がなくなり、2週間以上1年未満の期間として一本化されたうえ、給付額については、平成24年度の40万円から平成28年度には1人当たり10万円、平成29年度には6万円と減額されるなど、支援が縮小されている。

本県では、短期留学として平成28年度に39名、平成29年度には20名の高校生がこの事業を活用している一方、長期留学した平成28年度79名、平成29年度73名は、当該事業の支援を受けておらず、現行の支援策は長期留学への支援としては不十分であり、特に経済状況の貧しい家庭では極めて負担が大きい。

長期留学は外国語の習得や異文化の理解に効果があり、将来グローバル・リーダーとして国際的に活躍するために必要な資質・能力を向上させる上での効果も見込まれる。全国的にグローバル人材の育成に向けた取組みをさらに充実させるには、国の財政措置により長期留学の機会を広げることが必要であるため、高校生の長期留学に対する支援の再設が必要である。

【提案項目】

生徒の学習環境を改善するために、維持運営経費が増加する設備を地方自治体が安心して整備を行えるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費について国費助成制度を創設すること。

【提案理由等】

公立高校の授業料については、国の政策により平成22年度以降原則無償化され、それに伴い生徒が負担すべき授業料を、就学支援金として国が全国一律の基準で負担している。

しかしながら、公立高校の維持運営に係る経費は、地方自治体により違いがあり、特に、近年、熱中症対策などから、教室への空調設備の整備が進み、公立高校の維持運営経費が増加している。公立高校原則無償化の政策を踏まえると単純な授業料引上げは困難であり、地方自治体はその費用を負担しているのが現状である。

そこで、地方自治体が、生徒の学習環境を改善するための維持運営経費が増加する設備の整備を安心して行えるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費について国費助成制度を創設することが必要である。

[本県における影響額]

約3億円

※2,500円（生徒1人当たり空調光熱費）×約12万人（県立高校生）≒3億円

学級数	30クラス
生徒数	約1,000名
空調設備容量	約182kwh
基本料金増加額	約220万円
夏季稼働電気料	約26万円
生徒1人当たり	年額 約2,500円、月額 約200円

【提案項目】

被災児童生徒就学支援等事業交付金について、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な幼児・児童・生徒の就学機会を確保するため、現在の国庫補助率（10分の10）を維持した上で、今後も被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続して実施すること。

【提案理由等】

東日本大震災が発生してから7年が経過した現在も、被災を起因とした経済的理由により就学困難な幼児・児童・生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施し、必要とする経費を国が支援している。

被災した数多くの幼児・児童・生徒が就学の機会を得て、安心して学ぶことができるよう、長期的な支援が必要である。

しかしながら、補助率を引き下げるなどの既存事業へのソフトランディングを含めた内容の見直しは、現在の地方自治体の厳しい財政状況では負担が大きい。そのため、地方自治体へ負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、補助率を減じることなく、事業を継続していくことが必要である。

【提案項目】

グローバル化に対応した人材を育成するため、国際バカロレア認定校の導入について次の措置を講じること。

- 1 国際バカロレア認定校導入に係る費用の支援制度の構築
各地方自治体における円滑な導入に向けて、国際バカロレア機構による認定のための費用及び認定を継続させるための支援制度を構築すること。
- 2 国際バカロレア指導教員養成のための研修派遣等に係る支援制度の構築
認定校となるための適切な教育条件整備として必須である、バカロレア資格を持つ指導者の確保と養成に向けた教員の研修実施や研修派遣等の取組及び研修に係る教員定数加配に対する継続的な支援制度を構築すること。
- 3 国際バカロレアのプログラムを受ける生徒の教材及び受験料等の支援制度の構築
高額な外国語の学習教材費や統一試験の受験料など各家庭における経済的負担を軽減させ、希望者の増加につなげるための支援制度を構築すること。

【提案理由等】

社会のグローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、日本の文化や諸外国の文化への理解力を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する教育が求められている。

国際バカロレアのプログラムは、生徒が将来、急速に進むグローバル社会を生き抜く上で、学び、そして働き続けるために必要な知性、人格、情緒、社会的なスキルを身に付けることができ、有益である。そこで、本県では、「県立高校改革実施計画（I期）」（平成28年～平成31年）の中で、国際バカロレア認定校を目ざす高校を1校「認定推進校」として指定し、本県から世界に向かって果敢にチャレンジするグローバル・リーダーの育成を目ざした、国際バカロレア認定校の設置に向けた準備を進めているところである。

一方、国際バカロレア認定校の導入及びその維持には、プログラムの適切な実施に関する審査及び認定手続きとそのため支援制度の構築が必要であり、導入に向けては、大きな課題がある。

国では、平成26年12月の閣議決定で、国際バカロレア認定校を2020年までに200校以上とすることを掲げているが、国が財政支援事業及びバカロレア担当教員の養成確保に向けた教員研修や加配支援を行うことにより、国際バカロレア認定校の導入促進につながるとともに、国際的な視野を持つ、グローバル人材の育成に資することから、支援制度の構築が必要である。

【提案項目】

グローバル教育の更なる充実に向け、平成31年度はスーパーグローバルハイスクール新規指定を行うこと。

【提案理由等】

本県では、横浜国際高等学校が、県立高校としては唯一スーパーグローバルハイスクールの指定を平成26年度から平成30年度まで受けている。

同校は、文部科学省の中間評価において、「専門家による指導を積極的に取り入れた質の高い取組であり、生徒の意識の変容も読み取ることができる」との評価を受けるなど、グローバル人材の育成に向けて、先進的な取組を推進している。

また、スーパーグローバルハイスクールとしての成果は、報告会、研修会、公開研究授業や生徒による発表会などを通じて、他校に普及し、全県立高校のグローバル教育の充実を図っている。

今後、同校は、スーパーグローバルハイスクールとして開発した課題研究を更に深め、本県が指定する「国際バカロレア認定推進校」として、国際バカロレア機構からの認定を目指す。

一方、本県では、グローバル化に対応した先進的な教育を推進するために、「グローバル教育研究推進校」を6校指定しており、その中の1校を、横浜国際高等学校に続く、グローバル教育の核とすることを考えている。

国際的な視野を持ち、多様な価値観を受容できる力を育む教育を推進するためには、課題研究等において専門家からの指導・助言等が必要である。そのためには、スーパーグローバルハイスクール事業など、国庫の支援が必要不可欠となる。スーパーグローバルハイスクールは、これまで全国において成果を収めてきているが、その取組を継続・発展するためには、毎年、新規校の指定が必要である。

107 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在実施されている旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

提出先 総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討
外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度について、改善の検討を行うこと。
- 2 在留カード・特別永住者証明書の更新案内の通知
2012年の制度変更に伴う切替えの通知だけでなく、継続的に、在留カード・特別永住者証明書の更新案内を通知すること。
- 3 医療通訳制度等の充実
異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、医療通訳制度の充実を図るとともに、制度の構築に当たっては、先行自治体等の制度との融合を図ること。
- 4 外国人学校の卒業生に対する保健医療人材養成施設への入学、入所資格の改正
外国人学校の卒業生に対して、大学などの教育機関や看護師等保健医療人材養成施設への入学、入所資格を認めること。
- 5 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 6 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済
医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のため、新たな制度を創設すること。また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。
- 7 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、平成30年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数で19万8,504人であり、県民約46人に1人の割合となっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

しかし、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、制度の抜本的な改善及び創設が必要である。

【提案項目】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動などの、いわゆるヘイトスピーチについては、平成28年に、その解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定された。

この法律に基づき、国において相談体制の整備、教育の充実等、啓発活動等を推進するとともに、ヘイトスピーチに関する地方自治体の取組への支援を強化すること。

また、今後の状況によっては、日本国憲法が保障する「表現の自由」などに配慮しつつ、さらに実効性のある法律への見直しを検討すること。

【提案理由等】

本県では、国、市町村等と連携しながら、人権が全ての人に保障される地域社会づくりを進めている。また、172の国と地域の外国人約18万5,000人が、県内で暮らしていることを踏まえ、豊かな多文化共生社会の実現を目指している。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、本県においても、平成26年8月に策定した「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」に基づいて、「世界に誇れる神奈川の姿」をつくりあげ、世界に向けて発信していくこととしている。

しかし、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっており、本県においても特定の地域において、繰り返しヘイトスピーチ・デモが行われてきた経緯やインターネットに差別的な書き込みを行うなど人権侵害につながる情報の拡散が問題となっている。

そのような中、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が公布・施行され、基本理念や国及び地方公共団体の責務が示された。本県においても、この法律の制定を契機に、これまで以上に、人権教育、人権啓発等の取組を進めているところであるが、この法律には、附則において、「法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」とされているのみで、ヘイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれていない。

そのため、今後の状況によっては、さらに実効性（禁止規定等）のある法律が必要である。

【提案項目】

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

候補者に係る取組は、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細やかな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 EPAに基づく看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の在留期間延長が認められている。しかし、国家試験の合格率は低迷(平成30年3月発表全国の合格率:看護17.7%、介護50.7%)しており、日本語学習支援等の充実とともに、在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、未だ経済的負担は大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られた。しかし、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。

3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、介護福祉士は特に高い国家試験合格率をあげている(平成30年3月発表本県の合格率:介護67.7%)。全国の合格率を高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。

【提案項目】

男女共同参画社会の実現に向けて、全国共通の課題として特に推進していくべき次の施策について、適切な次の措置を講じること。

1 ライフキャリア教育の推進

社会に出る前の若者に対し、男女とも性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。

2 メディアへの働きかけ

女性の人権を軽視した表現や、性別による固定的役割分担意識を世間に広げてしまう表現が放送、出版、インターネット等のメディアにおいて行われることのないよう、メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組を促すなど、働きかけを強化すること。

【提案理由等】

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられているものの、世界経済フォーラムが 2017 年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）で、日本は 144 か国中 114 位となっており、社会全体における男女の地位の平等感も高まっていない。

わが国のこのような状況を改善し、男女共同参画社会を実現していくためには、若い頃から固定的性別役割分担意識にとらわれないようにしていくことが重要であり、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施や、影響力が大きいメディアへの働きかけが特に必要であるため。

1 本県では、高校生・大学生を対象とした男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施を支援している。

こうした教育を受ける機会は、すべての若者に与えられるべきであり、実効ある取組みとするためにも、国全体において展開する必要がある。

そこで、高校教育においては、学習指導要領の家庭、保健体育、公民などの分野に男女共同参画の視点を十分取り入れ、生涯にわたるライフキャリアについて考える機会とし、大学においては、ライフキャリア教育の推進に向けた大学関係者の意識醸成の取組を強化する必要がある。

2 メディアによってもたらされる情報の社会的影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けては、メディア側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠である。

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者、売春防止法に基づく要保護女子及び人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

1 売春防止法の改正について

婦人保護事業により、困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正又は女性の保護に関する新たな法整備を行うこと。

2 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準については、入所者への支援を24時間365日行うためには、職員職種別配置基準が定める指導員2名の配置では足りないため、同基準を、現場実態を踏まえて見直すこと。

3 DV被害者の同伴児への支援強化

DV被害者の同伴児に対し、学習支援や心理的ケア等を十分に行えるよう、補助単価等の見直しを行うこと。

4 暴力の未然防止と加害者対策

女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化、さらには近年増加が見られる男性被害者についても、円滑な支援が図られるよう、支援体制の枠組みの構築を図ること。

5 一時保護を行う民間団体への支援強化

多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。

6 人身取引被害者への支援について

入院が必要な場合の医療費負担や、関係機関の調整主体を含め、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立すること。

【提案理由等】

1 婦人保護事業の根拠法である売春防止法は、昭和31年の制定以来抜本的な見直しが行われていない。現在、婦人保護事業における実際の支援対象は、法が当初想定した「売春」とは関わりないケースがほとんどであり、実態に即した抜本的な改正又は新たな法整備が必要である。

2 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設共に指導員の24時間365日対応が必要な施設であるが、職員職種別配置基準の定める2名では、ローテーションを組むことができない。そのため、同基準を、現場実態を踏まえて見直す必要がある。

- 3 一時保護施設におけるDV被害者の同伴児対応は、心理的ケア等の面で十分なされているとはいえない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して生活ができるよう、支援体制の整備につながる制度を見直す必要がある。
- 4 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、加害者への対策が重要であり、本県では、平成26年度に新たな窓口を設置し、加害男性からの相談にも対応しているが、加害者更生については実施できていない。国においても、「第4次男女共同参画基本計画」でその在り方について検討するとされ、平成28年3月には調査研究報告書がまとめられたところであるが、引き続き加害者更生プログラムの有効性を検証し、加害者へプログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。また、現状では、男性DV被害者の保護が可能な一時保護施設の確保が困難である等、婦人相談所の枠組みでは男性被害者の円滑な支援は困難な状況であり、男性被害者に対する支援体制の構築を図ることが必要である。
- 5 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。
- 6 不法滞在等の理由で生活保護の適用を受けることができない外国籍人身取引被害者に入院等が必要となった場合、現行制度では対応することができない。また、外国籍人身取引被害者への支援は、在留資格に関する手続や帰国支援など、駐日大使館、入国管理事務所等国レベルの多くの機関との調整が必要となり、都道府県レベルの婦人相談所では対応が困難である。被害者への迅速で適切な支援を行うためにも、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立することが必要である。

【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

1 条例による指定方法の見直し

「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、地域主権の観点から、地方の判断に委ねるよう見直しを行うこと。

2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加

多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件を更に見直すこと。

また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

1 平成23年6月の特定非営利活動促進法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

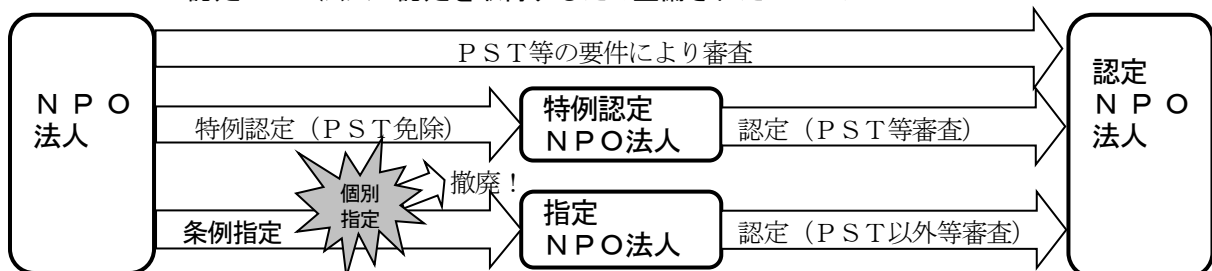
本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、平成29年度末現在で58法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。

2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件を更に見直す必要がある。

また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。

認定NPO法人の認定を取得するため整備された3つのルート



(神奈川県担当課：政策局NPO協働推進課)

114 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

史跡、名勝、天然記念物等（以下「史跡等」という。）の保護に当たり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

【提案理由等】

史跡指定された県有地に本県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、史跡等購入費国庫補助要項では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはならない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、本県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

現在、文化財保護法が改正され、平成 31 年度より市町村による文化財の総合的な保存・活用の仕組みが導入されることから、こうした取組を効率的に進めるためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、例えば「地域計画」に記載された土地については市町村による県有地の買上げを補助対象事業とするなど、補助制度の拡充が必要である。

115 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

提出先 内閣官房、総務省、財務省

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催に向けて、受入れ態勢を早急に整備する必要があるため、次の措置を講じること。

1 地方自治体の行う事務に対しての地方財政措置

地方自治体が東京2020大会の円滑な運営を支えるために実施する事務に対しては、国において地方財政措置を講ずるなど支援を行うこと。

【提案理由等】

東京2020大会を契機とした恒久施設の整備や改修、県警察による警備、事前キャンプの受け入れ等、地方自治体が東京2020大会の円滑な運営を支えるために実施する事務に関する経費については、国の財政的支援が必要である。

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機として、東京2020大会の開催による様々な効果が波及するように、次の措置を講じること。

- 1 地方が行うアスリート育成等への財政的支援制度の構築
東京2020大会の成功に向けて、国際大会で活躍できるアスリートの育成を継続的に行うための、適切な財政的支援を行うこと。
 - (1) 地方が行うアスリートの発掘や育成の取組に対する財政的支援。
 - (2) 地方が行うアスリートを支える指導者の資質及び能力向上のための取組に対する財政的支援。

【提案理由等】

東京2020大会をオールジャパン体制で盛り上げ、東京2020大会の開催による様々な効果が日本全体にいきわたるよう施策を展開することが望ましい。

オールジャパン体制で盛り上げるためには、東京2020大会での日本人アスリートの活躍が何より重要であり、出場が見込まれる選手やその指導者の育成は急務である。特に、地元出身のアスリートの活躍はその地域の励みとなり、東京2020大会の盛り上がりには不可欠である。

スポーツ基本法第25条に、国は、優秀なスポーツ選手の育成等に向けて施策を講ずることと定められている。この施策をより効果的に実施していくためには、各地方において、優秀な選手や指導者を確保・育成し、国による育成事業につなげていく事業を展開することが求められる。

こうすることで、各競技の裾野を広げるとともに、選手の競技力を大いに向上させることになる。

そのためには、マリンスポーツや山岳スポーツ等各地域の特性にあったアスリート発掘・育成のための仕組の構築、実施に向けた地方公共団体や各都道府県体育協会、各都道府県の競技団体等への財政的支援が求められる。

- 1 地方が行うアスリートの発掘や育成の取組に対する財政的支援
都道府県、市町村、都道府県体育協会が国際大会での活躍が期待できるアスリートを発掘するための財政的支援及び育成するための競技活動等を支援する取組への財政的支援（補助制度の創設）が必要である。
- 2 地方が行うアスリートを支える指導者の資質及び能力向上のための取組への財政的支援
アスリートの発掘や育成には、指導者の資質及び能力向上が必須であることから、研修受講や著名な指導者による研修事業開催等の取組への財政的支援（補助制度の創設）が必要である。

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機としたスポーツ振興等に向けて、地方自治体が取り組む体育・スポーツ施設・設備の充実及び財政措置の拡充を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地方自治体が設置する体育・スポーツ施設の整備に必要な起債の充当率の引上げや、元利償還金に対する地方交付税上の措置の充実等を図ること。
- 2 特に東京2020大会の開催を機に、地方自治体が設置する体育・スポーツ施設の整備に対し早急に財政支援を講じること。

【提案理由等】

東京2020大会の開催は、スポーツ・文化振興、障がい者の社会参加の促進はもとより、日本文化の発信、経済振興、国際交流、観光振興などにより、国全体はもとより、地域の活性化、地方創生にも大きな効果を発揮することが期待されている。国全体で東京2020大会を成功に導くためには、地方自治体において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、各国の事前合宿の受入等に積極的に取り組む必要がある。

本県では、総合スポーツ施設である県立体育センターについて、アスリートの発掘や育成、オリンピック・パラリンピック各国代表選手の事前合宿、国内競技団体等の練習等にも活用できるよう、大規模な再整備に向けた取組を進めているところであり、こうした取組を加速するため、国による十分な財源措置が必要である。

118 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた銃砲刀剣類所持等

取締法に関する規制緩和に向けた取組

提出先 警察庁

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向けた事前キャンプの受入を可能にするため、東京2020大会に出場する外国人選手が事前キャンプを行う場合は、当該キャンプ地で国際競技大会を開催することなく銃砲の保管委託が可能となるよう、銃砲刀剣類所持等取締法に関する規制を緩和すること。

【提案理由等】

東京2020大会に向け、本県には、複数の外国チームから、県立伊勢原射撃場で事前キャンプ（事前合宿）を行いたいとの要望が寄せられている。

しかしながら、国際競技大会に出場する外国人選手の銃砲等の保管委託については、平成28年3月31日付警察庁生活安全局保安課長通達により、国際射撃競技が開催される射撃場またはその付近に設置された保管庫で行う場合に限り認められていることから、県立伊勢原射撃場の事前キャンプは、事実上困難となっている。

そこで、東京2020大会に出場する選手が事前キャンプを行う場合は、当該キャンプ地で国際競技大会を開催することなく銃砲の保管委託が可能となるよう、銃砲刀剣類所持等取締法に関する規制の緩和が必要である。

【参考】 県立伊勢原射撃場の概要

○所在地 神奈川県伊勢原市上粕屋2380番地

○射場の概要

クレー射撃場	トラップ射場	3射面	
	スキート射場	2射面	
ライフル射撃場	小口径射場（50m）	26射座	電子標的
	空気銃射場（10m）	26射座	紙標的（※）、ビームライフル兼用
	大口径射場（50m、25m兼用）	5射座	紙標的（大口径ライフル、スラッグ、ハイパワー空気銃、前装銃）
大口径射場（100m）	5射座		

※ 空気銃射場の紙標的については、平成30年度に電子標的に改修予定

（神奈川県担当課：スポーツ局スポーツ課）

【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

1 地方側への情報提供及び協議の充実

現行の仕組みの見直し等を行う際には、地方自治体の実務が円滑に進むよう、十分な情報提供を行うこと。また、新たな仕組みを導入する際には、事前に地方と十分に協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。

2 システム改修等に係る適切な財政措置及び速やかな情報提供

情報連携やマイナポータルの運用に伴うシステム改修を行った地方自治体に対しては、適切な財政措置を講じること。

また、特定個人情報データ標準レイアウトについては、システム改修及び連携テスト等の対応が必要になることから、地方自治体の事情を踏まえて速やかな情報提供を行うとともに、レイアウトを早急に確定すること。

3 情報提供ネットワークシステム等の安定運用

情報提供ネットワークシステムや中間サーバーについては、マイナンバーによる情報連携の要となるシステムであるため、安定した稼働を確保するとともに、万が一、障害が発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるよう、地方公共団体情報システム機構と十分に連携して対応すること。

【提案理由等】

- 1 マイナンバー制度導入に伴い、現行制度の仕組みの見直しや新たな仕組みの導入が行われているが、早期の情報提供や事前協議を通じて、地方自治体における実務への支障が生じないようにする必要がある。また、地方自治体への通知類に関する問合せに対し、見解が示されるまで時間を要することが多く、実務に支障が出ているため、早期に見解を示してもらう必要がある。
- 2 特定個人情報データ標準レイアウトの改版についてはスケジュールが示されていたものの、一部仕様の確定が遅れたことにより、改修作業を次年度に持ち越した市町村がでてきたことから、地方の予算編成スケジュールに配慮した情報提供及び補助金の交付が必要である。
また、子育てワンストップサービスについては、平成29年度中の改修が特別交付税の交付条件となっているが、当該サービスの一層の普及・推進を図る上でも、平成30年度以降にシステム改修を行った地方自治体に対しても交付税措置が必要である。
- 3 平成29年7月から開始された地方自治体の情報連携において、要のシステムとなる情報提供ネットワークシステムや中間サーバーについて、安定した稼働を確保し、万が一障害が発生した際には迅速かつ適切な対応を行うべく、地方公共団体情報システム機構と連携し、対応することが必要である。

【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、新たな難視の恒久的な対策が実行された。しかし、やむを得ず行った共同受信施設設置や維持管理等の受信者側対策については、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められることから、電波利用料財源を活用するなどにより、助成制度を拡大し、住民の経済的負担の軽減を図ること。

【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が2011年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、2015年5月に地上系放送基盤による恒久的な対策が完了した。

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策を講じた場合にあつては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。

提出先 内閣官房、総務省、法務省、経済産業省、個人情報保護委員会

【提案項目】

情報セキュリティ対策の推進について、次の措置を講じること。

1 情報セキュリティ関連法の整備

地方自治体に管理責任がある機密性の保持が必要な個人情報等を取得した者によって、インターネットを介して不特定多数の者が当該個人情報等を入手できる状態に置く行為を禁止する規定及びこれに違反した者に対する罰則の規定を明記した法律を早急に制定すること。

2 地方自治体による情報流出の発信者情報の開示

情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県において発生した個人情報の流出事案では、過失によりファイル交換ソフトを通じて流出した情報を取得した第三者が、インターネット上に意図的に拡散（流出）し、社会的影響の大きい問題となった。

さらに、平成22年10月に警視庁公安部の捜査資料が、ファイル交換ソフトを通じて流出するなど、国全体としての情報管理のあり方が問われる極めて深刻な事態が発生している。

インターネット上に個人情報を流出された個人が権利を侵害されていることは明白であり、また、地方自治体が保有する法人等に関する重要情報が流出された場合には、法人等に多大な不利益を生じさせるおそれがあるが、個人情報等をインターネットに意図的に流出させる行為に対し法的規制が存在しない現状では、そうした行為は事実上野放しにされており、法的責任を問うことはできない。

本県では、平成22年8月に「神奈川県個人情報保護条例」を改正するなど、情報の管理主体として、これまでに県民の個人情報等を流出させないよう情報管理の徹底を図っているところであるが、万一、事故が起きた場合にも、二次被害防止のため情報の拡散を防止することは重要である。

このため、こうした事故に対する情報セキュリティ関連法の整備を早急に行うことが必要である。

- 2 振り込め詐欺などの二次被害を防止するため、プロバイダ責任制限法を改正し、情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じる必要がある。

【提案項目】

安全・安心な暮らしを確保するとともに、円滑な経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備を推進できるよう、公共事業関係予算をしっかりと確保すること。

さらに、首都圏、ひいては全国の経済成長を牽引する一方、人口や企業の集積が著しく、自然災害に対して脆弱な本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、本県における国直轄事業予算、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の所要額を確保すること。

【提案理由等】

安全・安心を確保し、経済の好循環や一層の観光振興を図るためには、社会基盤の充実・強化を図ることが急務となっている。

大規模地震などに対応する強靱な道路ネットワークを形成するため、高速道路から地域の道路に至るまで、体系的な整備・保全を推進する必要がある。また、台風等により記録的な豪雨が頻発し、全国各地で深刻な被害が発生しており、こうした自然災害への対策の必要性が、ますます高まっている。

こうしたことから、安全・安心を確保し、経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備に資する公共事業関係予算を、十分に確保する必要がある。

さらに、本県は、全国で第2位となる約918万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点が形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心して暮らせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

そのため、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

については、本県において、国直轄事業予算を確保し、着実に事業を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等についても、各事業の進捗等に応じた本県の所要額を確保することが不可欠である。

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 国庫負担金の十分な予算措置
市町村が計画的に地籍調査事業を推進するため、国庫負担金の十分な予算措置を講じること。
- 2 津波被害に備えた事業の促進
津波被害への備えとして、相模湾沿岸の都市部における地籍調査事業を早急に進めるため、十分な予算措置を講じること。
- 3 国直轄事業（都市部官民境界基本調査）の充実・強化
国が主体となり実施される都市部官民境界基本調査は、本県及び市町村の負担軽減だけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与しているため、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 本県では、大規模災害への備えとして地籍調査事業の必要性が高まっており、地籍調査に取り組む市町の数は年々増加している。
事業主体の市町をはじめ、本県においても、財政状況が厳しい中、計画的な地籍調査を進めるため、調査費の確保に努めているところであるが、国においても、国庫負担金の十分な予算措置が必要である。
- 2 本県では、平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から示された相模トラフ沿いの最大クラスの地震などの最新の科学的知見に基づいて津波浸水想定図を作成した。この津波浸水想定や切迫性の指摘されている県西部地震による津波被害に備えて、相模湾沿岸の都市部を地籍調査の重点地域に位置付けて事業を促進しているところであり、早急に事業を進めるため、十分な予算措置が必要である。
- 3 国直轄により実施される都市部官民境界基本調査は、本県及び市町村の負担軽減となるだけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与する事業である。
については、すべての要望地区で調査が実施されるよう十分な予算措置を講じることにより、当該事業の充実・強化を図る必要がある。

提出先 法務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 多人数共有地の分筆登記に係る特例創設
多人数共有地の分筆登記の申請に例外を設け、公共事業に限り一定の特別多数の同意による分筆登記を可能にすること。
- 2 筆界特定制度における申請者の拡充
東日本大震災復興特別区域法と同様に、土地の所有権登記名義人等だけでなく、公共事業者も筆界特定の申請ができるようにすること。
- 3 税制上の優遇措置の拡充
 - (1) 同一事業における複数年にわたる契約について、5,000万円の特別控除を上限まで適用すること。
 - (2) 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を拡大すること。
 - (3) 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。

【提案理由等】

- 1 多人数共有地の登記手続では、全所有者の共同申請がないと分筆登記ができず、用地取得の隘路となっている。そのため、不動産登記法関係法令に基づく分筆登記の申請手続に例外を設け、一定の特別多数の同意による分筆登記が可能になるよう、制度の改善が必要である。
- 2 筆界特定の申請は土地の所有権登記名義人等に限られ、申請費用の負担協力がなければ同制度の有効活用ができず、用地買収の隘路となっている。そのため、特区法と同様に、公共事業者が筆界特定を申請できるよう申請者の拡充を行う必要がある。
- 3
 - (1) 同一事業において契約を2か年以上に分割せざるを得ない場合に、地権者が不利益を被らないよう、譲渡所得の特別控除を通算して適用できるようにする必要がある。
 - (2) 事業認定を受けなければ特別控除が適用されない事業は、地権者の譲渡後の税負担を理由に、用地取得に時間を要する場合があることから、事業の早期完了のため、事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業範囲を拡大する必要がある。
 - (3) 地権者が相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなることが用地取得の隘路になっていることから、全額免除の措置を設ける必要がある。

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 水域管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 3 強制撤去費用及び係留・保管施設整備に係る予算措置
地方自治体が行う不法係留船対策を推進するため、不法係留船の強制撤去に要する費用及び係留・保管施設整備について予算措置を講じること。
- 4 放置船等の処分経費を関係業界団体が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈没船の処分について、プレジャーボート関係業界団体が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの需要が強まる中で、プレジャーボートが増加し、河川や港湾・漁港において、こうした船舶による無秩序な係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺的生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、対策を効果的に推進できるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設のほか、係留・保管施設整備への予算措置等が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港の不法放置の状況



【提案項目】

「みどり」の保全と創造を図るため、緑地保全の推進と都市公園の整備の推進について、次の措置を講じること。

1 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現に加え、安全・安心な都市の形成や、歴史と文化等に根ざした魅力ある地域づくりといった現下の政策課題に、総合的・効率的・効果的に対応する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の拡充などへの対応が求められている都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の改築等について、十分な予算措置を講じること。

2 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。また、減免措置の要件が厳しい市町村等が保存契約をした土地の減免措置を拡充すること。
- (2) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。
- (3) 地方自治体では、古都保存法・都市緑地法等に基づき保全緑地の買入れを進めてきた結果、毎年多額の維持管理費用が生じ、大きな負担となっているため、緑地の維持管理への財政支援措置を行うこと。

【提案理由等】

- 1 県内の都市公園の一人当たり面積は5.5㎡で、全国ワースト4位、全国の平均面積（10.4㎡）の約半分と遅れており、より一層の整備推進が求められている。

そこで、本県では、みどり豊かな潤いのある都市環境を実現することなどを目的として、公園の再整備や拡大整備を進めている。

また、本県ではPFI事業や指定管理者制度などにより民間活力の導入を図ってきたところであり、今後はさらにPark-PFIなどの新たな制度も活用して、公園整備の推進を図ることとしている。

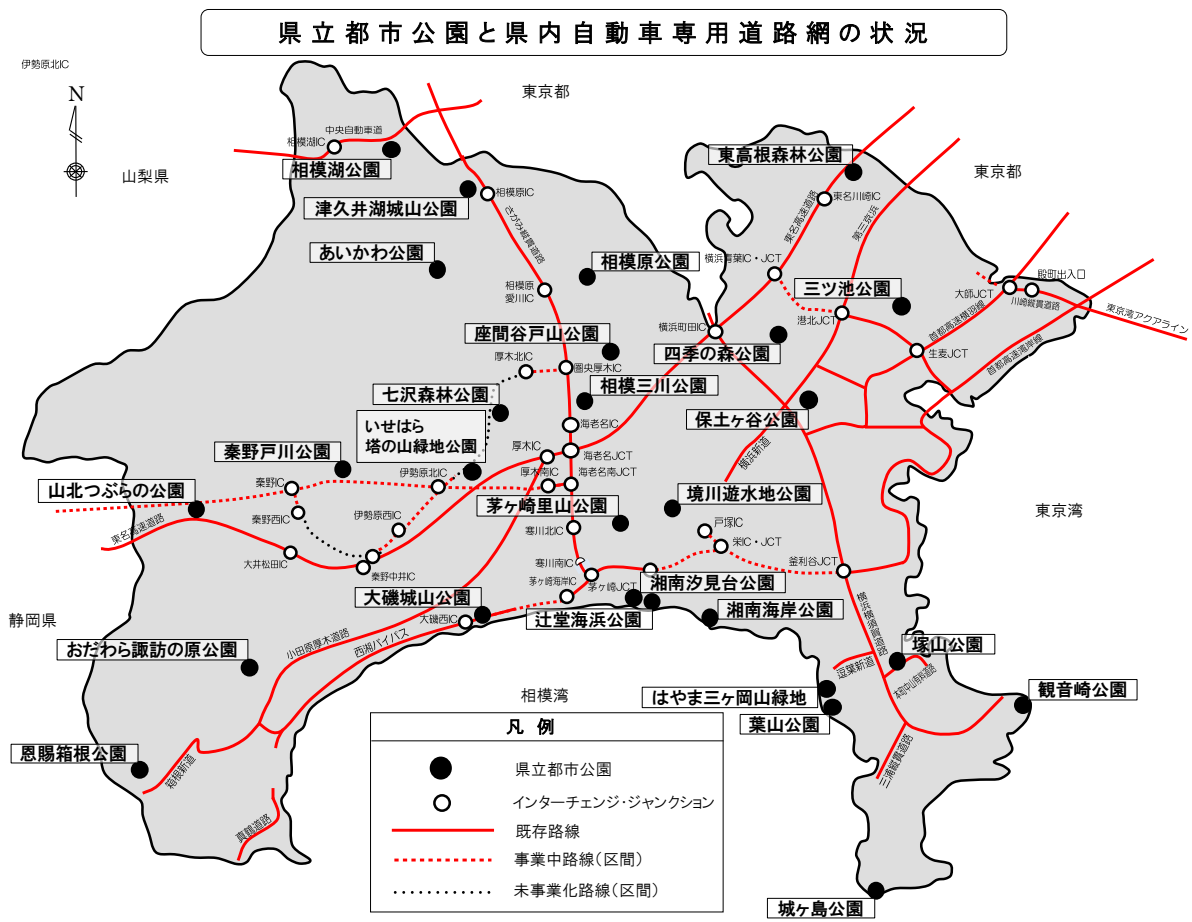
一方、本県においては、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるための防災機能の拡充はもとより、本格的な高齢社会に対応したバリアフリー対策や施設の老朽化に対応した計画的な施設更新などが喫緊の課題となっている。

さらに、平成27年3月に、本県内の圏央道（さがみ縦貫道路全線）が開通し、新東名高速道路などの整備が進む中、都市公園は、より広域的な観光の核としても、重要性が増しており、都市公園の整備を一層推進するため、県・市町村に対して十分な予算措置が不可欠である。

2 緑地の保全に係る税制度については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られてきたが、制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が地方自治体にとって大きな課題となっている。このことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等の負担軽減措置の創設及び拡充が必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、市域については一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいと、現行の国庫補助率（土地の買入れ 10分の5.5）の引上げといった支援措置の拡充が必要である。

地方自治体では、古都保存法・都市緑地法等に基づく開発行為の不許可処分に伴い、土地の形状に関わらず保全緑地の買入れ義務があるため買入れ面積が拡大してきており、民有地に接する林縁部の危険木の伐採等の必要最小限の処置をするだけでも、毎年多額の費用が生じ、地方自治体にとって大きな負担となっている。このことから、緑地の維持管理に対する財政支援措置が必要である。



【提案項目】

明治記念大磯邸園について、国と地方公共団体の連携の下、整備促進と有効活用を図るため、次の措置を講じること。

1 国が実施する事業の促進

「明治150年」関連施策の一環として、平成29年11月に閣議決定された明治記念大磯邸園の整備について、明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を後世に伝えるため、国においては、歴史的建物群とその周辺の緑地等の保存・活用に必要な予算を確保し、整備促進を図ること。

2 地方自治体が発実施する事業への支援

明治記念大磯邸園の整備において、地方自治体が行う事業に対して、十分な予算措置を講じること。

3 整備効果を最大限発揮する運営・活用

明治記念大磯邸園は、地域が取り組む「新たな観光の核づくり」や、官民協働で取り組む「邸園文化圏再生構想」を一層推進し、本県の地域活性化に大きく寄与するため、地域と連携した管理運営や活用を行い、整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮すること。

【提案理由等】

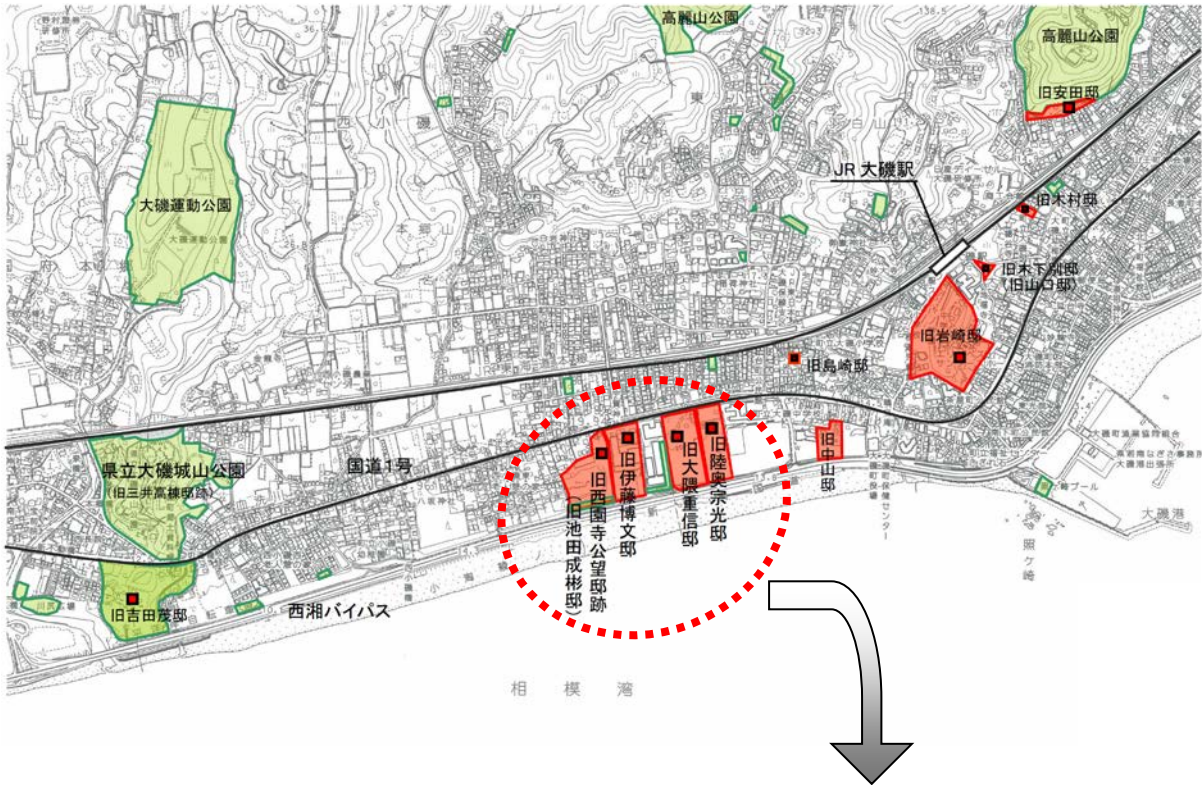
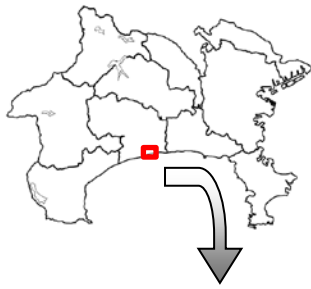
1 「明治150年」関連施策の一環として、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存及び活用を行い、一体的な空間として後世に伝えるため、平成29年11月21日に神奈川県大磯町に明治記念大磯邸園を設置する閣議決定が行われ、現在、国、県、町により、整備内容等について検討を進めている。

明治記念大磯邸園の整備は、明治150年の節目となる国家的記念事業であり、国が実施する事業においては、必要な予算を確保し、整備促進を図ることが必要である。

2 明治記念大磯邸園について、国と地方自治体が適切に連携し、一体的に整備を促進するためには、地方自治体が発実施する事業に対して、社会資本整備総合交付金による十分な予算措置が不可欠である。

3 相模湾沿岸には、県立大磯城山公園など政財界人の邸園等の地域資源が集積しており、NPOによる保全等の取り組みも活発であることから、これらと連携した管理運営や活用を行い、明治記念大磯邸園の整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮することが必要である。

【明治記念大磯邸園 位置図】



(神奈川県担当課：県土整備局都市公園課)

【提案項目】

三浦半島におけるみどりの保全等に資するため、次の措置を講じること。

- 1 三浦半島国営公園の早期実現
首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。
- 2 三浦半島における緑の保全・活用の促進
首都圏広域地方計画においても、三浦半島における緑の保全・活用の重要性が位置付けられていることから、その促進を図ること。

【提案理由等】

三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

これまでに、国の都市再生プロジェクト（第三次決定）（平成13年12月4日 都市再生本部決定）の「Ⅲ. 大都市圏における都市環境インフラの再生」では、「豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・創出・再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。」とされており、その後の「首都圏の都市環境インフラのブランドデザイン」（平成16年3月15日 自然環境の総点検等に関する協議会策定）では、「三浦半島では、（中略）国営公園構想等も踏まえた、半島の自然環境の保全と活用拠点設定について検討を行う。」とされている。

また、新たな「首都圏広域地方計画」（平成28年3月29日 国土交通大臣決定）の「海洋文化都市圏の創出プロジェクト」においても、「三浦半島に残された大規模緑地や海洋環境などの保全・活用により、首都圏の水と緑のネットワーク形成を推進する」とされている。

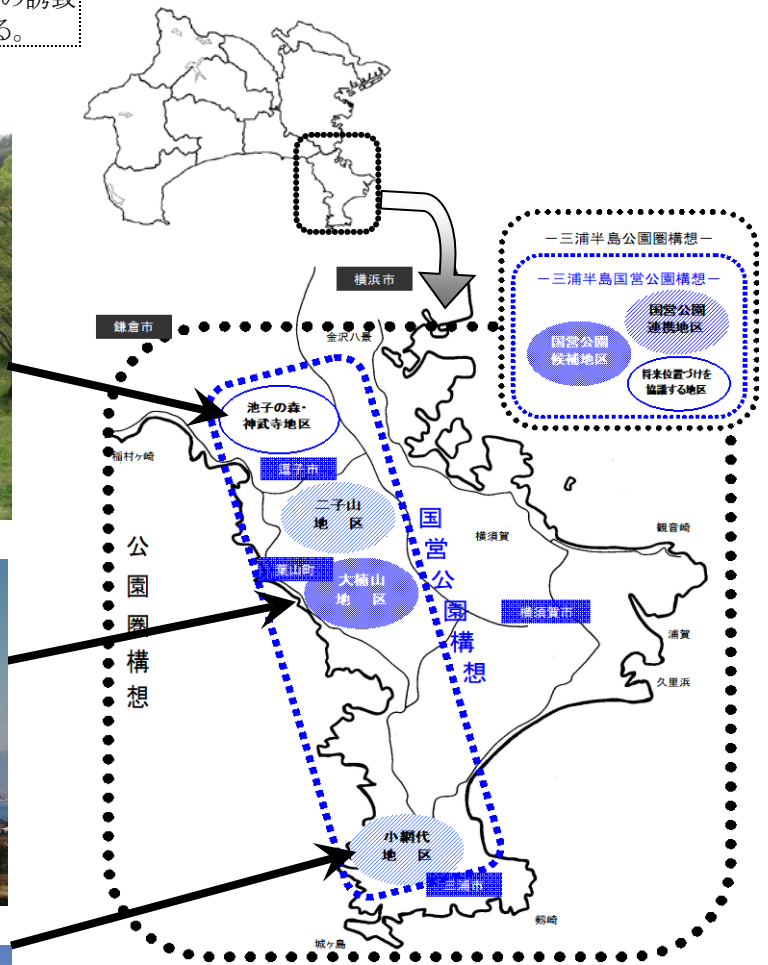
一方、本県では、「三浦半島公園圏構想」（平成18年3月）を策定し、三浦半島の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるように、半島全体を魅力ある公園のような空間としていくことを目指している。

平成26年7月には、小網代の森がオープンし、環境学習の場等として活用され、また、平成27年2月には、池子の森自然公園が、米軍との共同使用として一部開設されるなど、三浦半島ゾーンの緑地空間の保全・創出が図られようとしている。

こうした三浦半島ゾーンの魅力を高め、首都圏における広域的な「水と緑のネットワーク」を推進する上で、中核的施設となる国営公園の設置が必要である。

本県では、「国営公園構想」の中で「大楠山地区」を候補地とし、地域づくりの基本方針である「三浦半島公園圏構想」において、国営公園の誘致をリーディングプロジェクトに位置付けている。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



【提案項目】

学生や高齢者など誰もが円滑に移動できるよう、地域の実情に応じた地域公共交通の確保に向けた取組を推進するため、補助要件の緩和など国による支援の拡大を図ること。

【提案理由等】

本県では、運転のできない学生・生徒や高齢者等、誰もが円滑に移動できるよう、市町村を中心に、バス路線の退出に伴う生活交通の確保や、コミュニティバス等の導入など、地域公共交通の確保に取り組んでいる。

国は、地域公共交通確保維持改善事業により取組の支援を行っているが、例えば、現在県内で140路線を超えるコミュニティバス等のうち、国の補助を受けているものは7路線にとどまっている。

今後も地域の実情に応じたきめ細やかな、地域公共交通の確保に向けた取組を継続的に推進していくためには、関東運輸局長が指定する交通不便地域の拡大や、新たに運行するコミュニティバス等に対象を限定している補助要件の緩和など、国の支援を拡大する必要がある。

【提案項目】

交通事故の多発や高齢化の進展などを踏まえ、安全・安心に利用できるみちづくりを推進するため、交通安全施設等の整備に係る事業について、次の措置を講じること。

- 1 安全な歩行空間の整備推進
歩道未設置箇所への歩道整備など、通学路を始めとする歩行空間の交通安全対策を効果的に実施するため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。
- 2 歩行空間のバリアフリー化の推進
段差のない歩道や幅の広い歩道を整備し、高齢者や障がい者など誰もが円滑に通行できる歩行空間を確保するため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。
- 3 安全で快適な自転車通行空間の整備推進
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を活用し、自転車通行空間の効率的な整備を進めるため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

学校関係者（教育委員会、学校、PTA）、警察及び道路管理者による通学路の合同点検や対策を効果的に実施する取組を継続して推進するなど、歩行者や自転車の安全・安心を確保するため、交通安全施設等の整備に十分な予算措置が必要である。

幅の広い歩道の整備状況

施工前



施工後



【提案項目】

自動車専用道路の整備効果を周辺地域に波及させるため、インターチェンジ接続道路等の整備推進が図られるよう、十分な予算措置を講じること。

- 1 新東名高速道路 I C 関連事業の推進
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)

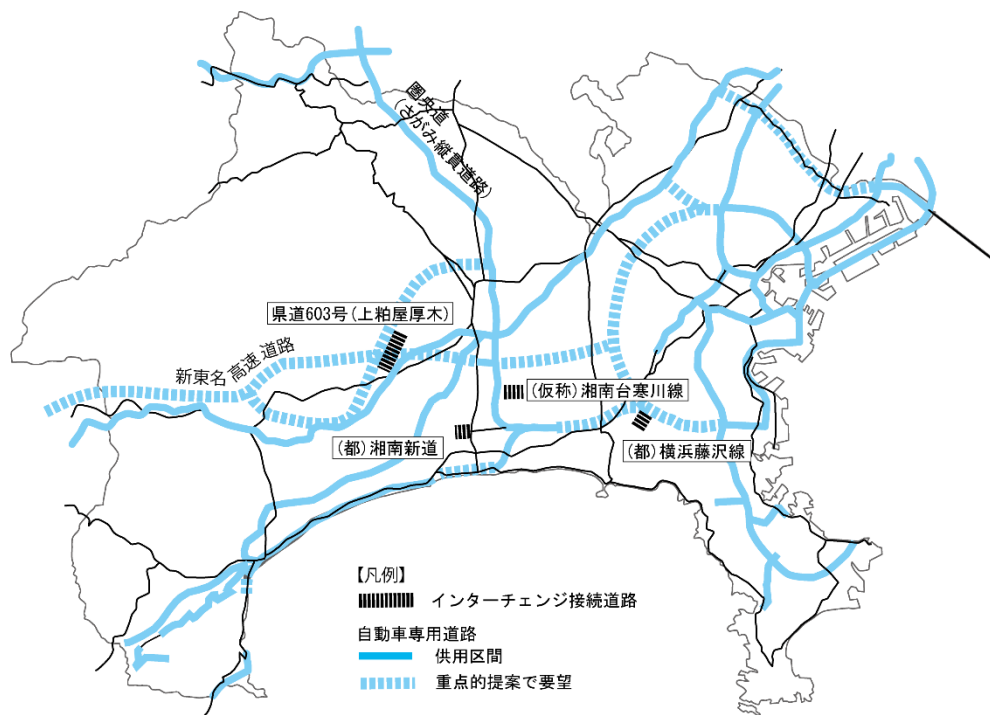
- 2 首都圏中央連絡自動車道 I C 関連事業等の推進
 - ・ 都市計画道路 湘南新道
 - ・ (仮称)湘南台寒川線
 - ・ 都市計画道路 横浜藤沢線

【提案理由等】

本県では、各地で深刻な交通渋滞が発生しており、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした状況を抜本的に改善するため、新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道などの自動車専用道路網の整備が進められているところであるが、その整備効果を周辺地域に波及し、広域的な交通利便性向上を図るためには、インターチェンジや工業団地への接続道路の整備を積極的に推進することが不可欠である。

そこで、補助事業や社会資本整備総合交付金による重点的な支援、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

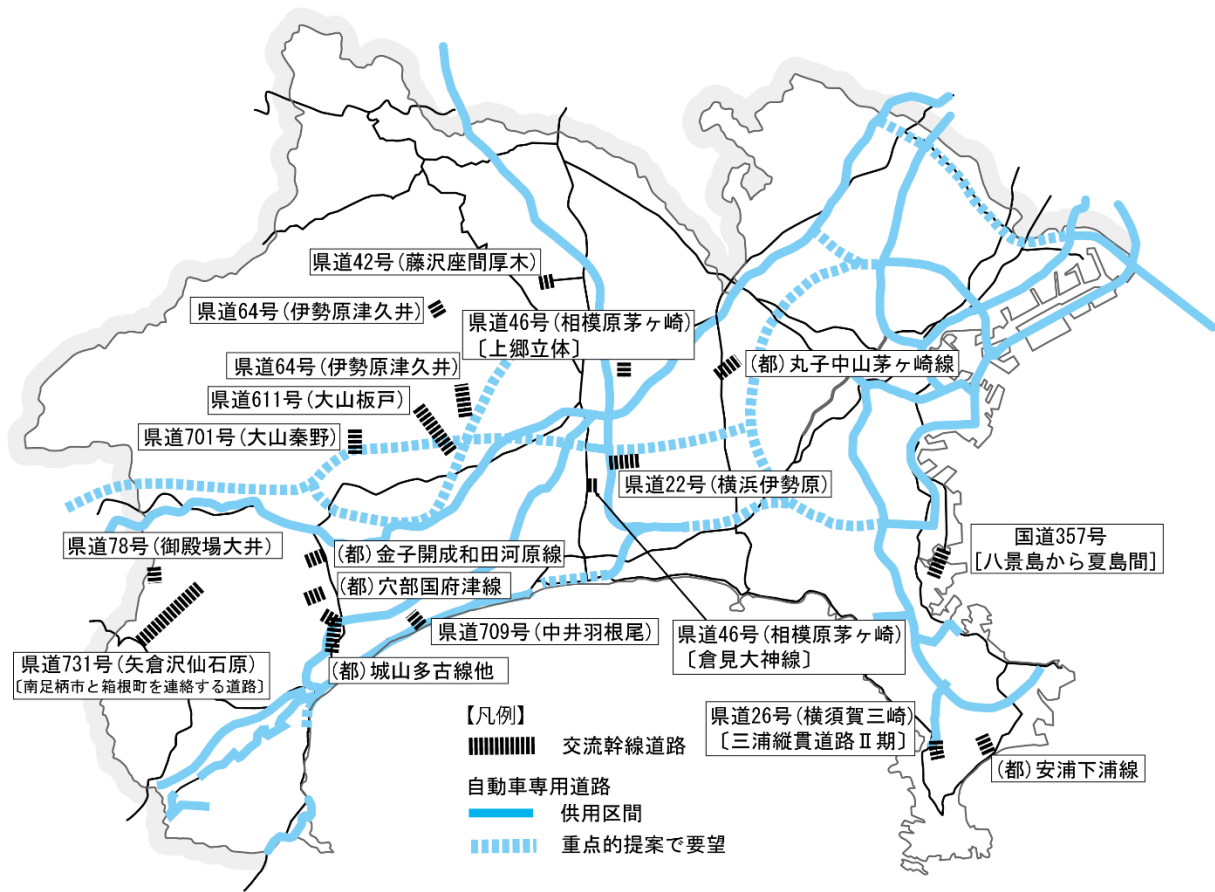
自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

- ・ 国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・ 県道22号(横浜伊勢原)
- ・ 県道26号(横須賀三崎)〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕
- ・ 県道42号(藤沢座間厚木)
- ・ 県道46号(相模原茅ヶ崎)〔上郷立体〕
- ・ 県道46号(相模原茅ヶ崎)〔倉見大神線〕
- ・ 県道64号(伊勢原津久井)
- ・ 県道78号(御殿場大井)
- ・ 県道611号(大山板戸)
- ・ 県道709号(中井羽根尾)
- ・ 県道701号(大山秦野)
- ・ 県道731号(矢倉沢仙石原)〔南足柄市と箱根町を連絡する道路〕
- ・ 都市計画道路 安浦下浦線
- ・ 都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線
- ・ 都市計画道路 金子開成和田河原線
- ・ 都市計画道路 城山多古線他
- ・ 都市計画道路 穴部国府津線

【提案理由等】

企業活動の活性化や観光振興を図るとともに、県民の日常生活を支えるためには、自動車専用道路網と合わせて、交流幹線道路網を体系的に整備していくことが不可欠である。

本県では、道路部門の実施計画である「かながわのみちづくり計画」に基づき選択と集中を図りながら、効率的・効果的な整備を進めているところであるが、インターチェンジ接続道路に限らず、地域の交流・連携を支える路線についても、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

着実な流域下水道整備と未だ整備の遅れている市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道ストックの長寿命化対策、また、下水道事業による良好な環境の創造を推進していくため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の予算配分

下水道事業の予算配分に当たっては、改築更新、未普及対策及び浸水対策など必要とする事業の執行に支障が生じないように、十分な予算措置を講じること。

2 引き下げられた国費率の復活

管きょや処理場の引き下げられた国費率を早期に復活するよう予算措置を講じること。

3 予算措置の充実等

- (1) 管きょ整備・長寿命化などの改築更新について予算措置を充実すること。
- (2) 雨水施設の整備について予算措置を充実すること。
- (3) 地域特性に配慮した予算措置を創設すること。
- (4) 排水設備の設置促進について予算措置を充実すること。

4 温室効果ガス排出削減の取組に対する十分な予算措置

温室効果ガスの排出削減の観点から、施設の整備や改築更新における省エネ型機器の導入等の取組に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 下水道事業の予算配分

(1) 改築更新

下水道ストックが増大し、今後、大量に耐用年数を迎えるに当たり、その改築更新には多大な費用を要する。

既存施設の破損・機能停止を未然に防止するためには、計画的な点検による異常箇所の早期発見や、改築等により適切な予防保全対策を講じる必要があり、重点事業に位置付けるなど国による確実な予算措置が必要である。

(2) 未普及対策

下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁の防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村を中心に未普及地域の解消が課題となっている。

市町村は汚水処理施設整備についての10年概成のためのアクションプランに基づき着実に行う必要があり、国による確実な予算措置が必要である。

(3) 浸水対策

近年、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出への対策は喫緊の課題であるが、雨水施設整備には多大な費用を要することから、国による確実な予算措置が必要である。

2 引き下げられた国費率の復活

公共下水道の整備や改築更新などの費用が市町村の財政を圧迫しており、これらを計画的に進めるためには、平成5年度に引き下げられた単独処理場の国費率（10分の5.5）を流域下水道処理場相当（3分の2）にするなど管きょや処理場の国費率を早期に復活する必要がある。

3 予算措置の充実等

(1) 管きょ整備・長寿命化などの改築更新について予算措置の充実

現行では、交付対象が主要な管きょに限定されており、枝線管きょの整備や長寿命化などの改築更新を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡充が必要である。

(2) 雨水施設整備について予算措置の充実

現行では、交付対象が幹線管きょや一定要件を満たした雨水貯留施設等に限定されており、施設整備を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡充が必要である。

(3) 地域特性に配慮した予算措置の創設

地形が急峻な地域では、平坦地に比べポンプ施設等の設置が増大し多大な費用を要すること、観光地では、より早期に下水道の整備促進を要すること等、これらの地域特性に配慮した交付金制度の創設が必要である。

(4) 排水設備の設置促進について予算措置の充実

持続可能な下水道経営には、安定的な使用料収入の確保が必要不可欠であり、そのための接続率の向上に向けては、土地所有者等が整備する排水設備の設置促進が必要であることから、基幹事業への位置付けや効果促進事業の拡充等、国による支援強化が必要である。

4 温室効果ガス排出削減の取組に対する確実な予算措置

省エネや温室効果ガス削減の観点から、施設の整備や更新の際には、省エネ型機器の導入による消費電力の抑制などに取り組むため、国による確実な予算措置が必要である。

【提案項目】

放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の仮置き費用等の追加的支出については、東京電力ホールディングス株式会社及び国の責任において早期に万全な補償を行うこと。

【提案理由等】

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、下水汚泥焼却灰等から放射性物質が検出されたことに起因する焼却灰の仮置き費用等の追加的支出は大きな負担となっており、今後も支出が見込まれる中で、東京電力ホールディングス株式会社による損害賠償は十分に進んでいないことから、早急な対応が必要である。

焼却灰を搬出する際の飛散防止のために必要となった建屋の建設費用や臭気対策に用いる活性炭の交換費用など本県及び市が請求した費用の一部について、東京電力ホールディングス株式会社から賠償金が支払われていないことから、これらについての万全な対応が必要である。

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業の推進

道路、公園等の公共施設と宅地の一体的・総合的な整備により、良質な都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業に対して十分な予算措置を講じること。

2 市街地再開発事業の推進

土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業に対して十分な予算措置を講じること。

3 都市再生整備計画事業の推進

快適な居住環境の創出や都市の再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業に対して、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、人口減少と超高齢社会を乗り越えるとともに、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の特徴を生かし、安全・安心でコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

1 土地区画整理事業においては、県内の交通インフラ整備が進む中で、産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、「さがみロボット産業特区」等における事業を推進するため、十分な予算措置が必要である。

2 市街地再開発事業においては、民間による計画的な事業進捗を図り、コンパクトなまちづくりに資する鉄道駅周辺における都市機能の更新を確実に進めるため、近年の建設工事費高騰等の影響も踏まえ、十分な予算措置が必要である。

3 都市再生整備計画事業においては、地域の歴史・文化・自然環境の特性を生かした個性あふれるまちづくりと、都市の再生を効率的に推進するため、市町村に対して十分な予算措置が必要である。

【提案項目】

公営住宅の適正な運営管理の推進に向けて、「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」に基づき、県営住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅セーフティネットとして、真に住宅に困窮する者に的確に供給するため、次の措置を講じること。

1 公営住宅の建替事業の推進

県営住宅ストックの適正な運営管理を図る必要があるため、今後推進する建替事業に対して十分な予算措置を講じること。

2 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化

他の入居者との公平性を確保するため、次の場合に明渡しを請求できるよう、法律上の位置付けを明確にすること。

- (1) 特定の目的の住宅の資格要件を満たさなくなった世帯（障がい者専用住戸において障がい者がいなくなった世帯や、大型住戸において居住する人数が著しく縮小した世帯）が、自発的に住み替えない場合
- (2) 高額所得の基準を超える収入のある年が一定期間内に複数回ある場合、又は、一時所得を含めて1年間に相当の高額の収入がある場合
- (3) 改良住宅の空き家に公募で入居した者が高額所得者になった場合

3 共益費の位置付けの明確化

入居者の共益費支払義務について、法律上の位置付けを明確にすること。また、共益費の滞納があった場合は、明渡しを請求できるようにすること。

【提案理由等】

- 1 本県の県営住宅は、その半数が昭和50年以前に建設されたもので老朽化が進んでおり、今後一斉に更新時期を迎える。県営住宅ストックの適正な運営管理に向けた、建替事業の推進について、十分な予算措置が必要である。
- 2 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 3 現在、共益費については明確な規定がないため、各団地の自治会を通じて徴収しているが、公営住宅を適切に管理・運営するため、共益費についても家賃と同様に支払い義務を明確化するとともに、滞納の事実をもって明渡し請求を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 住宅確保要配慮者に対する施策の充実

- (1) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、新たな住宅セーフティネット制度の実施に当たっては、要配慮者に対する居住支援が重要であることから居住支援協議会や居住支援法人の活動等に対する支援措置を充実すること。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給について、登録事業者に対する建設費補助などの支援措置の充実を引き続き図ること。
- (3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅の供給に対し、市町村の負担軽減のための制度の充実を図ること。

2 社会資本整備総合交付金等の充実

公営住宅ストックの有効活用及び市町村が定住促進や多世代居住を目的として実施する住宅リフォーム補助など、地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の充実を図ること。

3 空き家対策の充実

空き家対策の円滑な実施のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき取り組む市町村等に対し、弾力的な活用が可能な支援措置の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 (1) 高齢者等のほか、ひとり親世帯や低所得の若年単身者も増加する状況にあるなど、多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保が的確に図れるよう、新たな住宅セーフティネット制度を平成29年より推進している。しかし、要配慮者に対する居住支援が現状では十分とは言えず、賃貸住宅の家主と要支援者双方が安心して貸し借りできる環境も整っていないことから、要配慮者への支援に当たっては、居住支援協議会と居住支援法人の持続的な活動等に対する補助制度などの支援措置の充実が必要である。
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅については、今後急増する高齢者の住まいとして重要な役割を担うことが期待されており、供給を今後も促進するため、登録事業者に対する税制優遇の継続や建設・改修費補助などの支援措置の充実が必要である。
 - (3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅は、地方自治体の家賃対策補助が前提となっており、市町村の負担軽減のため、家賃対策補助の国庫負担割合の引き上げなど、制度の充実が必要である。
- 2 本県及び市町村では、地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の充実が必要である。また、本県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。
 - 3 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組を円滑に実施するため、空き家対策総合支援事業における国費下限額（1千万円）の要件の緩和や「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」といった市町村や団体の取組などへの支援措置の充実が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局住宅計画課)

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

道路や河川等の社会基盤は、県民の安全・安心な暮らしの確保や、円滑な社会経済活動を支えており、計画的な維持管理・更新による老朽化対策をはじめ、施設の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置率のさらなる拡充を図ること。

さらに、多くの施設や設備を有する「公園」についても、施設等の計画的、効果的な更新を推進できるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に含めること。

【提案理由等】

道路、河川等の社会基盤は、県民の安全・安心な暮らしの確保や円滑な社会経済活動を支える重要な役割を担っている一方で、多くの施設で老朽化が進行している状況にある。

現下の厳しい財政状況においては、今後も引き続き増大する維持修繕に適切に対応するため、国によるさらなる支援が必要となっている。

また、老朽化対策をはじめ、公共施設等の適正管理を推進するため、平成30年度からは、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に、これまでの道路、農業水利施設のほか、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設等が追加されているが、公園についても、子供や高齢者など誰もが安全で快適に利用できるよう、計画的、効果的な更新を推進することが喫緊の課題となっている。

については、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置率のさらなる拡充を図るとともに、対象事業に公園を追加する必要がある。

【提案項目】

1 観光地の活性化を図る路線の整備推進

「観光立県かながわの実現」に資するため、県土構造の骨格として重要な自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、観光地の活性化を図る路線の整備推進が図られるよう、十分な予算措置を講じること。

- (1) 「城ヶ島・三崎」
 - ・ 県道26号(横須賀三崎) [三浦半島の縦軸強化]
- (2) 「大山」
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)、県道611号(大山板戸)
[新東名高速道路とのアクセス向上]
- (3) 「大磯」
 - ・ 国道1号 [大磯～二宮 西湘バイパス沿いの自転車道延伸]
- (4) 「箱根」
 - ・ 県道731号(矢倉沢仙石原) [南足柄と箱根の連絡強化]

2 わかりやすい道路案内標識の整備推進

国内外からの観光客に対応した英語標記など、わかりやすい道路案内標識の改善に十分な予算措置を講じること。

3 太平洋岸自転車道構想の早期実現

地域活性化に資する観光資源として活用するため、国が中心となってルート設定や基本的な方針を取りまとめること。また、必要な予算措置を講じること。

- ・ 太平洋岸自転車道 [横須賀～湯河原]

【提案理由等】

本県は、横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的な国際的観光地を創出するため、「城ヶ島・三崎」、「大山」及び「大磯」を新たな観光の核づくりの構想地域として認定し、地元市町と協力しながら、新たな観光の核づくりを進めている。

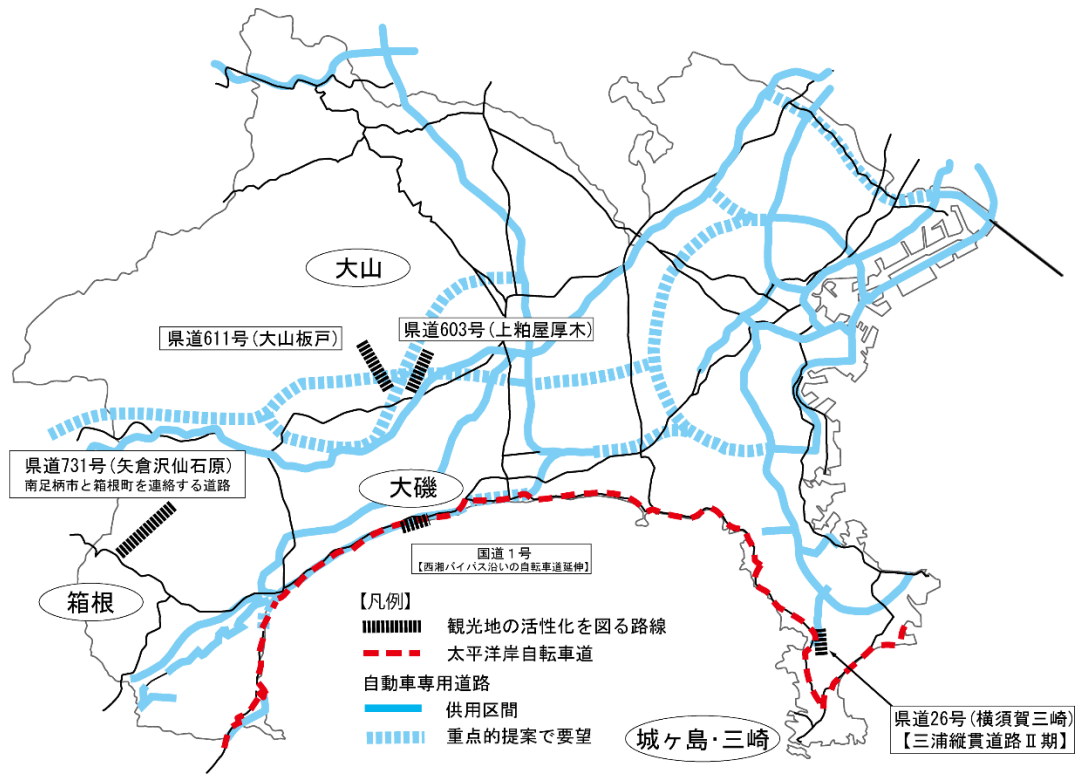
また、「箱根」などの観光魅力アップに取り組み、観光客の誘客促進による地域の活性化を図っている。

首都圏中央連絡自動車道の約9割が開通したことにより、群馬・栃木などの北関東地域から湘南地域を訪れる観光客が増加するなどの効果が現れている。本県には魅力ある観光スポットが多数あり、国内外からのより多くの観光客を呼び込むために、観光地にアクセスする道路の整備などが必要である。

さらに、今後増加が見込まれる国内外からの観光客に対応した英語標記など、わかりやすい道路案内標識の整備が不可欠である。

本県では、太平洋岸の5県及び国とともに太平洋岸自転車道の活用に向けた取組を進めているところである。各県及び市町村が地域の実情に応じて整備を進めている自転車空間が活用されるよう、国が中心となってルート設定等の調整を図る必要がある。また、ルート案内に関する案内看板や路面標示等の走行環境の整備が、全線を通じた統一的なコンセプトの下で進められるよう、国が基本的な方針を取りまとめる必要がある。

さらに、太平洋岸自転車道構想の早期実現に向け、十分な予算措置が必要である。



箱根



大山



大磯



城ヶ島

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路管理課、道路整備課)

【提案項目】

東京2020大会とその先を見据え、セーリング競技の会場となる湘南港の機能強化を図るため、次の措置を講じること。

1 湘南港臨港道路の渋滞対策の推進

湘南港臨港道路では、駐車場への入庫待ち車両に起因する渋滞がたびたび発生し、湘南港の機能を阻害している。このため、渋滞対策の推進に対して、引き続き、十分な予算措置を講じること。

2 国際観光地としてふさわしい環境整備の推進

大会を契機に、江の島が国際的な観光地としてふさわしくなるよう、湘南港のトイレにおけるバリアフリー基準への対応や洋式化について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 湘南港は観光地である江の島島内に位置しており、湘南港の利用者や江の島への観光客は、島内への唯一のアクセス道路である湘南港臨港道路を利用するため車両が集中し、土日祝日等はたびたび渋滞が発生しており、渋滞緩和等については地元島民からも強い要望がある。

島内に新たに駐車場を整備することは用地確保や利用状況などの観点から困難であるが、渋滞は、島内の入口付近の駐車場への入庫待ちの車両と島内に入る車両が混在することにより発生しているものと考えられることから、東京2020大会におけるセーリング競技を成功に導き、湘南港の機能強化を図るとともに、島内の活性化につなげるためには、湘南港臨港道路の渋滞対策を推進する必要がある。

2 東京 2020 大会が湘南港で開催され、外国人を含む多くの観客や選手などの来訪を契機に、江の島は大会後も国際的な観光地として、ますます賑わうことが期待される。

そこで、大会を契機にトイレのバリアフリー基準への対応や洋式化など、江の島が国際観光地としてふさわしくなるよう、早急に環境整備を推進する必要がある。

湘南港周辺の状況



141 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン推進

に係る地方財政措置の拡充等

提出先 内閣官房

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）におけるホストタウン推進のため、次の措置を講じること。

1 地方財政措置の拡充・継続

- (1) 将来を見据えて相手国との積極的な交流を促すため、2020年以降も特別交付税措置を継続すること。
- (2) ホストタウンが行う施設改修に係る地方債措置については、ホストタウン相手国から求められる練習環境向上のための整備等も地方債措置の対象とすること。

2 新たな国庫補助制度の創設

現在、特別交付税により、ホストタウンに基づく事業経費への財政支援措置が取られているが、不交付団体においても、財政支援措置を受けることができるよう、スポーツ施設の整備、改修及び諸外国との交流について、新たな国庫補助制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、ホストタウンの目的である地域の活性化、様々な人的・文化的な交流について、2020年以降も継続して実施すべき重要な取組と考えており、将来にわたり先細りしないよう、特別交付税措置を東京2020大会後も継続する必要がある。

また、ホストタウンが行う施設改修に係る地方債措置については、現在、事前キャンプ受入れ時のために実施する「国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業」のみが対象となっているが、事前キャンプを円滑かつ確実に実施ができるよう、相手国から求められる練習環境向上のための改修事業等も対象にする必要がある。

- 2 上記の地方財政措置は、特別交付税による措置のため、不交付団体においては財政支援措置を受けることができない。そのため、すべてのホストタウンが円滑に事業を実施できるよう、交付税措置だけではなく国庫補助による支援が必要である。

